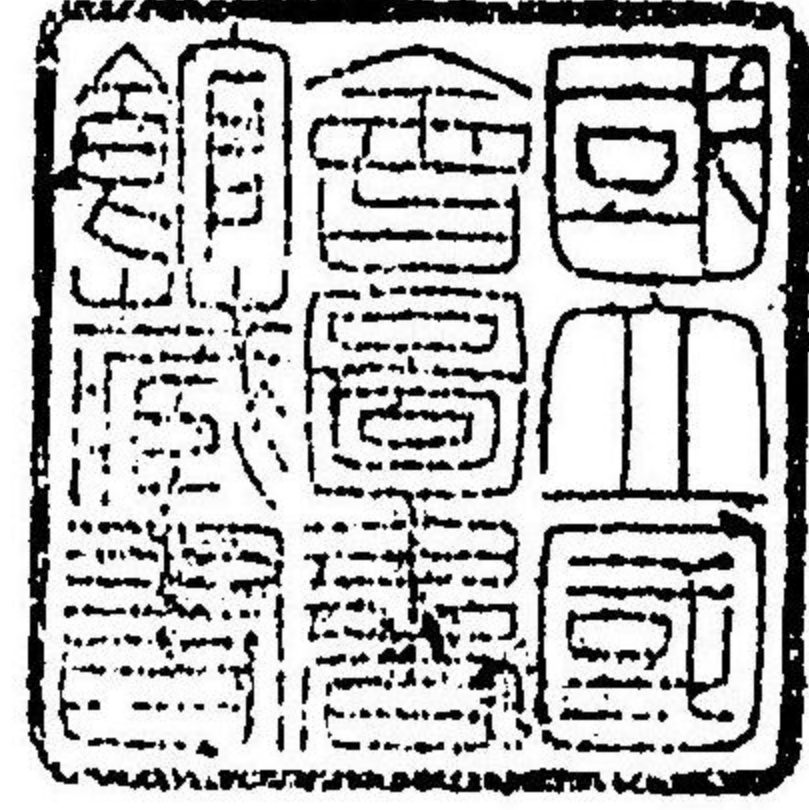


三國名勝圖會

十

291.97  
G56A  
W



261479

三國名勝圖會卷之二十八目錄

薩摩國河邊郡

硫黃島

總說

硫黃島名義

島形

土俗

古來事跡

山水

硫黃峯

島港

井

神社

熊野權現社

藏王權現社

御祈神社

德體神社

輕野大臣諸書說

俊寬略傳

佛宇

阿彌陀堂

舊跡

觀音窟

俊寬投筆石

俊寬足摺石

平家物語

磯松崎

城ヶ原

平家城

御前山

物産

土石類

五穀類

藥品類

蔬菜類

竹木類

飛禽類

鱗介類

叢談

成經康賴俊寬配流

貴海鳥追討

平俊職配流

文觀僧正配流

藤原惺窩詩歌

黑島

總說

島形

山水

土俗

諸山合記

諸川合記

諸瀑布

船着場

神社

黑尾神社

冠大神 冠峯

管尾神社

清月寺

舊跡

城山

物産

中里村跡

日暮村跡

五穀類

器用類

藥品類

蔬菜類

果實類

花卉類

竹木類

飛禽類

鱗介類

叢談

群鼠の災

舞躍

竹島

總說

竹島文字

島形

土俗

竹島之門

山水

船着場

籠港

春橋

竹棧道

神社

聖神社

神社合記

佛宇

佛宇合記

物産

器用類

五穀類

藥品類

蔬菜類

花卉類

果實類

竹木類

飛禽類

鱗介類

叢談

古書抄

平家苗裔

群鼠の災

七島

總說

吐火羅國

漢土人七島說

七島名義

郡司

平家苗裔

落漈

土産

口之島

口島名義

山峯合記

洲礁合記

八幡神社

潮音寺

中之島

中島名義

山水合記

洲礁合記

地主神社

佛寺合記

平有盛墓

日州油浦人の侵掠

臥蛇島

島名文字

小臥蛇島

洲礁合記

八幡神社

龍福寺

平島

島名文字

山水合記

洲礁合記

八幡神社

福壽院

諏訪之瀬島

燃峯

洲礁合記

惡石島

山水合記

洲礁合記

八幡神社

養徳寺

寶島

屬島合記

山水合記

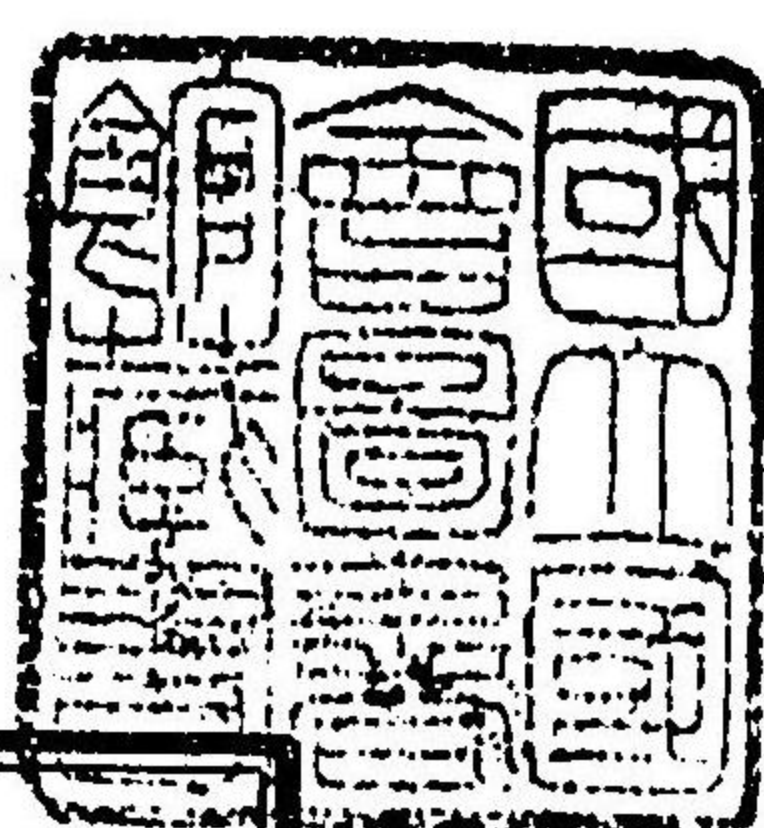
岩窟

鎮守神社

佛寺合記

平家堂

諸幾利須人の侵掠



三國名勝圖會卷之二十八

薩摩國

河邊郡

硫黃島 本府の海上辰巳三八里一本府在南海官中員を置き山交川代す、  
在番官當り島に轄あり又此黒島竹島の郷邑の島例黒竹二島の當り如  
事、錯出すに隸ば、覽も觀の當便なら合隸す、故に各々然れども各立つ、

總説

硫黃島名義 此島古來硫黃を産す、太宰府別貢とあるは、即此島の所出なり、因て島の名とす、萬葉集にみなきりあひ、奥門小島に、風をいたみ、船よせかねつ、心はおもへど、詠しも、此島なるべし、平家物語硫黃島、又鬼界島に作る、千載集、沖小島に作る、和漢三才圖繪、澳小島に作る、登壇必究硫黃島に作る、東藻會彙、伊王島、硫黃灘等に作る、按に和名鈔、硫黃の和名由

乃阿和、和俗に云油王、本草和名石硫黃、和名由乃阿加、生太宰府、是湯之泡、湯之垢の謂なり、又慶長年録に、ユワフガ島と見ゆ、并に湯之泡の轉なり、舞の本とて、三十六卷あり、多田義俊が三十ヶ條故實辨に、註釋を加へたり、其本にいわふが島と云本あり、ヤイエエ音便にて、イワウと呼ませしならん、本艸綱目引庚辛玉册云、石硫黃生南海琉球山中、倭硫黃亦佳なりと、硫黃は、琉球の屬島大島にも産す、然ども多からずと云、是琉球人が此物を本藩に得て、琉球硫黃と稱じ、唐土に携へ渡れる者多かるべし、是をかく記せしならん、又古へ鬼界島と見にたるは、輕野大臣の故事に出たりとぞ、輕野大臣の事は、見、今島人俗に或は黃海島の字を用ゆ、海邊の水、都て硫黃汁にて黃なる故、其字を用ゆといへり、

島形 此島周廻三里、島中の東北に硫黃岳あり、其下は、群山相

連る、其餘は原野にして、頗る平地多し、人家は、島南の港口に傍て、聚落をなせり、土民男子は、皆海上の漁釣を以て生業とす、松魚を釣り、魚腊に作るを、産業の第一とす、耕作は専ら婦人の業とせり、大抵麥及ひ蕃薯を多く植ゆ、

土俗 島中の婦人は、一生眉を去らず、齒は或は染る者もあれども、多くは染めず、屋宇は皆笹葺にて、茅茨を用ひず、其笹は島産の籜竹イナヅナを用ゆ、篋にて葺く時は、凡そ三十年餘は損ずることなくして、茅より甚だ久に堪ゆるとぞ、其富民の屋は、篋葺の厚さ三尺許の者あり、佛法は都て淨土宗なり、本府不斷光院を以て檀那とす、島中には往昔は佛寺もありしといひ傳れども、今は一寺もなし、人死する時は、其親戚等相集て、念佛を唱へ引導とす、又島内醫師なき故に、土人病を受たる時は、社司等へ請ひ、祈禳をなせり、土俗甚だ神社を敬信し、日參

をなす者多し、

古來の事蹟 當島は治承の比、丹波少將成經、平判官康賴、大僧都俊寛、當島へ流さる、是より島名天下に著はる、又正嘉二年、平内左衛門尉俊職、當島へ流され、又元徳元年、文觀僧正當島へ流されし事等、舊史に見れたれば、古昔は此島流謫所と見れたり、當島司、長濱氏の古系圖を按るに、硫黃島長濱家の由來は、京都平氏の苗裔なり、京都鎌倉亂の時、落來り、島の守護となる、其砌諸國の流亡人、貴賤を擇ばず、三百餘人ありしと云、此説に據れば、京都平氏の徒、此島に流寓して、守護となりしなるべし、熊野神社由緒記に、文祿五年、新納大藏下島して支配云々、又熊野社、寛永十六年、棟札に、地頭寺山四郎左衛門尉忠昌云々、又寶永元年、棟札に、當地頭林休兵衛時主云々、

山水

硫黃峯在番半里許

此峯硫黃を産するを以て、名を得たり、此

峯當島の東西にありて、海上より聳へ立ち、形狀奇高なり、土俗の説に、登り三里、下り一里といへども、大抵半里許もあるべし、山面都て焼石にて、艸木生ぜず、山の半腹より上は、處々硫黃燃上り、山頂最も多く燃出つ、硫黃の所出は、時々變り移りて、一方に多く出れば、一方は少くなるといへり、此島の絶頂に圓池あり、徑り十四五間、深さ十四間、昔日は水ありしに、今は常になしとかや、池内よりは硫黃を吹出す、この池より半町許北の方に、石礫を高さ三尺許、横幅五尺許、積立ありて、神跡と稱ず、土人祈願の爲に、鉢等を寄進して、建置く、春秋の彼岸には、土人參詣せり、女人は禁制といへども、十三歳以下の女子は、其禁を許す、絶頂には時々燈明燃に點する事ありて、十二月晦日の夜には、必ず見ゆといへり、其外岳神に祈願



等をなせる時は、燈明現はるとて、土人甚た崇敬す、神廟は山下に勸請して、藏王權現と號す、見下又岳面より時々硫黄醋を降らす細雨の如し、硫黄醋とは硫黄の氣にて蒸し降るものなり、此岳下の邊は、稍平地ありて、耕作によき地もあれど、硫黄醋ふる故、耕作をなすことあたはず、若硫黄醋植物に觸るゝ時は、忽ち白くなりて枯るゝとなり、笹の葉といへども、亦しかり、山上の窟穴には、多く溜る、其味尋常の醋より酸烈甚し、近來諸病を愈すとて、服用するものあり、腹痛切疵疔積等効驗ありとぞ、又當島の海水は、硫黄汁相混じ、其色皆黄なり、此岳を海上より遠く望めば、岳面より硫黄煙處々に生じ起り、其形狀頗る櫻島を望むが如し、

島港港在番衛此、當島の南面にあり、海灣を港とす、港奥より港口に至て、凡貳百八十間餘、又港口の横幅百四十八間あり、北

風の時は、泊繫に好といへども、其餘の風には利あらず、港の西峯は、絶岸聳へ連り、東岸は亂巖ありて、平地に接す、

井水在番衛半里許、村中にあり、島内土民の用水は、此井一にて、深さ三尋許、水勢あまり強からず、硫黄の氣ある故にや、水常に暖にして、冷湯の如し、暫らく汲置て冷水となす、此井の外は、島中水流の川もなし、

温泉在番衛半里、硫黄岳南面海岸、石間より流れ出づ、高さ四五尺、海中に流入、湯池なきゆゑ、竹笥を以て湯を取り、身に注ぐ、濕瘡の類は、湯を注ぐこと兩度許にして能平愈せりとぞ、其外所々に温泉ありといへども、地形皆險阻にて、浴所を設ることなし、又海中に温泉の湧出る所もあり、

神社

熊野三社權現社在番衛方五十間、祭神三座、中社は伊弉册尊、西

社は事解男命、東社は速玉男命なり、神鏡數面を藏む、當社は、  
 往古治承元年、丹波少將成經、平判官康賴、大僧都俊寛、當島へ  
 流されし時、赦を得て再歸せん事を祈り、紀州熊野三所權現  
 を勸請して、建立せしといふ、一説に初め成經、康賴、熊野權現  
 を勸請して、歸洛を祈る時に、俊寛肯んぜず、成經、康賴、赦に逢  
 て歸洛の後、俊寛悔て社を建立すといへり、成經、康賴等、當社  
 に祈念せし時、種々の靈應、古來の諸舊記に見たり、かゝる  
 由緒ある故にや、圓室公御代に、官より社殿を修復しぬふ  
 事、桂庵和尚の島陰雜著に載せる、棟札に見たり、桂庵和尚、當時高名、  
 因て人書れし棟札を、請に、又社司長濱氏系圖を按ずるに、松齡  
 公、慈眼公朝鮮の役に、當社司の元祖、長濱權之丞吉延と云  
 者、其軍に奉從しけるに、慶長三年、朝鮮御歸陣の時、南海の船  
 戰に、松齡公の御船危急なりしに、吉延武功あり、其後、公

吉延が功を賞し給はんと、の御言ありしに、吉延曰、臣が家權  
 現の社司たりといへども、社殿の修補を加ふことあたはず、  
 願は臣に賜はるの賞を以て、彼修復を加へ給はむ事を請ふ  
 と、公是を許し、且御鎧、御太刀等、若干の品を御寄進あり、遂  
 に官より社殿を修建し給ふと見たり、祭祀は、年中度々あ  
 りて、正月元日、正月七日、五月五日、九月九日、十一月五日、十二  
 月廿九日なり、其内九月九日の神事には、其翌十日、二十一日、  
 兩日、島中の婦女美粧をなし、笠杖扇子等にて、歌曲を奏して、  
 舞躍をなす、其歌曲には、硫黃島と、波島原思ひ立花の大坂  
 などいへる名ありて、其歌舞共に式法あり、是島中へ疱瘡流  
 行せざる爲の祈願なりとぞ、此歌舞は、今社司高祖父、長濱伊  
 豆吉明弟に、權之丞吉繁といふ  
 者、大坂に至りし時、右の歌舞、土民に教へて、今に傳り神事  
 ひ、自ら習ひ覺はて、當島に歸り、土民に教へて、今に傳り神事  
 とに用ゆる社山の大小、南北四拾八間、東西四拾貳間許ありて、

社前には、樹木陰森として、葛藤纏ひ垂たり、社前は、直に港浦にて、鳥居も海に向へり、土人當社を尊崇し、婦人は潮水に浴して參詣せり、社司長濱氏、

○島陰雜著、當社の棟札、

大日本國海西路薩摩州硫黃島熊野三所大權現神廟、  
上棟之事、

當社者、治承元年、丁酉、都人羽林藤原成經、判官平康賴、謫此地而祈歸之餘、創建熊野三所大權現之廟貌、以抽丹悃、獻青詞、豈無感格邪、藤平二公、速赦入皇都、爾來海西之靈地、不告而諸方知其有硫黃之島、實自丁酉、迨去々年戊午、三百二十有二載、廟荒苔埋、視者爲可惜焉、府君命有司某執役、於是再興之功不日而成矣、所謂神者不測之理、興廢亦然也、夫神之權威重、則四時調、四海安、神之現德厚、則萬物生、万民樂、利濟之於日域、不亦大

哉、伏希薩隅日三州太守藤原氏、癸未、己酉、命運亨通、武名長久、國人以忠以義、共稱一家之藩垣、民俗有仁有財、各富九州之金穀、子孫室家之繁茂、親戚之衆多、所願從心皆獲、吉利專祀上棟之後、柱礎堅固、梁棟安全、諸國一天之星河、不隔島嶼、大洋萬里之波浪、宜護舟船、

明應八年、己未、春時正初日、再興司役友安神官等敬白、

○王子權現宮跡 本社の北脇にあり、熊野十二宮の内にて、往古成經康賴等、治承年中、熊野本社と同時に勸請せしといへり、文化三年、丙寅、七月大風に破壊して、神体の鏡數面は、熊野本社に移し納めしとぞ、今方五尺許の屋地跡に、竹籬を結ひて、中に丸石を安置せり、

藏王權現社 在番橋より南 硫黃峯の麓にあり、峯神にて、嶽三神といふ、神體自然石なり、往古より當島守護の惣社とし、熊

野權現と、當社とを以て、兩社權現と稱して、崇敬せり、勸請の年月詳かならず、祭祀の日、熊野權現と同じ、社司長濱氏、

御祈大明神社在番七町許、祭神正体大僧都俊寛にて、又成

經康頼が靈を從祀とす、神体自然安す、石社山周廻二十間許、俊寛

山と號す、樹木生茂り、山茶最多し、本社の東脇四五間許に、乾

川あり、其邊にては、俊寛川原といふ、社地は谷合の如き處に

て、山間の地を削平せり、往古俊寛の石塔、此川原の上にあり

しに、雨水洗崩して、其儘に打捨ありしが、其遺靈にて、神怪の

事ありしが、土人恐れて、今の地に當社を建立せりとぞ、其墓

の側に、舊大松樹一株ありしに、文化の頃、大風に吹倒されて、

今其朽木猶倒伏して残り、正祭十二月二十八日なり、前晚

より齋戒し、熊野權現御供所へ一宿し、神膳を調へて、是を供

す、又七月十五日の夜は、俊寛への祭祀として、土人大小の松

明二を竹にて作り、當島の港濱に持ち出、沙を穿て是を立置

火を燃せり、其大松明は、長さ九尋許、下の方徑り三尺許、其上

は、小く作り、徑り一尺許なり、其小松明は、徑り貳尺許あり、大

松明は、閭村より出し、其小松明は、兒童中より出す、さて土民

盡く集會して、肥松に火を付て、下より松明の上に投擧て、火

の付を手柄とし、競ひ争へり、其夜は土人莊屋の庭にて、終夕

舞躍をなす、俊寛を御祈大明神といふは、成經康頼は歸洛し

て、俊寛のみ、此島に留りし故、俊寛自ら我神を此島に留んと

祈誓せし事、神託ありしに依て、御祈大明神と號すといへり、

當島庄屋長濱氏、當社の代宮司たり、此長濱氏は、當島庄屋世

族の長濱氏と、同、土人俊寛の事跡、及び當島の内足摺石、投筆石

等の遺跡に至り、知る者多くして、甚だ其靈を崇敬せり、

○俊寛略傳 平家物語、源平盛衰記に據て、俊寛の事跡を按

ずるに、俊寛は、村上源氏具平親王より第六代の苗裔にて、源寛雅が子なり、治承元年、俊寛、藤原成親等と平家を亡さんと謀り、事顯れて藤原成経、平康頼と、三人硫黄島に流さる、同二年、平重盛叔父教盛の請に依て、赦を父清盛に乞ふ、清盛、成経康頼の赦を免し、俊寛は、罪重しとて、是を赦さず、使者硫黄島に至りて、其赦文を示す、俊寛慟哭殆んと絶んとす、時に成経よりは夜の衾、康頼よりは法華經を殘して、形見とす、二人船を發して京に歸る、其後俊寛は獨り此島に在て、幽愁甚しく、其時の歌あり、

見せばやな我を思はん友もがな

磯の篷屋のしばのいほりを

初め俊寛都に在し時、幼少より仕へし童子、兄弟三人ありしに、兄は法師になり、第二の弟は、龜王、第三の弟は有王といふ、

俊寛配流の時、龜王は淀まで送りて、隨ひ行んといひしかども、配流故に相叶はず、有王は大原嵯峨等寺々へ至て身を託し、俊寛が再歸を祈る、其後三年を経て、成経康頼歸洛ありしに、我主は獨り硫黄島に残り留れると聞き、獨り都を出、硫黄島に尋行んとて、先奈良へ行、俊寛の女子ありけるに、其志を告て、文を請得、四月の末、筑紫へ下り、便船に乗りて、硫黄島へ渡海し、俊寛へ遇ひしに、形容憔悴して、別人の如し、其女子の文を出せしに、俊寛喜ひ且泣く、其後有王丁寧に給仕しけるに、四十日許を歴て、俊寛病に臥し、終に死す、有王慟哭し、其死骸を荼毘し、其骨を携て京に歸り、奈良に往き、女子に是を告て、共に天野の別所といふ山寺へ伴ひ行き、出家となり、又高野山に登り、俊寛の骨を納め、女子と同く後世を吊ふと見たり、

以上大意を紀す、又野田邑に、俊寛墓、出水、各其邑に載す、

德躰神社 在番方四町許 石祠なり、祭神輕野大臣の靈を崇む、

神體自然石一を安す、祭祀の日、熊野權現と同じ、神社啓蒙、和漢三才圖會、下石集等を按ずるに、輕大臣は、  
齊明天皇は或

天舒、の御時、遣唐使となりて入唐す、故ありて唐土へ滞留したるに、其子參議春衡、又遣唐使となりて入唐す、其父に遇て

伴ひ歸朝す、薩州硫黃島へ漂着し、此地に卒すと見たり、

○輕野大臣諸書の說 神社啓蒙曰、輕大臣者舊傳爲遣唐使時、支那人飲之不言藥、身作彩畫、頭戴燈臺而燃火、即名之爲燈

臺鬼、其子參議春衡、又爲遣唐使、于時 齊明天皇二年、丙辰歲也、及今支那帝殊愛重焉、及于夜、秉燭出鬼燈、燈鬼遙見春衡

而知我子、流涕嗚咽、噓指頭、血書曰、  
我、元日本華京客、汝是一家同姓人、  
爲子爲爺前世契、隔山隔海戀情辛、

經年流涕蓬蒿宿、逐日馳思蘭菊親、

形破他鄉作燈鬼、爭歸舊里寄斯身、  
又歌

燈し火の影耻かしき身なれども  
子を思ふやみの悲しかりけり

春衡見之、以爲我父也、遂求灯鬼、歸日本之日、沒颯州硫黃島、名其所葬之地曰鬼界、倭漢三才圖繪、薩摩國硫黃島の條に、輕野

大臣の事を載する事、神社啓蒙に同じ、其文末に云、按春衡或爲玄光、輕大臣不知何時人、  
舒明帝時人、或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、

而無輕大臣者、且遣唐使者、推古朝遣大上御田、  
或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、或曰齊明帝時人、於唐、而舒明朝歸、是遣唐

使之始也、文武朝粟田真人爲遣唐使、虛說分明、又曰河州古市郡有輕墓、和州高市郡有法輕寺、丹波桑田郡有輕神社、皆立輕

大臣之名、遂不知其緣、皇極帝之弟有輕皇子、是乃孝德天皇也、

其外不聞稱輕之名也。△本朝諸社一覽志、輕大臣の事跡は、丹波國桑田郡宮脇村社記出云云。△一書云、本田氏神社考云、灯鬼此地にて薨ぜし故、此島に禿食を建、靈氣を祭る、其靈氣竹木不淨を犯者まで、靈出甚し、爰を以て此島を鬼界島とは名付し也、硫黃島とは、元來此所の名にして、鬼界島とは、靈氣に依て是を號すと也、輕大臣の御事は、承和の比の事とかや云傳へたり、德牀とは、灯臺の誤と云り。△硫黃島社説曰、齊明天皇二年、丙戌、八月二十五日、御尊骨を納め、本國へは遺髪を持越されたりといふ、此外輕大臣の事は、諸書に見えずと、三才圖會等の説に、輕大臣といふ人、歴代の内に見えずとあれども、當島へ其神社今に残り、其事蹟土人も傳へ知る者あれば、假令輕大臣にて非ずとも、誰ぞ遣唐使の當島にて卒せし事は、虚ならざるへし、今諸説を併せ記して、異聞を廣む。

佛宇

阿彌陀堂 在番方半町許 本尊阿彌陀如來を安置す、祭祀正月廿五日、七月廿五日、八月廿四日なり、又別に觀音一体を安す、元祿十二年、己卯の棟札を案ずるに、當堂の觀音は、往古成經康賴當島へ配流の時、當浦の觀音窟に勸請せし者にて、正徳の比迄は、其窟に在りしに、風波洗ひ入るを以て、此堂へ移す、其時石像破壊せし故、新に木像を作り安置すと見たり。

舊跡

觀音窟 在番方二町許 當島港濱の西岸、絶崖斷壁數百丈、屏風の如く相連れり、其巖壁の下に、天然の窟穴あり、穴の高さ八尺、横九尺、深さ二間、又窟口の上巖は、前面より突出すること六尺許にして、覆ひ掛れり、往古成經康賴等觀音を安置し、常に參詣せし所なりと、當島の舊記に見たり、其觀音正徳の比

までは、爰に安置せしに、風波洗入を以て、阿彌陀堂に移せし事、前條述るか如し、故に今佛像なし、

俊寛投筆石在番術より丑 當島矢筈山といへる所の崖面に、大石ありて、樹梢に峙つ、是を投筆石と號す、昔俊寛配流の時、此石に文字を書、高所より投下したる石なり、因て投筆石と名しとぞ、其投筆石の邊、急峻なる所にて、土人も登る事を得がたく、遙に石を仰ぎ見るのみ、往昔一人其崖に登りし者ありしに、梵字かきありしといふ、

俊寛足摺石在番術より未 當島港西岸下の海濱、亂石の上にある、長さ五尺四寸、横四尺、高さ三尺二寸許、其石面に長さ八寸三分、左足の跡形穿てり、足指の方廣さ四寸二分、踵の方三寸五分、深さ二寸許もあるべし、此石は往古成經康頼は赦にあひて、船を發す、俊寛一人留て別を惜み、船を出さじと、此石

に足を踏摺り、船繩を引し所なりといひ傳ふ、此石は、土人尊敬して神と崇む、又此足摺石の邊に、一大石の南北三間二尺、東西二間四尺餘なるあり、其石面平にて、座臥すべし、俊寛常に此石に來遊せしとなり、當島の舊記には、今の足摺石は、後人其足形を彫刻せし者にて、眞の足摺石は、彼俊寛の來遊せしといへる石の事なりといへり、

○平家物語の説 平家物語曰、去程に舟出さんとしければ、僧都舟に乗ては下つ、下りては乗つ、あらまし事をし給ひける、既に纜解て舟を出せば、僧都綱に取付、こしになりはきになり、たけ立までは引れて出、たけも及ずなりければ、僧都舟に取付、さて各俊寛をば終に捨はて給ふ、日比の情も今は何ならず、赦されなければ、都までこそ叶ずとも、せめて此舟に乗て、九國の地までと、くどかれけれども、都の使何にも叶ふ



まじとて、取付給ひつる手を引のけて、舟を終にこき出す、僧  
都せんかたなく、渚にあらり倒れふし、おさなき者の母など  
慕ふ様に、足摺をして、是をのせてゆけ、具してもゆけと宣て、  
おめきさけび給へども、漕行舟の習にて、跡は白波許なり云  
々、

磯松崎在番二町許、俊寛の侍童有王丸、當島へ渡海の時、船

より上陸の所なりといふ、此所は當島港の東岸にて、巨石相  
連れり、

城ヶ原在番十町餘、此原、南北十五六町、東西半里許ありて、

平坦なり、東の一面山に續き、西北は海に臨み、絶崖にて、島地  
の鼻崎なり、今土人の耕作場とす、往古平族當島へ遁來て、城  
壘とせし處といふ、

平家城在番一里許、當島東北の山背にて、海上に突出し、孤

絶險阻の處なり、硫黄峯の北面に接し、村里遠く隔れり、往古  
平家の城壘なりしといふ、

御前山在番二町餘、原野陸田の中に、御前山といふ所あり、

其内に古墓大小三十餘あり、是平家諸人の墓なりといへり、  
物産

土石類 硫黄并硫黄醋 當島硫黄を産する事は、古來天下に

聞にたり、故に島名も硫黄を以て名を得たり、源平盛衰記内  
にも、肥後國より鬼界島へ渡り、硫黄を取て歸、商賈の便船云  
々の文見にたり、凡そ硫黄の上品は、鷹の目と、鵜の目といふ、  
是硫黄の精粹なり、製法を経ずして、直に用ゆべし、岳上にて  
硫黄の地より吹出し、下に滴りて溜れる者なり、故に方言呼  
て吹出しといふ、其一番吹出しの好き者を鷹の目と名づく、  
鵜の目は、其内にて品位劣れる者なり、又此二種の外に、粗硫

黄あり粗硫黄は製法を歴て成る者なり其製法は火煉を用ゆ傭夫の徒短刃を携へて岳に登り硫黄大小の石に燃付る者を起し取りの大石といへども硫黄に焼焦れて燃せば硫黄鎔流れて池中に入り堅凝せり其硫黄を起し取て破碎し囊或は竹籠に收め入れ背に負て歸る其硫黄には上中下の位あり石に付る者を上とす其又細密なる沙に付る者を中とす少し黒みを帶ぶ土に付る者を下とす少し白を帶ぶかくて粗硫黄を携て岳より村中に歸り是を先づ大鍋に入れて煎す其鍋は硫黄鍋とて其形異なり徑り壹尺六寸深さ壹尺許其鍋にて煎ずる時は鎔化して水の如し是を模の内に流し入る其模は砂糖の虚桶を用ひ其底板を去りて此中に五六寸堀埋め桶の外は土を高さ五六寸塗舉たり硫

黄を桶中に一日程置けば皆堅凝す桶の竹輪を去り桶を解き硫黄を收め取る其桶底には大抵硫黄の糟四寸許溜りあり其糟は方言に硫黄尻といふ此硫黄尻は石の如き者にて少し硫黄相着處々黄色なり又是を碎き前法の如く煎する時は再ひ硫黄出づ然れども多く得ずといふ

五穀類 陸稻粟黍大麥小麥胡麻等皆産す蕃薯は甚大なり土人糞を用ひずといへども諸穀能く成熟す

藥品類 山歸來 頗る上品なり △縮砂仁 蔬菜類 藜吾 指の大きさの如し △臭梧桐 其味苦からず

本藩地方の種と頗る異にして佳品なり故に臭梧桐の羹汁を嗜む者は當島の所産を移て慶府に植る者あり

竹木類 山茶 島内の山林甚多し山茶の實を采て油を搾む燈火油煤塗頭皆此山茶實を用ゆ △籐竹 島内皆此竹に

て、餘竹を生ぜず、故に土人屋宇を葺くに、皆此竹の枝葉を用ゆること、前章の如し、△松

飛禽類 白地鳥方言なり、又方言に 島内絶崖の上に栖む、魚を食とす、其形鶴鳥なり、もいふに似たり、其色青翠にて、腹白し、頸長く、足に水かきあり、土人此鳥を取るに、暗夜舟上に松明を燃せば、此鳥舟邊に飛來れり、竹竿を以て撃殺して取る、皮を去て食す、其味鶏に似たり、土人の説に能濕を去るといふ、

鱗介類 松魚并松魚腊 當島の海上に釣る、一日に千頭も得ることあり、△海鱸赤白二種 春の比、島岸より牛角鹿角を用ひ、餌として釣る、其二角共に、長さ四寸許に切り、其先に鈎を挿み、角の本に穴を穿ち、緒を付て用ゆ、其角には勝劣ありとぞ、△鱒魚方言、永良部、鰻魚 當島の海中に産す、琉球國人來て多く取る、海水に身を没して手捕にす、琉黄屋久島の屬島永良

部島へ夏比來るに、當島へは秋比來り取る、秋ならざれば、此魚海上に浮居せず、港口巖石の間に水泉流れ出る處あり、其水暖なり、秋冬の間、此魚其水流の中に至り、卵を産む、魚一頭に卵四五産めりとぞ、△鱒 △松鯛 △鮭 △烏賊

叢談

成經、康賴、俊寛、配流 此三人、治承元年、當島へ配流せらる、平家物語、源平盛衰記に據て、其大畧を考に、初め新大納言藤原成親、北面藤原師光、後白河法皇へ寵遇せらる、成親是を恃み、頻に近衛大將の官を望めとも、是を得ず、時に平相國清盛朝政の權を取り、其子重盛、宗盛兄弟等、等級を越て、近衛左大將に任ず、成親が妹は、重盛の妻、重盛の嫡男惟盛は、成親婿にて、重縁の好みありけれども、成親平家の奢を惡み、常に法皇へ譖る、宗盛等に官を越らるに及て、是を怒り、藏人源行

綱、檢非違使平康賴、西光藤原師光、雅俊、西光と號す、等と、平氏を亡さん  
ことを謀る、屢法勝寺執行俊寛が、東山鹿谷別莊へ集會して、  
密議す、法皇も御臨幸あらんとせしに、僧靜憲諫て是を  
止む、時に行綱、平家追討の大將に定められしに、忽ち心を變  
して、治承元年、五月廿九日、成親が密謀を清盛に告ぐ、清盛大  
に怒り、六月朔日、成親西光及び其黨類を悉く捕へて、西光等  
を殺す、成親も既に殺さるべきの所に、重盛哀請して、暫く助  
命し、備前兒島に流す、其後遂に配所にて殺さる、成親が子少  
將成經、康賴俊寛は、薩摩國鬼界島へ流す、其徒黨も皆流罪に  
處す、康賴は途中周防室積にて薙髮して、惟照と號す、かく此  
三人、鬼界島に至しに、成經の舅宰相平教盛清盛の弟の領地、肥前  
鹿瀬莊より、成經に衣食を送りしかば、康賴俊寛も、是が爲に  
助命せり、成經、康賴は、素より紀州熊野權現を信仰の人なり

しかば、此島に熊野を勸請して、歸洛の事を祈らんとす、俊寛  
は、不信心の人にて、同心せず、二人は心を同じ、島中にて地形  
の熊野に似たる處を尋て、一嶺を名けて那智とし、又此嶺は  
新宮、彼嶺は本宮、此處は若一王子、此は何王子と、王子くゝの  
名を付て、熊野十二所權現を勸請し、二人毎日熊野參詣に擬  
らへ、及び觀世音へ祈り、種種の苦行をなして、歸洛を祈りけ  
るに、度々感應靈夢等ありける、種々の靈應の事を、一日嶺吹  
風に誘れて、木の葉亂れて落ける、其中に、いと怪しき虫食た  
る葉一片、二人が間に落たりける、取て見れば、一首の歌あり、  
千早ふる神に祈の繁ければ  
なとか都に歸らざるべき

康賴京都に七十有餘の老母あるを思ひ、千本の率都婆を作  
る、頭には阿字の梵字をかき、又年號月日實名、及び二首の歌

を題しける。

薩摩がた沖の小島に我ありと

親にはつげよ八重の汐風

思ひやれしばしと思ふ旅だにも

なを故郷は戀しきものを

此を海邊に持出て、熊野權現及び一切佛神へ祈誓し、一本は都の地に傳へ給へとて、海水へ浮べける、此率都婆一本は熊野新宮の浦に寄たりけれども、世を憚て披露せず、一本は安藝の嚴島へ寄たり、時に康賴へゆかりある僧、嚴島へ參詣したりけるに、其率都婆を見たり、是を携へて京に歸り、康賴が母妻子へ示しければ、皆泣悲て不思議とす、既にして、聞に達し、法皇是を御覽あり、時に此歌京中上下へ玩ひて、哀を催せり、其ころ清盛の娘、建禮門院は、未だ中宮な

りけるが、治承二年、御懷妊ありしに、御病惱に染み給ひて、種々の御祈禱ありける時に、硫黄島の流人の怨靈付たりなど、雜説あり、教盛重盛に謂て曰、今度中宮御産の祈りに非常の赦を行ひ、硫黄島の流人を召歸され給ば、功德善根是に過くべからずと、重盛此由を父清盛に請ふ、清盛曰、成經康賴は赦すべきなれども、俊寛は罪重し、赦すべからずとなり、於是成經康賴は召還さる事定まり、其赦文を下し、七月下旬、丹左衛門基康を使として、硫黄島に赴かしむ、基康島に至りて、赦文を出す、成經康賴二人の名のみありて、俊寛の事は見ゆざりしかば、俊寛慟哭して、殆んと絶んとす、二人種々に慰さめ、成經よりは夜の衾、康賴よりは本尊法華經を殘して形見とし、舟を發して、都に歸る、時に成經は、教盛と同車して、清盛に謁しければ、清盛是を慰勞す、其後本位に復し、父の跡を追て

大納言に任ぜり、康頼は其母に謁しければ、悲歎相極れり、其後雙林の庵室に幽居して、寶物集を作て、世に出せり、俊寛は遂に島にて死す云々、

○寶物集 此集、平判官康頼、當島へ流され、赦を得て歸京の後、所著なるは、前文に述るが如し、其第一卷に、治承元年の秋の比、薩摩國の島を出て、同二年の春、ふたゝび舊置に歸て後、嵯峨の釋迦堂にまうて云々と書出したり、

貴海島追討

東鑑卷第七

文治三年九月廿二日、條下曰、所衆

都宮宇

所爲御使下向鎮西、是天野藤内遠景相共、可追討貴海島之旨、依含嚴命也、件島者、古來無飛船帆之者、而平家在世之時、薩摩國住人、阿多平權守忠景、依蒙勅勸、逐電于彼島之間、爲追討之、遣筑後守家真、家真粧軍船、雖及數度、終不凌風波、空以令歸洛、今度同意豫州之輩、隱居歎之由、依有御疑胎、有此儀、又去年河

邊平太通綱、到件島之由、聞食之間、所思召、企給也、遠景元來在鎮西云々、

平内左衛門尉俊職配流

東鑑

第四十卷

に、俊職は、平判官康頼が

孫なり、正嘉二年、八月、諏方刑部左衛門が、伊具四郎入道を射殺せし事に坐して、硫黃島に流さると見ゆ、又曰、治承比者、祖父康頼流此島、正嘉今又孫子俊職配同所、寔是可謂一業所感歎、大日本史平時頼傳曰、伊具四郎與平俊職等、會飲諏方盛重宅、四郎先歸、途中矢墜、馬死、時黃昏、不知誰爲、法吏以疑収盛重及俊職等、不能竟、時頼陰召盛重、屏人問之、盛重乃曰、己所食邑爲四郎所領、故以報怨、時頼遂梟之、俊職等坐流、東鑑評文觀僧正配流、後醍醐帝の御時、文觀僧正等、鎌倉北條氏を調伏せる故を以て、文觀は硫黃島に流され、其後歸京せり、初帝鎌倉を滅す御志ありて、法勝寺圓觀上人、小野文觀僧正、淨

土寺忠圓僧正等に勅して、鎌倉を調伏せしむ、其事顯れて、元徳元年己巳五月、北條高時兩使を上洛せしめ、此僧徒を捕らへ、六月關東へ召下す、高時先文觀忠圓を拷問す、二人其實を吐く、圓觀を拷問せしむと、太平記に神見ゆの事同七月、高時文觀を硫黃島、忠圓を越後國へ流す、圓觀は、遠流一等を宥めて、結城上野入道に預て、奥州へ往しむ、元弘三年癸酉、鎌倉の北條氏亡んで、天下一統し、後醍醐帝重祚し玉ひし時、先きに遠流せる文觀は、硫黃島より歸洛し、其外人々も歸洛せり、其後文觀京都にて種々の奢侈甚しく、人口の譏を受しが、程なく建武の亂起しに、法流相續の門弟一人もなく、孤獨衰窮の身と成り、吉野の邊に漂泊して身を終ふ、參考太平記に據る

藤原惺窩詩歌 諸家人物志に、藤原惺窩は、冷泉爲純の子なり、初相國寺に入り、佛書を讀む、當世に善師なきを歎き、忽奮發

して、西土の文物を觀んと欲し、明國に渡らんとしけるに、舟風濤の爲にさへぎられて、器界島カキに漂着し、志を得ずして歸る云々、惺窩當島に漂着し、是より山川港に入り、滯留する稍久く、遂に京師に歸る、山川滯留の事跡は、山川正龍寺の條に詳なり、惺窩當島に漂着の時、所詠の詩歌あり、惺窩集に載すること左の如し、

唐土へ渡り侍らんとて、筑紫まで下りし時、しれる人の許へよみてつかはしける

なれてうし人の心を月に花に

思ひいくへの山のおもかけ

その時船を鬼界が島につまきて、

やまと歌の哀れかけ、り目にみへぬ

鬼のしまねのつきのゆふなみ

おなし時

薩摩がた八重のしほ風告やらん

あはれうき身は親だにもなし

煙たつ澳の小島やいにしへの

おもひのいろをなを残しつゝ

見よいかに雲路の鳥はとひ消て

かへるゆふべの山もありけり

欲渡大明國、遇疾風而到鬼界島、

三人此地謫生涯、二士賜環一士嗟、

若是浮遊天外去、波間鬼界即神槎、

黒島 本府の西南三十八里に隸く、硫黄島は山東方十里に海あり、

硫黄島の事を管轄す、

總説

島形 當島の周廻四里半、大抵方形なり、海岸の周廻皆石巖高く相連り、沙渚灣曲なし、島中都以峯巒のみ重沓して、林木鬱然たり、故に蒼翠の色滴るが如く、眞黒く見ゆ、黒島の名は、是に因て得たるといふ、島上も又巖石多き故、平地あることなし、人家は崑石を削り、土地を平け、石垣を築て住所とせり、村落は二ヶ所にあり、北にあるを大里といひ、西にあるを片泊といふ、當島山川多き故、流水を山間溪谷に引き、高下重々に水田を設けたり、然れ共瘠田にして、収獲少く、又陸田は山間に地を開き、竹木を焼きて種植す、別に糞を用ひず、大凡二三年も過れば、土力盡るを以て、又別所に新地を開とゞ、此島小しといへども、山林多くして、屋久島の形状に似たりといへり、



土俗 習俗凡硫黃島と同じ、人家笹葺多し、男子は漁釣を専らとし、婦女は耕作を業とす、又婦女は齒を染れども、一生眉を立つ、土人の習性最淳朴なり、實に一仙境なり、

山水

諸山合記 當島は、皆山林にて、其内の高山を親峯といふ、其峯當島の中央に在り、其外種々の峯巒ありて、波濤の如く、高低相連る、

諸川合記 當島山林多き故に、山川甚多く、大里に井之口川、宮川、中里川、片泊に迫之川、日暮川、見向川等あり、其水源皆山中諸所より流れ出、崑石の間を瀉き下れり、然れども皆小川なり、

諸瀑布 當島は、山林川流多き故に、諸所に瀑布となる、大里に大河原瀑布あり、高さ十四五間、山上より海上へ瀉き落つ、片

泊に見向瀑布あり、高さ五六間、林木蒼翠の間絶壁より、一條の白練を掛たるが如し、此等瀑布の大きなる者なり、大凡そ當島雨後十四五日許は、雨水の餘にて、所々に瀑水多く流れ落るとぞ、

船着場 大里片浦の兩所にあり、共に危険なり、大里の方は、灣曲もなし、海底より海濱に至り、石礫一面に連り布けり、片泊の方は、岩間に長さ二間許の小灣あり、其上下石巖相連る、兩所共に船の着たる時は、先荷物をあげ、村中の男女出集り、大繩を以て船を陸に引擧置く、平日當島の邊は、波浪相激して餘所より大なり、大里の民居は、海濱より二町許、片泊は四五町あり、其路皆險難にして、大里の方は、殊に甚し、

神社

黒尾大明神社 大里にあり、祭神詳かならず、或は住吉なり、神体自然石大り小

安<sup>十三</sup>を祭祀は二月九日、九月十日、十一月十日なり、此祭祀の時は、閩島の人民悉く集り、終夜社庭へ燎火を燃く、酒宴舞躍をなして、天明に至るとぞ、社司は日高氏なり、寛永十一年の棟札に、黒島大明神、或は黒島黒尾大明神とありて、神號一様ならず、當社は大里の宗廟にて、土民崇敬せり、社山南北三十九間、東西二十間あり、大抵蒲葵樹數百本、直立して大木多く、蒲葵は土人神木と稱して、其落葉迄も取ることを嚴禁す、又當社の竈は、土製を用ひず、石を積て造れり、土製は神の忌諱とす、往古平族當島へ遁下りし故にて、平家興復の世に非ざれば、土製を用ひずといへり、又土人の説に、本社の内、往古は古系圖入置ありし、昔盜賊來て此系圖を奪ひ取りて、七島へ持渡しといひ傳ふ、

冠大神 大里に峻峰あり、冠峯といふ、其峯海上より直立して、

高く相聳ゆ、山面蒲葵樹、及ひ雜木鬱然として、村里より望むに、蒼翠相接す、此岳の絶頂に大嵩石屹然として立つ、縦横六丈許り、遠望すれば冠の形に似たり、故に其名を得たり、其岩上より水流れ落つ、土人の説に、往古は岩上に池ありしと、當社は、此山上岩石、下に土地を削り、石垣を築き、建立せり、板屋朱塗にて、小社なり、祭神詳かならず、土人の説に、祭神大天狗、左右を太郎坊次郎坊といふ、神体自然石百許を安す、祭祀九月十日、十一月十日、二月九日なり、當社は土人はなほだ畏敬して、參詣の輩は齋戒し、跣足にて、山に登る、又土人の説に、信心祈願せる時は、絶頂に火燃は、山海畫の如く明るしといふ、此峯は其登路危険にして、岩石を攀ち、萬苦を経て絶頂に至る、又此岳の半腹に藏王権現社あり、笹葺の小社なり、

○冠峯 前文に見ゆ、

管尾大明神社 片泊にあり、寶殿板屋朱塗なり、祭神詳かならず、神体鏡二面、然石十六体、自祭祀二月十日、九月十一日、十一月十一日なり、祭時島民社庭に集り、徹夜燎火を燃し、酒宴等をなす、一に黒尾神社の式に同じ、片泊の宗廟なり、寛永六年以來の棟札存ず、其中に黒島大明神、又は黒島管尾大明神とも書けり、本社の西は、海岸に接し、蒲葵樹多く、土人神木と稱して伐取る事を禁ず、社山方九十間許あり、社司日高氏、

佛 寺

瑞鳳山清月寺 大里にあり、本尊釋迦如來、開山歡月和尙、慶長年間の人なり、伊集院廣濟寺の末にて、臨濟宗なり、當寺の後庭には、池を穿ちて、魚を畜へり、庖厨は崖谷に臨み、竹筧を以て水泉を取れり、寺中より海水山岳を望見て、景色奇勝なり、  
舊 跡

城山 大里にあり、一山ありて、海に臨む、土人呼て城といふ、又其近邊を城が浦と呼へり、山上に古墓二三あり、土人の説に、往古平家の人居住せし所と云傳ふ、蓋當島も平家潜居の地たること明なり、故に其遺跡一ならず、當島庄屋日高氏も平家の末葉なりといふ、

中里村跡 土人の口碑に、此中里の地、古へ平氏の徒遁栖の處といふ、今は陸田或は茅藪樹林にして、屋敷跡と呼ふ、  
日暮村跡 片泊にあり、平家の諸人潜匿せし所といふ、又此地に射場宅地といへる所あり、古墓多し、平家の墳塋なりといへり、

物 産

五穀類 粳米、糯米、粟、黍、大麥、小麥、胡麻等の諸穀、皆産す、  
器用類 土人工匠に通して善く、諸器を手製す、屋宅も皆土人

の手造なり、故に毎家に工匠の諸器を藏む、

藥品類 防風 △山歸來 △縮砂仁

蔬菜類 香蕈 △木耳 以上の二品、山中甚多し、秋冬大風の

後、及び冬の雪後には、殊に多く産すとぞ、△海苔諸種 △

番椒 冬月には、枝葉枯るといへども、根莖活し、春に至て又

枝葉を生ず、故に其幹二十年を歴て、大なる者あり、是此島暖

氣なる故に、冬月寒に傷られざるなり、

果實類 乳柑 △橙 △橘 △枇杷 以上の諸果木は、土人

山中に植へて大木あり、

花卉類 掛蘭 △石解能方蘭言 以上の二品、山中の大木に生し

て甚多し、△白躑躅 此木の大きなる者圍四尋許の者あり、

竹木類 椎山中に多く産す、椎實是に應して多し、土人食物と

す、飯に雜へ、或は團子に製す、△蒲葵樹 神山に大木多し、

往昔は山中諸所に多かりしに、皆切盡して、今神山の外は少

し、△松 △杉 △山茶 △竹柏 △冬青樹 △檜 △

籔竹 島中の竹此種のみ多し、眞竹は地方より移し植ゑあ

れども、甚少し、文化十四年、籔竹に實結ひて、竹一本に五合許

ありしとぞ、其後悉く枯れたりしに、今は舊の如く生茂れり、

飛禽類 鷲 冬月に時々來る △鷹 秋冬の間時々下れり、

△隼 海邊絶崖上に巢くふ、△石見鶴鴿、三四月渡る、

肩の邊に白黒の班文あり、△鸞鼠 多く産す、

鱗介類 松魚 當島の海中に多く産す、土人此漁釣を生業の

要とす、△松魚腊 △海鱧赤白二種 △鱒 △丸鯛方言 △赤

鯛方言 △章魚 △烏賊 烏賊は、海渚に多し、故に土人海岸

の上より取る、嘗て舟を浮べて漁することなし、△鰻鱺

て土人取ることを嚴禁す、

### 叢談

群鼠の災 文化十四年、丁丑の歳、海上より群鼠千万の數知れず、渡來り島中の五穀を都て食盡し、島中飢饉に及び、椎實、竹實、艾葉等を食して助命せり、此年幸に魚類多く釣ければ、是にて食を助けたり、群鼠は此年の冬より漸々少くなりしとぞ、

舞躍 當島の俗に、漁釣、并に雨乞等の祈願には、舞躍をなせり、其式に大鼓舞躍、又は兒童の手拍子舞躍、又は女子の手拍子舞躍等あり、其大鼓舞躍には、歌曲一種あり、其外は時々の流行歌を用ゆ、凡そ島中に三味線はなし、

竹島 本府の南二十六里にあり、山川港より南方、三里

にあり、硫黄島在管轄す、

### 總説

竹島文字 或曰、日本書紀、竹島に作る、武備志、全浙兵制録、日本風土記、并に曰、竹島、佗計志磨、海東諸國記、高島に作る、圖書編、鷹島に作ると、今通して竹島の文字を用ゆ、

島形 當島の周廻三里、東西長く、南北狭く、凡、地形は平岡の如くにして、高山峻嶺あることなし、閩島山野村里の地、只籜竹の一種生へ茂る、竹島とは、是に由て名を得たるべし、人居島の北面にあり、土人處々に陸田を開き、耕作す、一所に四五年も種植すれば、土力薄くなる、故又別に新地を開けり、土俗 風習大抵硫黄島と同じ、男子漁釣を専とし、婦人は農業を掌とる、又婦女は齒を染れども、眉を立つ、島中樹木少く、籜竹のみなる故、屋宅も皆笹葺にて、床壁垣簾より家具器物、朝

夕の薪に至り、皆籊竹にて、其用を成辨す、土人竹工に熟して、善く籊竹を以て諸器物を製す、

書紀の竹島、及ひ竹島之門、書紀の孝德紀に曰、白雉四年、秋七月、被遣大唐使人高田根磨等、於薩麻之曲竹島之門、合船没死、唯有五人、繫胸一板、流遇竹島、不知所計、五人之中、門部金、採竹爲筏、泊于神島、凡此五人、經六日六夜、而全不食飯云々、此文を考ふるに、竹島とあるは此島なるべし、神島はいまだ考據を得ず、さて薩麻之曲竹島之門とは、當島と、硫黃島、黑島邊より、山川、坊泊、加世田の邊に亘たりて、廣く、其中間の海門をいへるに似たり、其故は、薩摩之曲竹島之門と、文字泛稱に係る語にて、一小地名に非ざるを見るべし、又書紀の神代卷に曰、瓊々杵尊、到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地云々、此文の竹島は、此島を指に非ず、蓋し加世田の地名なり、説

は加世田笠砂御碕の附録、竹島の題下に述、然れども或曰、書紀の所謂登長屋之竹島は、此竹島に渡御ありしをいふならん、皇孫の西幸し玉ふは、必ず大山高岡に登臨し、西州の極界を經歷し玉ふの爲なれば、笠砂の御碕よりして、竹島に渡御あり、因て海島の地を親視し、國人を按撫し玉ふをば、竹島に登りましとは傳へしならんと、今此説をも出して、參考に備ふ、

山 水

船着場 當島の北面にあり、海岸鼻崎の陰に、少し入灣の如き處ありて、是を船着場とす、其灣口の海底は、皆亂礁相連りて、高低あり、満潮の時のみ、其亂礁の低處に舟船往來せり、船の着場も、岸崖斜に峙ち、纔に登る處あり、上陸の時は、崑石を手にて攀ち、身を側て登り得べし、平日船著時は、閩島の男女悉

く出集り、船を岸上に引き擧置り、當島籠港舟船を置に利ありといへども、其上陸の山路危険なれば、此處へ船を置く、籠港 當島の南面にありて、屋久島と相對す、其海少し灣形をなして、其灣口に大巖石屹然として海中に聳へたり、俗に立神と號す、其周廻二町二十間、高さ三十尋許ありて、頂上は尖り、下は廣大に蟠れり、岩上松樹等處々に生ず、此立神岩灣口に峙てるを以て、其内船の繫泊場となる、陸地の方、絶崖相連り、且亂礁堆くして、船へ上下することを得ず、立神岩の東南海中に一岩あり、上は平廣にて、船への上下便利なり、故に橋を陸地より其岩へ架せり、其橋形中底と兩邊の唇には、大繩三筋を豎に通して、骨とし、籐竹を連ね繩にて編付、中底は低く、兩邊の唇は高く造れり、又竹を折曲て横に結付け、各相去ること一尺許にて、階級の如し、渡る者は兩邊の唇を攀ち行

に、手掛足掛あり、又此橋柱なく、大綱を以て兩方の岩に結付く、故に橋の中央は、海上に下り垂て、反たる船の形狀に似たり、此橋農家にある畚モウに類す、因て土人畚橋と號す、此橋長さ八間、横幅三尺許、橋上より海水まで三間餘あり、渡る者橋半に至れば、搖動して甚危し、然れども土人は、物を負載して、往來飛ぶ如く自由なり、凡そ毎年一度、十月亥日に、此橋を造り改るとぞ、又立神岩の西北は、陸岸と相去ること五間許にて、亂石多し、其東南の灣口は、陸岸と相去ること八間許ありて、船の出入する處とす、此港の内周廻二町餘ありて、大船五六艘は、繫泊すべし、又此立神岩の南面に、一岩穴あり、大さ方九尺許、漁人等止宿の處とす、此地景色絶奇にして、筆墨に寫し盡しかたし、若都會近き所にもあらば、奇觀の爲に遊覽する人多かるべきよ、此僻島の地にあれば、其名さへも傳へ知る

人稀なり、

○番橋 前文に見ゆ、

○竹棧道 籠港より村里への陸路にあり、籠港陸地の分は山面急峻にて、石崖數十百丈あり、其山面一線道斜に相通せり、行くに岩を攀ち石を握り、梯子に登るが如く、甚險なり、其路を一町餘も登れば、嶺上の地形馬脊の如き處ありて、路絶たり、故に竹の棧を造て路を通ず、其棧道竹を連ねて編付、長さ十間許、横幅四五尺、此棧を樹木の梢に結付あり、故に動搖して危し、其直下は、絶壁懸崖數十百尋の海上にて、眼眩せんとす、此棧道をすぐれば、平地に出づ、

神社

聖大明神社 當島の西にあり、祭神詳ならず、或は云豊玉姫命、  
見、神體鏡五面を安す、又佛像數體、  
藏、阿彌觀音、地、を安す、祭祀正

月元日、二月十五日、五月五日、九月九日、十一月五日なり、當島の宗社にて、土人尊崇せり、社司を安永氏とす、當社勸請の由緒詳かならず、或は云、往古大浦と云處、溜池の邊地陥り、龍現しけるに、其龍化して盤石となりて、其形龍の伏たるに似たり、時、神託あり、因て神社を崇め、聖大明神と號すとも云り、鰐口に嘉吉二年の銘あり、

佛宇

佛宇合記 村里の邊に、阿彌陀堂、地藏堂、虚空藏、辨才天等の小祠あり、土民の宗旨は、皆淨土宗なり、本府不斷光院を檀那とす、然れども島中には佛寺なし、

物産



器用類 竹器諸器

五穀類 陸稻、粟、黍、大麥、小麥、胡麻等皆産す、

藥品類 縮砂仁 △山歸來 △防風

蔬菜類 寒海苔、此種、當島の名品にして、本府へ貢す △海

苔諸種 海苔に異種の者多し、△石花菜 ○西瓜 當島

暖なる故、冬まであり、

花卉類 海羅

果實類 橘子

竹木類 松 △臭梧桐 △櫛 △蒲葵樹 △山茶 △蕩竹

明方言 蓬

島中、都て此竹一種生茂こと、前文に出つ、其大なる者は、圍み六七寸の者あり、古昔は一節の間、貳尺の者もありしに、今は一尺八寸の者を最長とす、島中此竹のみ産し、樹木としては少きを以て、當島の百用は、此竹にて成辨すること、卷

端に述るが如し、往年島中の竹、大抵半分許は竹實なりて、皆枯たりといふ、時に竹實地に落て、又竹を生したれとも、其比は小かりしに、漸々大きくなり、八年程を歴て、舊に復し、本竹の大となれりとぞ、又竹實結ひし時は、正月實なりて、三月比熟して、五六月比には、其竹皆枯けるとなり、其時には島中に竹の實を得ること、凡二十石許にて、皆土民の食物となる、其製方は、大抵麥と同様に、蒸し乾して、舂き用ひける、大抵米の味に類せる者なりとかや、閩島皆此竹のみなる故、竹笋は四季共に絶ず、眞に竹島の名産ならず、亦奇島といふべし、當島の年貢は、蕩竹五十束を用ゆ、

飛禽類 隼 海巖の上に時々巢ふことあり、

鱗介類 松魚 當島の海上中園當島より六里許といふ所に至て、多

く釣る、其外處々に釣場あり、土人産業の要とす、△松魚腊

△鰻魚 △海鱧二種 土人或は鹿角牛角を以て餌とし、是を釣る、△松鯛方 △黒魚方 凡そ長さ一尺許にして、鱗黒く、身は白し、△八重魚方 海礁の間に住す、長さ二尺許、赤黒の二種あり、共に下魚なり、土人鉞にて突取る、△鱸 △龍蝦 △腹魚一種 岩穴に住す、醃し、又は乾かして収め置くへし、△烏賊魚 △章魚 △螺螄諸種

叢談

古書抄 書紀の 孝徳紀曰、白雉四年、夏五月、大使大山下高田首根麻呂、副使小乙上掃守連小麻呂、學問僧道福義向、并一百二十人、俱乘一船、以土師連八手爲送使、秋七月云々、是より以下の文は、既に總説の門内に引て登録す、大日本史曰、孝徳天皇白雉四年、癸丑、夏五月、以大山下高田根麿爲大使、小乙上掃守小麿爲副使、土師八手爲送使、秋七月遣唐使高田根

麿、至薩麻竹島之門、合船漂没、唯門部金等五人得免、經六晝夜而不食云々、

平家苗裔 當島往古、平家の徒遁れ來て潜居せしといふ、當島庄屋日高氏も平氏なり、平家の予孫なること、其系圖に見ゆ、群鼠の災 文化九年、壬申、八月、當島東方の海上より群鼠渡來り、島産の唐芋、粟、黍等、都て食盡し、土民飢餓は逼れり、土民魚竹の類を以て交易し、僅に助命せり、群鼠七八年留まりしに、其後漸々少くなれり、今にても少しは穴居せりとぞ、其鼠の大なる者は、尾まで一尺六寸許の者もありしとぞ、

七 島 本府より七島の内、口島まで、南方六十九里にあり、本府七島在番官を置て交代す、

七島名義 七島とは、口島、中島、平島、諏訪瀬島、臥蛇島、惡石島、寶

島是なり、此諸島南海の中、遠近羅列して、一處にあらざれども、總名を七島といふ、七島北は益救島、近く南は琉球の内大島に隣り、皇國の内南界の極なり、

吐火羅國 往古七島の總名を吐火羅といふ、吐火羅は、即ち寶島なり、後世に至て、七島中の一島の稱となる、書紀孝德紀云、白雉五年、夏四月、吐火羅國男二人、女二人、舍衛女一人、被風流來于日向、齊明紀云、三年、秋七月、丁亥朔、己丑、覩貨邏國二人、女四人、漂泊于筑紫、言臣等初漂泊于海見島、乃以驛召、辛丑暮饗都貨羅人、或本云、藥羅人、同紀五年、三月丁亥、吐火羅人乾豆波斯達阿請曰、得賜送、暫還于本國、當留妻以爲質、許之、即與數十人入西海路、天武紀、三年、吐火羅及舍衛婦女、獻藥種珍貨、和訓栞曰、とからしま、薩摩の洋中にある島なり、日本紀に、吐火羅に作る、中山傳信錄に、土噶喇に作る、夫婦の間甚正しく、婦人再緣せ

ず、夫に食膳を奉するも、眉に齊しくすと云、薩州より琉球に至るは、必ず此島を経るなり、薩州人至れば、男女各酒瓶を持來て獻ず、終にされは合掌して、敢て顧眄せずといふ、大日本史外國傳に、吐火羅國を出し、又舍衛國を載て云、并不詳其國地之所在とあり、是當時いまだ薩州の寶島七島あるを知らざる故なるべし、和訓栞に至て是を明せり、其七島の風俗を擧るが如きは、必ず然りとせず、風俗は薩州地方の人と異なることなし、只僻島なる故に、其人物朴野なるのみ、西域記云、都貨羅國、舊曰吐火羅、訛也、其地南北千餘里、東西三千餘里、唐書吐火羅傳云、或曰吐豁羅、元魏謂吐呼羅者、古大夏地、又云室羅伐底國、周、六千餘里、舊曰舍衛國、訛也、中印度界、括地志曰、沙祖大國、即舍衛國也、在月氏南萬里、云々、この覩貨羅、吐火羅といひ、及ひ舍衛といふ地名は、印度國地方の國名にして、書紀

所載と同じ、故に或は疑をなすべきことなり、然れども其文に、暫還本國、當留妻以爲質云々、又臣等初漂泊于海見島云々と、いへる語を見るに、印度數千里の地方より、妻を質とし、暫く歸らんと、いひ、又親から臣等と稱ぜしは、印度國人のいふべき語に非ず、又海見島に漂泊といふ語も、印度人のいふべき言に非ず、且書紀白雉五年、齊明紀三年、觀貨羅人漂着し、天武紀三年、吐火羅等物を献ずなど見にたるに、彼印度國は、數千里を隔たる海外なれば、屢漂泊、或は來て物を献ずる事あるべからず、然れば書紀所謂吐火羅は、七島の統名なること、明なり、今本藩の人、寶島の文字を用て、吐訶邏島と呼ふ、クハとカとハ、音相通せる故、一名に歸すれども、吐訶邏といへるは、吐火羅の訛音なる歟、書紀吐火邏の名の如き、當時其國人已れが本土を稱して、吐火邏國といひし故、其文字は西域記

等に見へたる、國名の文字を用て、記せるならん、然るに、印度國にも觀貨邏等の國名あれば、今七島の内、寶の名なくんは、千載の後、吐火羅の即寶なることは知るべからず、彼舍衛國は、南島の内、某島の地名なるべし、

漢土人七島說 清人周煌、琉球國志略曰、汪楫錄云七島者、口島、中島、諏訪瀨島、惡石島、臥蛇島、平島、寶島也、人不滿萬、惟寶島較大、國人統呼之曰土噶喇、或曰即倭也、然國人甚諱之、殊如不知有日本者、間覽其國所置經書、悉係日本所刻、仍用漢文、旁印鈎挑字母、且有寶曆、永祿、元和、寬永、天和、貞享、元祿、諸名色、又皆日本僭號、則與日本素相往來明矣、一說七島本國屬、尙寧王被襲、割地與之、王乃歸、即七島也、今非所屬、故不詳、前使臣汪楫至時、適七島人在其國、欲仰觀天朝使者、因得一見、至問之、則書手版曰、琉球國屬地、是未免國人誑之耳、汪又云、北山寂無人、來、或云

倭嘗執王割地乃得返即北山實則非也中山傳信錄曰大島德島奇界云々以上八島國人稱之皆曰烏父世麻此外即爲土噶喇亦作度七島矣七島諸島水程遠近見汪記錄以非琉球屬島故不載この文に七島國人統呼之曰土噶喇とあるは是琉球人常に清國に告て七島の總名を土噶喇といふ故なり書紀所謂吐火羅と琉球所謂土噶喇は同音なれば皇國上古七島の總名琉球には今に傳へて符節を合たるが如し國誌略に七島本國屬尙寧王被襲割地與之王乃歸といへるは清人無稽の妄說にていふにたらず琉球諸島及ひ七島は往古吾田國の疆域に係といふ南浦文集に琉球那覇本是河邊郡と記す蓋當時傳へいふ事あるに據てなり琉球諸島は上古は南島と號して皇國の内なりしこと舊史に見たり故に琉球國俗自ら其國名を呼ふ時は沖繩といひて琉球と稱ずる者

なし沖繩とは皇國の語なり是又其一證なり往古琉球は皇國の内なり事見は諸帝使者白石琉球志等諸書に隋朝貢す是より後唐宋元の琉球素漢土に從はざるを以て祖國の史に明に記し受て臣屬す琉球の本藩は時に琉球始大岳國の時封冊を明に授て臣屬す琉球の本藩は時に琉球始大岳國の時足利大府の始て我に琉球を賜て琉球が時に朝貢す然慈眼公の藩を遣して是を伐ち慈眼公の時始て琉球を取る琉球非ず是往右は我屬國なり復せし中世叛世俗を慈眼公の時再其大往義を明遷其宗器琉球傳云去萬曆四十年日本以兵三入其國備琉球之已而其王陽歸記す文なり我土噶喇は皇國の南邊なり故に琉球人清國と應接の時薩摩に歸順するは匿して言はずといへども土噶喇と常に往來交易する事は陽に是を告くといふ故に土噶喇は小島なりといへとも其名遠く著はる是亦此島の一奇なり朝鮮人所著海東諸國記渡加羅に

作るは、一島の名にして、總名に非ず、

郡司 七島の宰名を郡司といふ、皇朝上古は、諸國は國司を置き、國郡には郡司を置れしに、後世其名悉く廢す、此島の如き、獨り古名の残るは奇といふべし、

平家苗裔 七島の宰官、郡司の類、系譜を其家に傳ふ者あり、大凡平氏にて、平田氏、或は日高氏の者多し、其系譜を按ずるに、源平の亂に、皆潜に遁れ來る者なり、寶島郡司平田伊兵衛系圖に、其祖先新三位資盛の子、兵衛太郎資宗、源平の亂に幼なりしが、母の抱護に由て、潜に薩摩方七島に遁れ來て寓居す、資宗より第七代、官兵衛宗重、永享年中、琉球國に渡り、珍布珍酒を齎たらし、覺府に至りて獻す、褒賞ありて、名を官兵衛と賜ふ、是より宗重琉球に往來して、年々珍品を覺府に獻す、其後覺府より始て琉球に通船ありし時、宗重父子其郷導官に

任ぜらる、宗重より第六代、五郎右衛門宗繼、慶長中、樺山久高等琉球の役に御導となりて、琉球に渡り、戦功あり、云々、又平島郡司日高彌平次家譜に、其先祖新少貳は、平有盛の子なり、壇浦の大敗に、家臣計策を設け、潜に小舟に乗て西海を歴て、平島に至りて寓止す、新少貳が子を盛持といふ云々、又口島郡司、肥後休右衛門由緒書に、其先は平家の門族なり、壇浦敗軍の後、豊前國彦山の山伏にたのみ、山伏となり、山伏の島下りと名づけ、小船四五艘に乗て、口島に至る、猶源軍の來り攻めんことを恐れ、城を築て居住す、其城址島にあり、平家城と號す云々、其他の系譜も此類なり、

落濼 薩摩地方より南島琉球へ往來するには、必ず七島海を過く、七島海とは、屋久島より大島までの中間をいふ、七島其中間にある故なり、北海東西七十里許の間、波浪殊に高く、潮

水常に東に注ぎ、迅速なること急流の如し、屋久島と口島との間は、特に迅速にして、其勢甚壯なり、往來の舟船、其順風の時は、急流を過ぎ得るといへども、風なきときは、必ず急流の爲に東に落ること數十里にして、後止むといふ、是を七島灘と號して、舟人恐怖せざるはなし、琉球往來第一危険の處とす、唐土の書籍、此海潮東流危険の狀を載せて、落濤と名づく、七島海船路の一脉は、かゝる潮勢なるに、七島海の西唐土は、に向ふに遠く距れは、又潮水西に注ぎ落つ、然れども東面に比すれば、其勢寛緩なりとぞ、凡七島海路南北七十里許の間は、かく潮水各東西に注ぎ落といへども、東西に五六十里も距れは、潮水常海の如にして、急流の狀なしといふ、琉球常路の舟師等、謂く七島海甚淺し、是海底の地勢高く起りて、南北一脉相連ること、地上に山脉相連るが如し、其潮水各東西に

注ぎ落るは、其中間海底の地形高くして、東西五六十里の外は、地勢低き故ならんと、此説必ず然るへし、今世界萬國の圖に據て考ふに、皇國は大洲にて、琉球諸島は、小嶼の如し、薩摩地方より、琉球に至ては、其中間屋久七島等の如き、海中小礁の相連る如くなれば、海底も地形高く起りて、一脉相連れるなるべし、凡大海洋の底は、地形平坦にして、急波激浪なし、是假令は亞細亞州接壤の大國は、大廣野ありて、地平坦なるが如しといふ、

土産 松魚 △松魚腊 △松魚煎汁 △松魚鱧鮓 以上の四品、七島の名産なり、七島の松魚は、大海巨濤の中に産する故、肥へずして腥氣少し、松魚腊は、長く藏めて蠶づかす、煎汁は、堅凝して、油汁なし、鱧鮓も亦然り、此諸品其味も佳美ならざるなし、本藩所産中の第一にして、世に七島腊七島煎汁と

稱ぜり、此二品は、七島中、以蛇惡石を最上とす、七島の土人、専ら漁釣を以て生業とす、故に此諸品多く出つ、△筵席 七島の名産なり、世に七島筵席と稱す、延喜式薩摩國席三枚、又堅魚煎汁など見たるは、此島の産なるべし、百姓囊曰、昔筑紫にて疊の表には、第一茅筵をつけたり、坐敷などには、薩摩の七島席、或は琉球は、上品の疊なり、いづれも皆縁なくして、今も薩摩にては、琉球表のへりなし疊を敷く家は多く、いつ比よりか、備後の藪を表につけて、紺布の縁をつけ、専敷こととなりぬ、貧しき農人も、正月に此疊を敷て、年を迎へざるをいやし、み笑ふ、是皆近世華美の風俗に、田家までならひ來る也、薩摩國主は、賴朝公より傳はり、古風の家よて、諸士の風、工商に至るまで、古代の風俗なり、百姓の知るべき事なり、△袂百合 常種と異にして、奇麗愛すべし、土人傳へいふ、昔平家の人、京都より此

百合を袂に入れて、携へ來る、故に袂百合といふといへり、△藤 △海人草 △山歸來 △縮砂仁

口之島 周廻二里、餘

口島名義 七島の海口にある故に、口島といふ、

山峯合記 當島に鎌倉峯、前峯、雛峯、燃峯等といへるあり、燃峯は常に火ありて燃ゆ、

洲礁合記 烏帽子崎、黒瀬、羊瀬、九瀬といへるあり、

八幡神社 當島の宗廟なり、

矢徳山潮音寺 本尊釋迦如來、本府福昌寺の末なり、

中之島 口島より西南、海上半五里にあり、周廻四里半、

中島名義 七島の中程に在る故、中島といふ、七島の内此島最大なり、

山水合記 燃峯といへるあり、諸山の内最高くして、常に火あ



りて燃ゆ、川に作川、衣川といへるあり、  
州礁合記 小山礁、平礁、大礁といへるあり、皆當島の海中にありて、頗る大なり、

地主大明神社 當島の宗廟なり、

佛寺合記 福壽山寶藏寺 本尊地藏菩薩、曹洞宗にて、本府福

昌寺の末なり △寶仙寺 本尊觀世音菩薩、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、

平有盛墓 當島郡司日高十左衛門由緒書に、平有盛壇浦大敗より、潜に此島に遁れ來りて、身を終ふ、島内の社といへる處に、自然石の墓あり、毎年六月十一日、兩度小松大夫殿と唱へて、祭をなすとあり、

日州油浦人の侵掠 天正の比、日向國油浦より、東與助、渡邊甚之助、黒木與太郎、兵船數艘に乗て、七島へ渡海し、男女財物を

掠む、土民等大に患ふ、中島に於て、郡司日高太郎左衛門有益といへる者、其賊を討て是を誅す、本府其功を賞して、鎧三領、鎗三本、眉尖刀一本を、有益に賜ふて、褒賞せらる、其家今に是を傳ふ、

臥蛇島 中島の西十里半にあり、周廻一里半に

島名文字 海東諸國記、掛蛇島に作る、清汪楫録、臥蛇島に作る、又外蛇に作る、

小臥蛇島 當島の海中にありて、屬島なり、周廻六町諸國記、小蛇島に作る、又小掛蛇ともあり、

洲礁合記 前立神、後立神の小洲あり、

八幡神社 當島の宗廟なり、

龍福寺 本尊辨才天女、本府福昌寺の末なり、

平島 臥蛇島の南八里にあり、周廻三十二町に

島名文字 諸國記、多伊羅、或平羅に作る、此島形狀、寛平にして、

高山なき故、平島といふ、  
山水合記 上原峯、伊門峯等あり、又池沼もありて、水田頗る多し、

洲礁合記 前瀬戸荒瀬等あり、

八幡神社 當島の宗廟なり

昌音山福壽院 本尊千手觀音、本府福昌寺の末なり、

諏訪之瀬島 平島の東五里にあり、周廻三里に

燃峯 常に火ありて燃ゆ、文化十年、大に燃へ、人民居住を得ずして、他島に移るといふ、

洲礁合記 切石瀬、鹽見碇、小凝浦等あり、

惡石島 取方瀬島の南七里にあり、周廻二十二町に

山水合記 御峯根神峯等あり、

洲礁合記 大立神岩、小立神岩、離瀬等あり、

八幡神社 當島の宗廟なり、

福聚山養徳寺 本尊聖觀音、本府福昌寺の末なり、

寶島 府石島の西南十八里にあり、本島より百五里、周廻二里二十町、

屬島合記 當島屬島あり、其一は鳥子島といふ、當島の東にあり、周廻廿七町、諸國記、鳥子島に作る、其一は、上子島といふ、其一は、下子島といふ、皆周廻二十町、又沖障島、大離島の小島あり、皆當島の西南十二里にあり、俗に沖寶といふ、

山水合記 當島岡阜ありて、高山なし、水田陸田頗る廣し、池二あり、大池周廻二町餘、小池周廻一町餘といふ

岩窟 當島に一奇窟あり、屈曲して、深さ測るへからず、石鐘乳多く垂れ下る、其奥に支穴二あり、其枝穴の内に、又枝穴許多ありといふ、又窟内廣さ一畦許の處あり、觀世音、辨才天郡司

四船頭の金を刻す等の石像を安置す、往歲洞窟の奥に探入りし者ありしに、唐土の古錢多くありしとぞ、

鎮守大明神社 當島の宗廟なり、

佛寺合記 祇園山寶樹寺 本尊觀世音、本府福昌寺の末なり、

△龍昌山寶積寺 本尊釋迦如來、本府大乘院の末にして、

眞言宗なり、寺地の内、藥師、不動、觀音、地藏等の諸堂あり、

平家堂 林丘の内にあり、堂内緝紳家の木像を安置す、此木像

は、郡司平田伊兵衛は、平家の後裔なりとて、本府の平氏禰寢

丹波より贈るといへり、

諳幾利須人侵掠 七島は本府より在番官を遣して、島事を治

む、文政七年、甲申の歲、別に島務ありて、横目吉村九助貞翁、寶

島に役す、是歲秋七月八日、蕃舶一艘、寶島の海上に來り停ま

り、脚船より蕃徒七八人、邏所の下前籠港に至て岸に上る、在

番官及び島吏、出て應接す、言語通ぜず、何れの國の人なるを知らず、蕃人島上の牛を指し、手様をなして、牛を請ふ、此方手様を以て許さず、蕃人憚らずして去る、其翌九日、脚船二艘に、十四五人乗て、又前籠港に至て上陸す、前日の如く、在番官等應接し、互に其國字を書て問しかども通ぜず、只言語の内諳幾利須人たること僅に通せり、蕃人燒酒、麥饅、衣服、刺刀、小刀、時鳴鐘、及び彼國の金銀等を出して、牛に交易せんと、手様をなす、此方許さざる手様をなす、因て蔬菜の屬を與へ、手様を以て衆品を収て歸らしむ、蕃人謝して歸る、既にして又脚船三艘を發して、前籠港に來り蕃徒二三十人上陸し、島中處々に鳥銃を連發し、邏所に向て放つこと特に多し、本船よりは時々大砲を放ちて絶えず、蕃人海邊原野に繋る牛を射殺し、或は生捕て、埠頭に至る、蕃徒三人邏所に向て銃を放ち、其門口

の坂に走り上る、吉村九助門口の坂に出て伏し、銃を發して其當先の者を射殺す、時蕃人の來るや、九助と相距ること三ふ、牛鳴の如くに、死すといふ、其餘二人、九助に向て銃を放ち、疾く奔て埠頭に歸る、其道にて大に呼ぶ聲あり、是其上陸の徒を都て収め退くならんといへり、於是上陸の蕃賊皆銃を連發して退き、急に脚船を發して本船に歸る、時に賊所掠は、牝牛三頭にして、其二頭は生捕、其一頭は射殺せる者なり、初め牛五六頭を埠頭へ牽き至りしに、急に船を發して奔り去りし故、只三頭を奪ひ去れり、此方は一人も死傷なし、此日蕃船此所を去り、海中時々大砲を發し、其翌十日までは、遠近に隱見せしが、其翌十一日には、遠く去て見えず、九助等狀を本府に啓す、本府復寇掠を慮り、物頭島津權五郎に命して、兵を督して往しむ、既に至る、賊又來らず、九月朔日舟を發して歸る、九助任

満ち歸に及て、重く其賞を蒙れり、

三國名勝圖會卷之二十八終

三國名勝圖會卷之二十九目錄

薩摩國阿多郡

阿多

山水

中嶽山

吹上

京の塚

万之瀬川堀川

川添

神社

日吉山王社

上宮熊野社

高良八幡宮

稻荷神社

諏方上下神社

神社合記諏方神社

今諏方神社年推林妙見社穂山之王神祠諏方島權現方廟社山王

佛寺

上宮寺勝手松

大年寺

佛宇合記正覺寺觀音

堂 地藏菩薩

舊蹟

鶴之城

城蹟合記

上床城

貝から崎城

棧敷本

打立本

諏方廟

半月ヶ原

物産

土石類

藥品類

飛禽類

鱗介類

田布施

總説

田布施名義

山水

金峯山

吹上瀨

蓮之峠

万之瀬川

神社

勝手神社

方遠の板

藏王權現社

見文珠堂

兒宮妙見堂 岩劔宮火燒森島

本社新宮

籠山王宮

樓逸早宮

諏方神社

神社合記

玉稻荷社

豐姫宮

佛寺

金藏院

藥師堂

大明寺

平井寺

常珠寺

佛宇合記

紹聖寺

正春庵

觀音堂

舊蹟

龜ヶ城

御産荒神社

兩石龜

牟禮ヶ城

物産

食品類

藥品類

飛禽類

鱗介類

伊作

山水

三國名勝圖會

卷之二十九

伊作山

諸川合記

本川內川附湯之浦川

田尻川

今田吹上

堂田灣

與倉泉

自然生香稻

溫泉

中原池

正圓池

居所

牧馬野

神社

大汝八幡宮

四所八幡宮

武內宮

蘆王神祠

諏方神社

稻荷廟

神社合記

蛭子宮

龜山權現

宮木神見社

小島神社

新宮

佛寺

海藏院

善勝寺

鎮守堂

西福寺

天德寺

多寶寺

西福寺

佛宇合記

等持院

阿千手院堂

興焉寺

瑞松庵

幣傳庵

毘

舊蹟

伊作城

天滿天神閑

田中城

古城合記

打越城皮三

石城

龜山城

池之城

上之城

檀ヶ峯城

大牟田城

西行坂

物産

金石類

器用類

藥品類

走獸類

鱗介類

三國名勝圖會卷之二十九

薩摩國

阿多郡阿多郡に古は、今なる薩摩國の地方を郡に造れり、事は阿多

記日 阿多郡の卷、吾田國の條に詳多かり、風土

阿多地本頭館、花瀬南、村九里ありとす、

山水

中嶽山地方二館十二町餘、花瀬村、白川村、新山村の三ヶ村に亘る、

吹上地方十館一町餘、辰宮崎村にあり、田布施海濱吹上の砂山、延

て此所に及べり、其景狀の詳なるは、田布施の巻に見たり、

京の塚地方三館十町餘、寅浦之名村にあり、圓阜なり、いにしへよ

り地震することなき所といひ傳ふ、

万之瀬川 上流は、川邊より來て、當郷花瀬村、宮崎村を経て、加



世田、田布施の境に流れ入る。

○堀川 水源、田布施より流、出て、當郷宮崎村を通り、万之瀬川へ入る。

川添カハソビ 方、十頭餘、辰 浦之名村、白川村、花瀬村を流、通れる川あり、水源は田布施の扇山より出て、万之瀬川へ合流す、其合流の邊を川添と呼べり、凡、三百歩許、滑かなる石を以て底とし、湍瀑若干所に層注す、其濺沫花の爛漫たるに似たり、しかのみならず、兩岸躑躅多くして、花時には河水に映し、自然の奇彩を得たりとす、故に當村花瀬の名あるべし、寛延三年、宥邦公爰に游覽し給ひ、甚此景色を賞じ給へるとぞ。

神社

日吉山王社 方、十頭餘、亥 宮崎村に在り、所祭大已貴命、八千弋神、大國主命、大國玉神、大物主命、顯國玉命、葦原醜男、これに

所屬十四坐を合せて、二十一坐とす、山祭王神の事は、本府西村山王社に詳なり 正月朔日を以て正祭となす、阿多總鎮守なり、神體鏡、其背に承平八年、八月八日と銘せり、承平八年は、天慶と改元の年にて、今九百五十余年に及ぶ、頗る古鏡と云べし、土民の傳に、いにしへ鮫島氏の人守り下りしと云、建久三年、鮫島四郎宗家、鎌倉右大將公の命を受け、薩州阿多に地頭たり、然れば前の神鏡、即ち宗家が奉し來れるものならん歟、本田親盈神社考には、承平八年、十二月八日、勸請とす、其所據を知らず、又天文十七年、再興の棟札あり、大願主當座主權律師增寂、遷宮導師大阿闍梨權大僧都政譽、當地頭島津治部左衛門尉忠弘と記す、坐主とは、當邑上宮寺なり、政譽は、天文七年の頃、上宮寺の住持たりし事、其寺傳に載す、九年に於ては、既に加世田の寺の中興と見たり、彼、初め上宮寺別當なりしに、中葉加世田の今泉寺これを護り、今又舊に復して、上宮寺別當たり、社司

江田氏、

○奉納品 刀一口 △鋒一柄

○若宮社 當社の境内にあり、

上宮熊野權現社地頭館より 宮崎村、上宮寺内にあり、祭神伊

弉册尊一坐なり、例祭六月廿九日、九月廿九日、當社の事は、上

宮寺の傳に詳なり、併せ見るべし、文安元年、再興の棟札を藏

む、別當上宮寺、社司江田某、

○奉納品 神鏡八面 其中一面は、背に大願主島津藤原忠

幸、永正十五年、戊寅、五月廿一日と記す、忠幸後名 △三十六

歌仙 梅岳君の親筆なりと云、

高良八幡宮地頭館より 新山村にあり、玉垂社とも號す、祭

神三坐、應神天皇木馬像、玉依姬武内宿禰なり、一説に武内

宿禰を除て、神功皇后を祭るとせり、然れども神社啓蒙

云、高良神社、神名帳頭註曰、武内宿禰也、人皇四十代、天武帝白

鳳二年、二月八日、高良神託曰、譽田天皇御宇、爲農昏武略之健

將、云々、又本朝神社考云、高良明神者、武内宿禰之靈也、云々、同

書又云、一説云、高良神者、玉垂命也、神功皇后與三韓之兵戰于

海上、時詔高良明神、令投干珠滿珠于海中、遂戰勝、故號高良曰

玉垂命、此等に據れば、宿禰を祭るの説是なりとすべし、八月

十五日、十一月十五日、祭あり、勸請年月詳ならず、初め當村中

嶽山の半腹に安置す、梅岳君加世田城を拔の時、誓願により

て、永祿二年、己未、十一月廿日、今の地に遷し、再興し給ふ、今に

其棟札を納む、社司原口某、坐主上宮寺、

○什物 神鏡二十三面 △三十六歌仙 梅岳君親筆なり、

△鏡一具 △三畧秘卷 是亦梅岳君の親筆と云、△符袋

一 △鏃二 以上の六ヶ條皆梅岳君の御寄附と云、△鰐

口一 奉懸高良八幡寶殿、于時長祿四年、庚辰、四月廿一日等の銘あり、

稻荷神社辰地頭館より卯許 花瀬村にあり、高良八幡宮の南側、五

六歩の所なり、永正九年、壬申、十二月五日、島津相摸守忠幸と、

梅岳君の勸請と云、即ち神躰の背に、奉勸請稻荷大明神、大願

主島津藤原朝臣忠幸、並忠良、永正九年、壬申、十二月五日、權少

僧都頼増敬白と誌す、其後天文七年、十二月廿九日夜、梅岳君

加世田城を拔の時、狐火照闇、稻荷明神の擁護なり、此事亦天

増の記、故に更に崇敬し給ふ、また 寛陽公白銀二十五枚を

喜捨し、寛文十二年、十一月、再興し給へる棟札を藏む、祭十一

月三日、社司原口某、座主上宮寺、

諏方上下神社地頭館より丑寅 中津野村に在り、祭七月十八

日、勸請年紀詳ならず、寶徳三年、辛未、七月廿六日、越前守藤原

經久、造立の棟札あり、梅岳君加世田城久しく陥らざるを以

て、當社に祈願し給ひ、天文七年、十二月廿九日、城陥るの後報

賽として、神舞を興行せられしとぞ、天文十二年、梅岳君、大

中公、再興し給へる棟札もあり、社司原口某、

○笛一 小櫻と名く、往年田布施金峯山に參籠の者、夜半拜

殿に於て此笛を感得し、當社に奉納せしと云、

神社合記 諏方神社 花瀬村今城にあり、天和四年、再興の棟

札あり、社司江田某、△針原大明神社 花瀬村にあり、祭神

詳ならず、例祭十一月二日、弘治三年、造立の棟札あり、社司同

前 △今諏方神社 新山村にあり、神体祭事七月廿二日、社

傳に云、往昔當郷諏方の祭禮畢り、神護院寺の所在分の住僧、

其供物を官に獻せんが爲め、齋して本府に赴く、時に谷山郷

に於て物あり電光の如く、閃然として地に墜つ、僧驚怪し、就

てこれを視れば、鎌二あり、共に十字の章幟を誌せり、即取て本府に至り、事状を聞し、遂に此廟を建、其鎌を以て神體となし、今諏方と號せりと云、社司原口某、△椎林妙現宮、新山村にあり、祭神破軍星、木神像、文明十年、永正十七年、再興の棟札を藏む、社司同前、△山之神祠、新山村に在り、明應五年、建立の棟札あり、社司同前、△霧島權現廟、中津野村にあり、祭神瓊々杵尊、祭十一月十三日、△山王社、浦之名村、觀音寺址の境地にあり、初しめ田布施金峯山に勸請し、後當所に遷祀す、寶殿に鰐口一を珍藏す、社傳に、往古此鰐口を盜て、上國へ携へしものありしに、靈怪あり、故に懼れて返したるとなり、△年徳大明神社、浦之名村にあり、祭十一月初丑の日、丑の時、△穗垂山王宮、白川村にあり、建曆二年、壬申、正月朔日、橋口某尾州より奉じ來り、安置せること舊記あり、文

明廿年、寄附の鰐口を掲ぐ、社司原口某、△諏方社、松田村にあり、祭七月廿日、天文十三年、造立の棟札を納む、社司江田氏、△諏方社、宮崎村にあり、祭七月廿日、天文十三年、再興の棟札あり、社司同上、△諏方社、宮崎村伊佐野にあり、祭七月十七日、永祿五年、以來屢再興の棟札を笥藏す、社司同前、  
佛 寺

水晶山花藏院上宮寺地頭館より西、宮崎村万之瀬川瀬高の

上にあり、坊津眞言宗一乘院の末にして、本尊阿彌陀如來、坐像、光嚴寺傳云、當寺は、往古百濟國の日羅來朝し、推古天皇の二年、此地に來り、錫を當山に駐めて修禪す、時に水晶珠虚空より飛來つて、此山に留まり、瑞光を現し、山中山外恰も華藏界の如し、日羅其不思議の瑞現に感じ、即ち其状を帝都に奏ず、かくてこゝに神殿及び當寺を建立し、水晶を神殿に安

して、神體とす、其神殿は、當寺境内に在りて、前章上宮熊野權  
現是なり、其水晶珠は、紀州熊野山より飛來れりとぞ、建久年  
中、當郷郡司二階堂土佐守、鎌倉大將軍の命に依て、上宮神司、  
及ひ當寺を再興す、永正十五年、上宮の神託宣ありて曰、神體  
の水晶珠を石函に藏めて、當山の地中に埋め、新鏡を以て、神  
體とすべしと、是に於て靈訓の如く、珠を埋めて神鏡を奉安  
せり、是歲島津運久再興せられしと云、又天文の年、梅岳君加  
世田城を抜の時、住僧政譽法印に命して、降伏の法を修せし  
む、其時運氣を見たる所に、松を栽て勝手松と呼ぶ、城陷るの  
後、寺地及ひ田祿等を喜捨し給へり、爾後寺社領勘落の時、田  
祿減ぜり、中興を快欽法印とす、時世詳ならず、昔しは當寺の  
支坊凡十二、長樂院、不動寺、多門寺、久志坊、地藏院、藥師院、當郷  
諸所にありしが、皆廢して、其址を傳ふ、

○寺藏の寶物 島津運久、及び梅岳居の影像一軸 梅岳君  
天文七年、十二月廿九日、加世田城を抜く、翌正月元日、凱旋の  
時、當寺住持政譽法印、當寺の門前三本杉の樹下に於て拜謁  
し、勝利を賀するの圖畫なり、其杉樹三株の中、二株は今に蒼  
然たり、一株は大風に倒れて、新らたに代植せり、毎年正月元  
日の朝、閭郷の衆士當寺に詣ふて、此影像を拜す、是古來の恒  
例とす、△水精念珠一 △鉄燈一 △海螺一 以上の三  
品、共に梅岳君の寄附し給へるとなり、

○勝手松 當寺の境内にあり、事は本文に見たり、古松の  
大樹は、天保七年、七月、大風に倒れて、別に新松を以て植繼け  
り、

千手山大年寺 の地頭、館より辰 花瀬村、鶴之城の内東城の舊址  
にあり、田布施曹洞宗常珠寺の末なり、當寺は、天文九年、庚子、

二月、梅岳君俊安和尚をして草創し給ひ、千手観音立を安置せられて本尊とし、吸江和尚常珠寺を勸請して開山とし、島津運久、法諡大年道登大居士の梅岳君の御養父の靈牌、及び寫神二軸一軸法體の像、一軸騎馬振甲の像を安して、大居士の菩提を修し給ふ、初め寺の卯方、内田に建立し、後にこゝに移す、寛永五年、當寺火災に罹り、此時寶物等若干を失へり、

○達摩像一軀 梅岳君寄附し給ふ、

佛宇合記 水月山正覺寺、松田村にあり、當邑大年寺末にて、本尊阿彌陀如來、開山俊安和尚、二世寺當寺は天津正祐庵主書一には、津を興の爲、梅岳君創建し給ふ、庵主は伊作善久の女、即ち梅岳君の御姉にして、薩摩郡吉田城主、吉田若狹守位清の室なり、永正十四年、位清叛し、興岳公これを攻め給ひ、城下るの後、尼となり、當寺に住せられしとぞ、此外當郷は大年寺

末、龍心庵の遺蹟なり、應永の比、此處毒龍出て、人民を惱す、時に石屋和尚寓止して坐禪す、於是其災遂に止みぬ、此地藏は、當時石屋の所建なり、△觀音堂 浦之名村にあり、昔かしこゝに觀音寺とて精舎あり、後ち田布施に移す、今の金峯山權現の別當金藏院なり、△地藏菩薩石像 白川村佛坂の八方に安す、梅岳君建ふと云へり、佛坂の名は、此地藏佛あるを以てなるべし、

舊蹟

鶴之城地頭館當城 花瀬村にあり、島津運久入道一瓢是に在城す、本丸及び東之城、南之城、中之城等の名ありて、其地勢も亦六に分れたり、西は万之瀬川の巨流を崖下に帶びて、要害の地なり、

城蹟合記 上床之城、浦之名村にあり、上床助六左衛門なる

者、城主たりしとなり。△貝から崎城 宮崎村にあり、往古  
 鮫島氏居城せしとそ、按ずるに建久三年、鮫島四郎宗家 鎌  
 倉右大將公の命を受け、阿多に地頭たり、數世相續て領せり、  
 建久八年、薩州圖田帳に、阿多郡二百五十町、内公領百九十五  
 町四段、沒官御領、地頭佐女島四郎と見ゆ、此外花瀬村に今城、  
 中津野村に、城の越、宮崎村に古城等あり、事蹟詳ならず、  
 棧敷本の地頭凡十八町 宮崎村にあり、天文七年、十二月十八日、  
 梅岳君軍を卒ひ、田布施城を發し、加世田の境ひ、万之瀬川鎮  
 守の渡と云所を渡り、島津實久の、加世田別府城を攻め給ひ  
 し時の陣所なり、今は吹上となりて、白砂渺漫たり、  
 打立本己方十五町 花瀬村にあり、天文七年、十二月二十九日、  
 梅岳君復田布施を發し、加世田別府城を夜斫し給ひし時、此  
 所に於て胡床に倚り、衆兵を集め給ふ故に、打立本といふ、今

邑人畧して立本と呼ぶ、爾後諏方廟を勸請して、其古跡を傳  
 ふといへり、

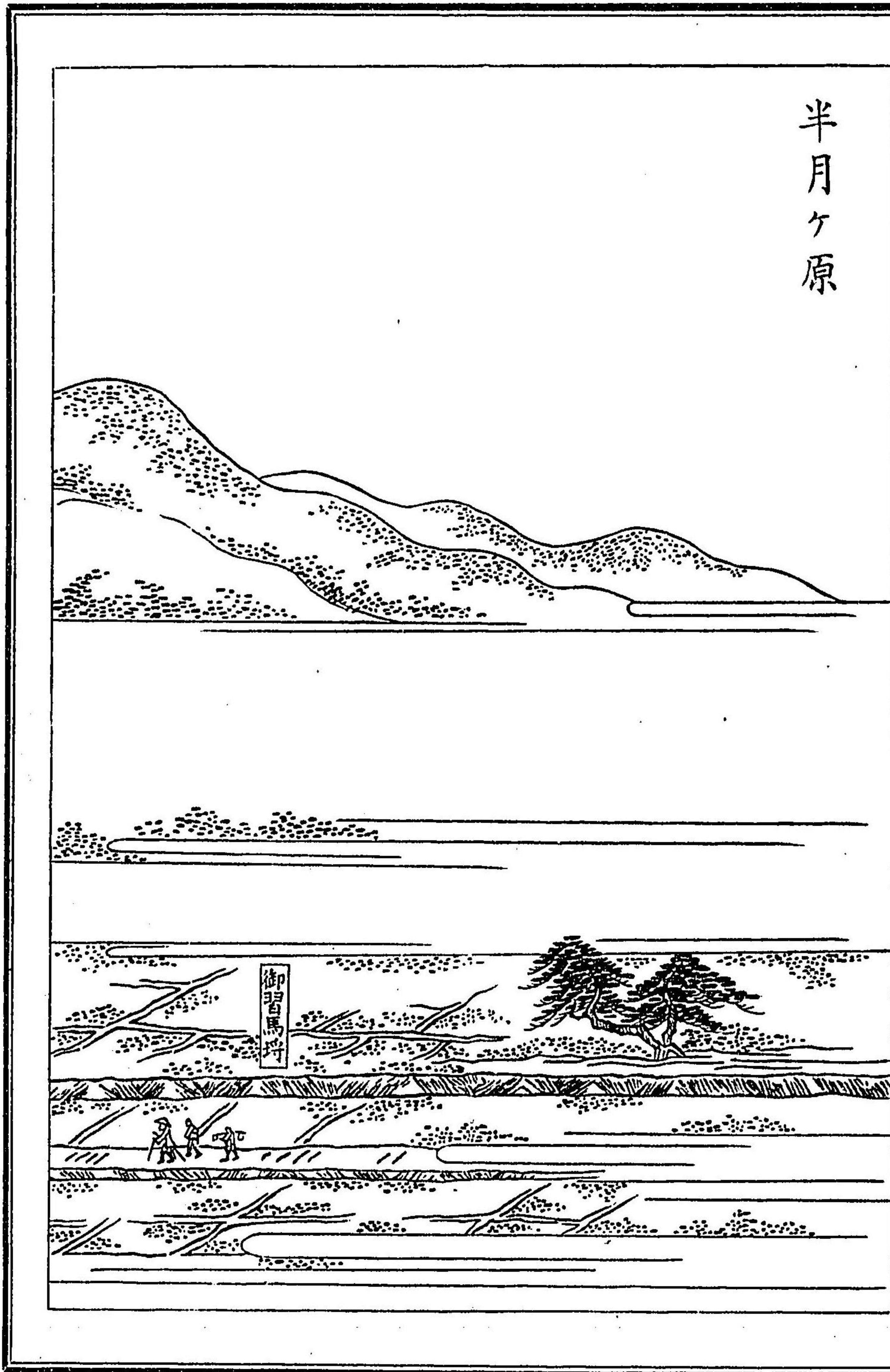
○諏方廟 前文に見ゆ、祭七月十九日、慶長十九年、再興の棟  
 札あり、社司江田某、

半月ヶ原子地頭二町許 宮崎村にあり、相州家運久より、續て梅  
 岳君の習馬場にして、大中公の始騎したまひしも、此馬場  
 なり、其時賀宴夜中に及び、中嶽山に月の半は出しを見給ひ  
 て、梅岳君半月ヶ原と名つけられしといひ傳ふ、享保十三年、  
 新田となりて、舊址今稍存せり、

物産

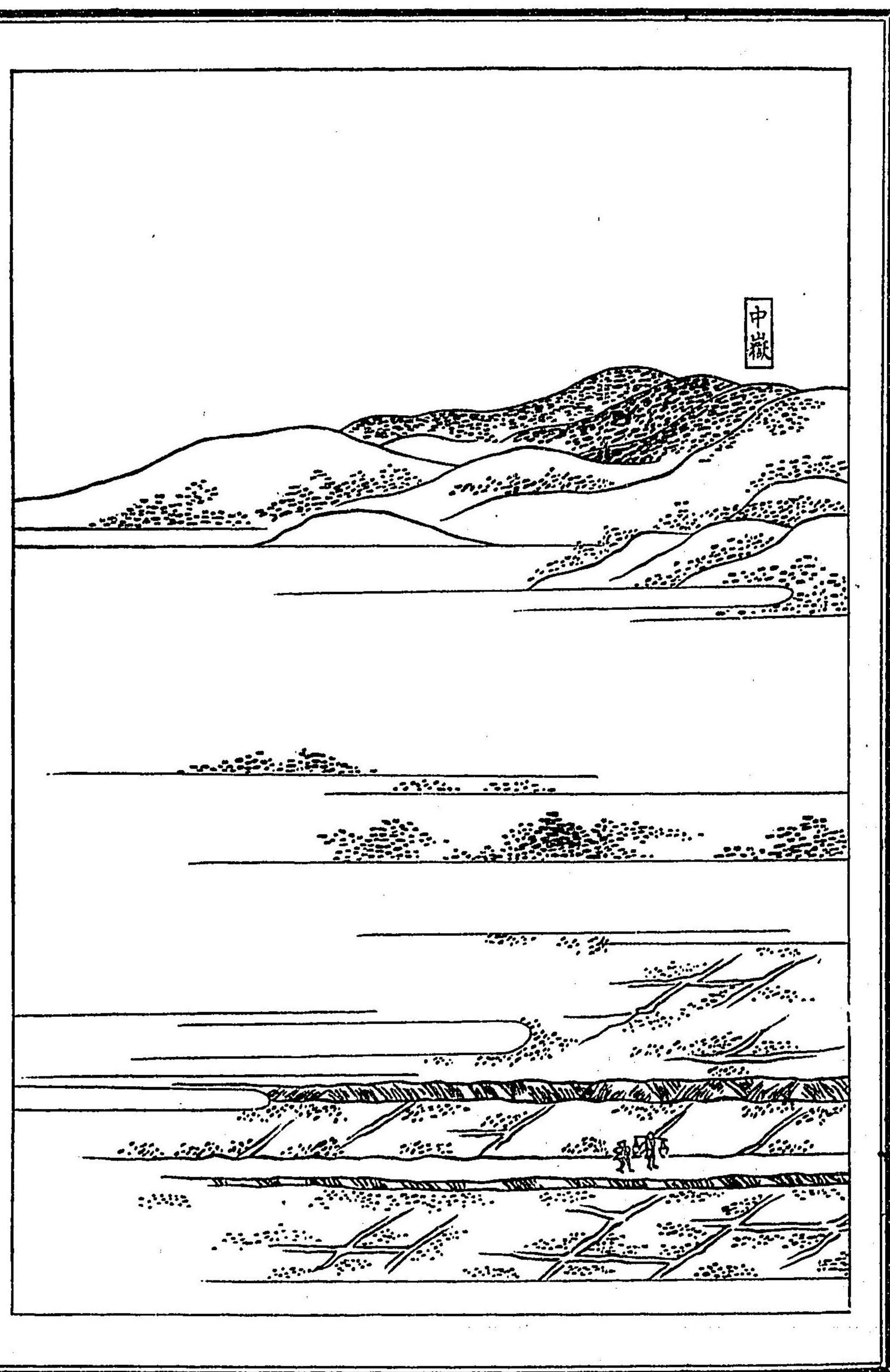
- 土石類 磁石 中津野村、葛原山に産す、
- 藥品類 枳殼 △金銀花 △茯苓 △瓜呂實
- 飛禽類 鶴 △雁 △鳧

半月ヶ原



御馬場

中嶽





鱗介類 香魚 △鰻 万之瀬川に大鰻を産ず、長三四尺、圍ひ  
壹尺二三寸、

田布施 本府の西南、八里餘、地  
頭館、尾下村にあり

總説

田布施の名義 田布施は、多夫施と讀む、田廬なり、萬葉集にか  
るはすは田廬のもとに吾兄子はにふこに笑て立ませる見  
ゆと作れる歌あり、廬とは、窄屋にて偃すが如き田中の廬の  
義なり、毛詩註、古者民受五畝之宅、二畝半爲廬、在田、春夏居之、  
二畝半爲宅、在邑、秋冬居之、又漢志在野曰廬、田中屋也、又三才  
圖會、舍看禾廬也、眞西山云、縛艸田中以爲守舍、など、見に、さ  
て田廬は諸所に在り、然るにこゝに地名となれるは、此處古  
しへ 安閑天皇屯倉を置給ふ帝田なれば、殊に看禾廬を

設て、鳥獸を逐ひ、竊盜を恐れしより、猶ち田廬を以て地名と  
はなせしなるべし、今にも田布施の千町田間とて有名なる  
曠田あり、書紀 安閑天皇二年に曰、五月丙申朔、甲寅、置  
婀娜國膽殖屯倉、膽年部屯倉、釋曰、屯倉、天子之米廩也、是を以て  
此地の帝田ありしを知るべし、婀娜は、今當邑等の郡名にて、  
即ち阿多なり、嚮に郡名の下に注するが如し、

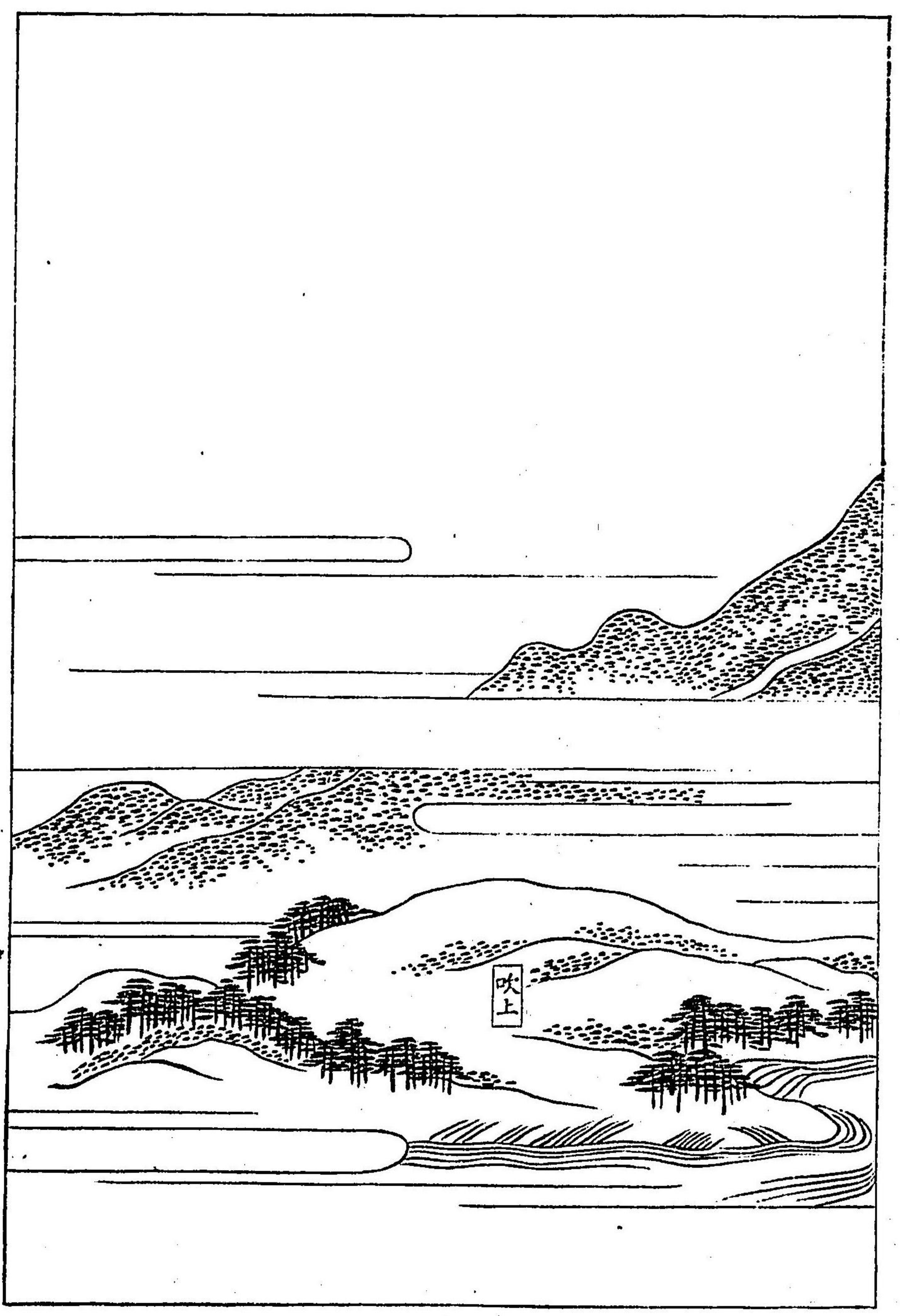
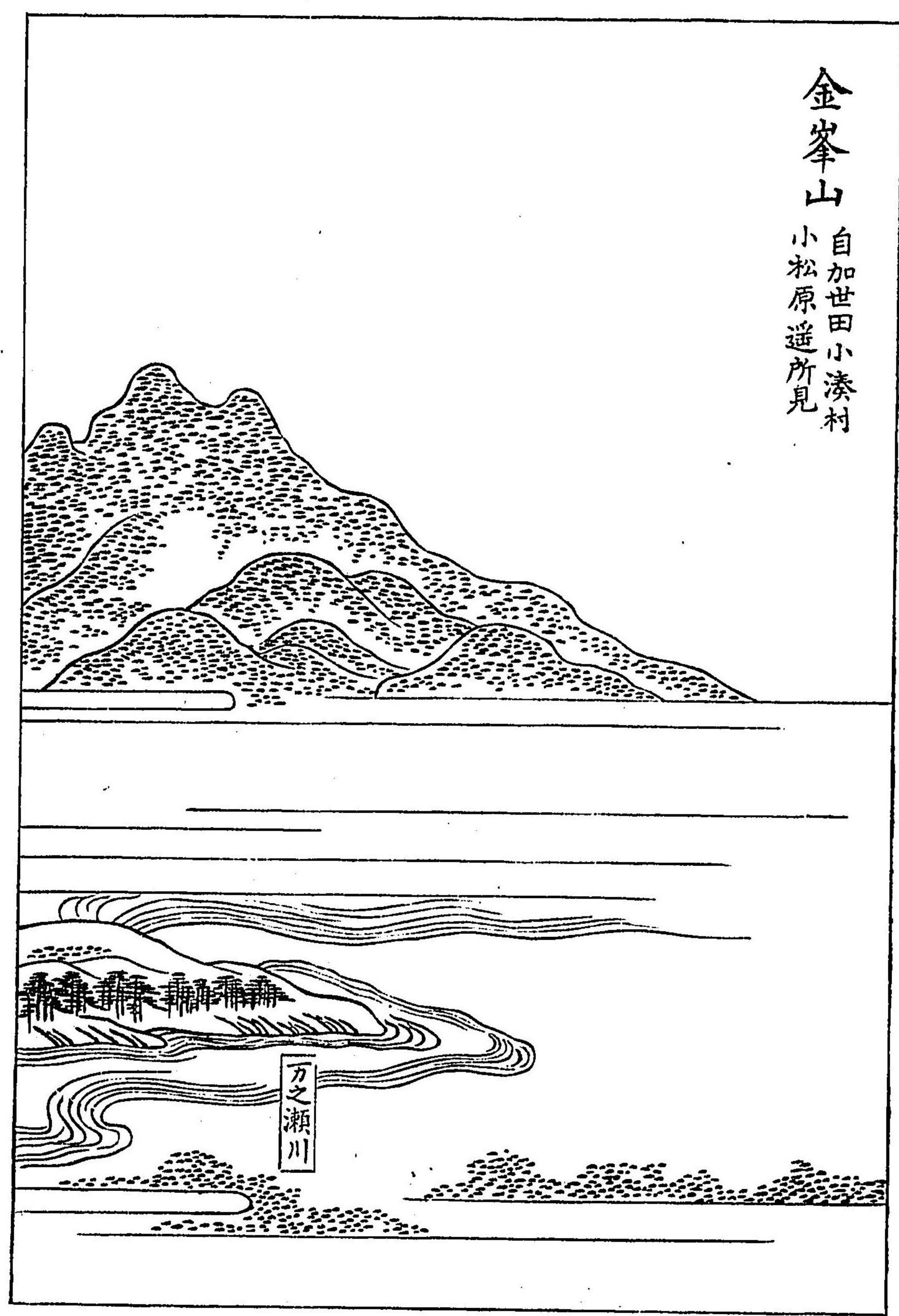
山水

金峯山 地頭館をさるること  
丑方、一里二十餘町 尾下、池邊、大野の三村に跨り、北面  
は伊作邑の和田村に屬し、峯は當郷に係る、絶頂に三峯を分  
つ、本嶽、東嶽、北嶽と呼ぶ、本嶽は、東嶽は、大野村に屬す、  
北嶽は、尾下村に屬す、三峰峭尖  
にして、東北の兩嶽は、本嶽に比すれば稍低く、さながら山字  
に形似せり、直上數千尋儼然として、空に聳へ、虚を凌ぎ、氣像  
森爽たり、本藩西南方の名山なり、本嶽の頂に藏王權現社を

金峯山  
自尾下  
村所見



金峯山 自加世田小湊村  
小松原遙所見



建つ此山の本社なるを以て、本社嶽とも唱へ、東嶽に文殊堂、北嶽に妙見堂あり、因て亦東嶽を文殊嶽、北嶽を妙見嶽とも稱ぜり、山足に別當寺あり、金藏院と號す、山中に權現の役使し給へる、神馬ありとて、社殿或は社庭に、馬蹄の跡見ることあり、又此空山時として、鷄鳴の聲を聞く、神異一ならざるの靈區なり、故に別當寺の住持は、謹嚴にして勤修怠らざるものにあらざれば、必ず災害を蒙るとかや、その社及ひ寺等の事は、下の各條に載るを看るべし。

吹上濱 西洋の沿海、高橋池邊、大野の三村にあり、西北の烈風吹ごとに、白砂空に捲き、海濱に堆積して山をなし、又これを吹散して、漸次遠く陸地に入り、林藪岡阜これが爲に埋れて、悉く銀山玉嶺のごとく、千尺の老松も、僅に梢へを露はして、稚松に似たり、其景色潔白无塵の境にして、四時雪月の賞を

兼しむ、蓮之峠といへる、吹上の濱遊觀の所あり、砂山中最高敞にして、四方數里の吹上一望に歸す、凡此沿海數邑、一帯皆吹上ありといへども、當郷高橋村の地、廣く係れり、世に高橋の吹上と稱ず、

○和歌

正木葛卷十、雜部、

薩摩國の娘の作けるよしいひ傳へたる歌

吹上の濱の眞砂にうづもれて

老木ながらも小松原かな

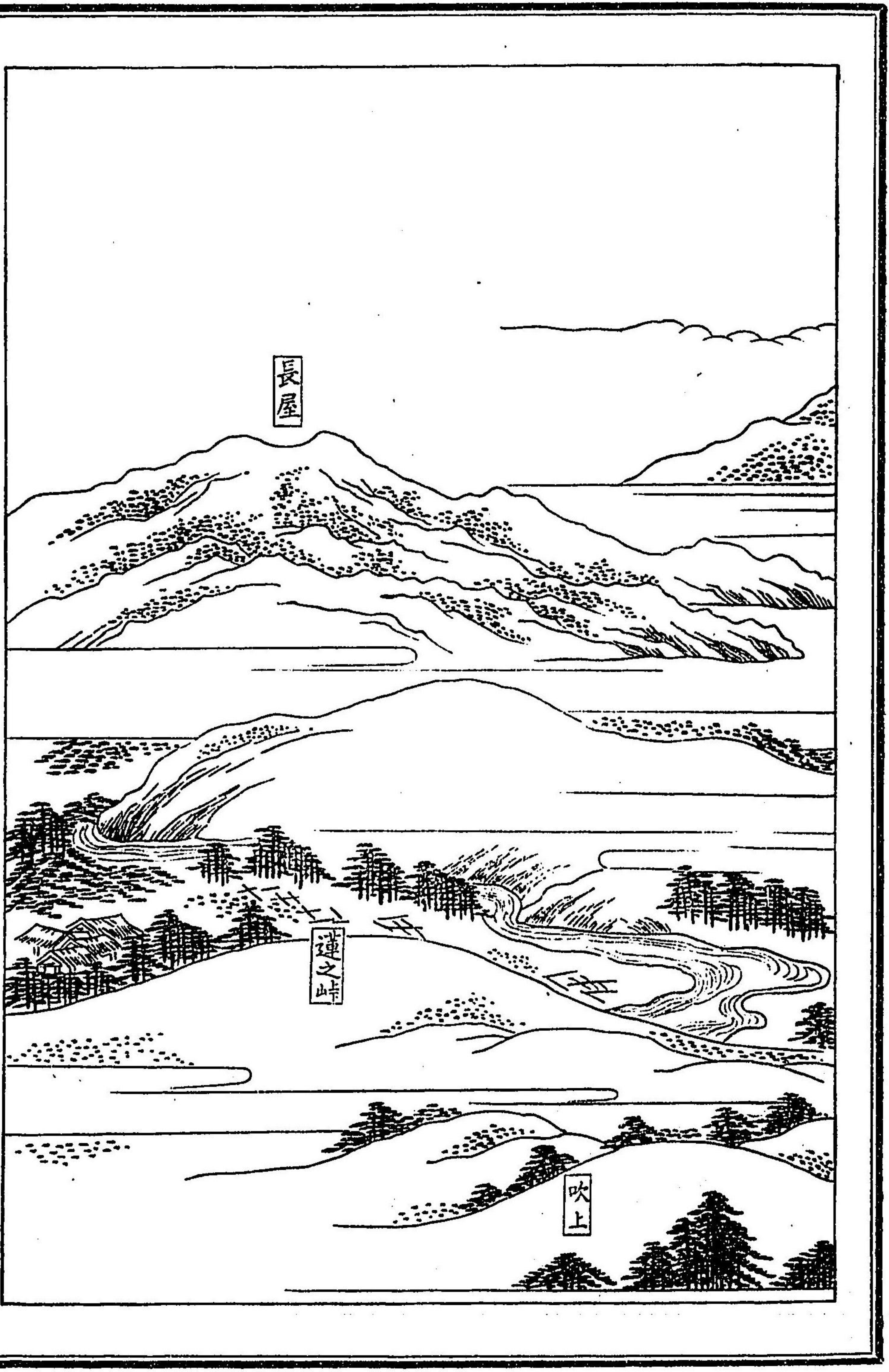
右の歌、雲の上に聞へし時、至尊の御歌或曰、院これ

おもひきや筑紫の海のはてまでも

和歌のうら浪かゝるべしとは

西遊記にも、彼女子の歌を載す、文句に異あり、如左、

吹上濱  
自高橋村蓮  
之岬所見



○西遊記 續篇

吹上の濱

諸國に吹上の濱といふは、數多所あり、海風荒く遠淺の濱に、白砂を吹上る地を、いつかたにても吹上と名付るなるへし、就中すぐれたるは、薩州西南の濱の吹上なり、其海元より限なき大洋にて、風荒ければ、白砂をうづ高く吹上、又是を吹ちらすゆゑに、其砂の高低さだまらず、殊に濱長く、數十里を一日に望む、潔白の海上にて、白砂一点の塵もなく、風景不双なり、此吹上の濱の蛋乙女たまごめのよめるとて、むかしより、彼地に名高き和歌あり、

吹上の松は眞砂に埋れて

老木ながらの小松原哉

是は、三藐院殿の坊の津へ左遷まし、暫く滞留おわせし

とき、此和歌聞召てかんぜさせ給ひしとぞ、

○蓮之峠 前文吹上の段に見にたり、

萬之瀬川 上流加世田、阿多の境を經、當郷高橋村に來り海に入る、當郷にて、其濶凡二百間、海口四百間許、本藩西邊の巨流なり、海口諸船停泊の港となる、

神社

勝手神社 地頭三町餘 尾下村、金峯山の麓にあり、本田親盈薩

州神社考に、所祀夔愛命とす、別當大明寺の傳に、養老中、道慈

法師 元亨三釋書、大考曰、道慈、姓額田氏、和州添下郡人、事、元智

空盛、錫を金嶽に留て修念し、嶽の火燒大明神を爰に崇め、

大明寺を建立して、護持寺となせるといふ、金嶽とは、當郷り、

永祿三年、梅岳君再興あり、勝手大明神の五字を書て扁額と

し給ふ、年月を經て、扁字磨滅す、故に元祿九年、十一月十五日、

勝手神社



是を模寫し、銅製して華表に掲ぐ、當社を閩郷の總鎮守とす、  
例祭二月三日、十一月三日、三代實錄曰、貞觀十五年、四月五日、  
正六位上多夫施神とは、此神なり、多夫施は、即ち地名にして、  
田布を多夫に作るのみ、按に神社啓蒙曰、勝手神社在、大和國  
吉野郡吉野山、所祭之神一座、愛鬘命、六十四神式云、天孫臨降、  
之時、三十二神相添、而奉天降也、次爲護國後見、被下之三十二  
神云々、愛鬘命勝手大明神也、又京の愛宕山にも、勝手社あり、  
又火燒大明神は、或人日本後紀に、延曆十八年、五月、渤海使  
外從五位下内藏宿禰賀茂麻呂等言、飯郷之日、海中夜暗不識  
所着、于時遠有火光、尋逐其光、忽至島濱、訪之、是隱岐國智夫郡、  
其處無人、或比奈麻治比賣神、常有靈驗、商賣之輩漂宿海中、如  
揚火光、賴之得全者、不可勝數、神之祐助、最可嘉報、延喜神名式  
に、隱岐國智夫郡比奈麻治比賣命神社といふを引て、是火燒

神なりとせり、倭漢三才圖會、隱岐國の條に、離火權現、在海部郡島前、祭神比奈麻治比賣神、又名大禁裏內侍所三十番神、第一、有離火神、此留尊、是也、と記して、前の後紀の文を出し、且一日、此乃、天照皇大神之垂跡、同一、而於、今海舶多、免漂災者、因神火光、最不可疑、と記、神社啓蒙にも、此神を載せて、大卒三才圖會に、所言之如し、又寶曆六年、京都觀智院僧正賢賀、隱岐國燒火山雲上寺住持善純法印の請に、應し、燒火山三字の額を書し、善純に贈るの文に、隱岐國島前燒火山雲上寺常住善純法印者、予資也、觀智院法末、年歲既久、有權現祠、禮拜成、群華表在海邊也、法印來於京都、語曰、神廟莊嚴、辭已周備、未揭額字、冀勞師筆、爲永世偉寶矣云々、集古十種に見ゆ、此燒火山權現祠、後紀等所謂比奈麻治比賣神、離火權現にて、即ち火燒神なるは明なり、但し其所在の郡、蓋し後紀延喜式、智夫とするは是に

して、三才圖會海部とするは非ならん、日本地圖にも智夫郡に燒火とあり、是等を觀れば、當社は勝手神、火燒神を合殿に祭ると見たり、按に、金峯山本嶽の絶頂に、火燒とは其始、此所燒神に由あるべきに似たり、又土俗に初當社は、火燒大明神と號す、梅岳君師を出すと云ふ、勝社を、得給ふを、以て、今の中愛、變命に改め給ふと云ふ、勝社といへども、誤るべし、吉野山中、愛變命を祀り給ふと云ふ、勝社といへども、誤るべし、吉

○奉納諸品 戸帳一、梅岳君御寄進といふ △御和歌短冊二枚 大慈公奉納し給へり △普門品經一帖 今邦君參議公より御寄附なり、

○方違の榎 當社より戊亥の方、七拾間餘、畠中にあり、梅岳君加世田城を攻るや、天文七年、十二月廿九日、當方凶にして、利なし、當社の神にいのりて、方違をなとしめ給ふ、其舊跡、今大なる榎あり、方違の榎と稱ず、

藏王權現社 地頭館より、餘 金峯山本嶽 嶽は、前に の最頂にあ



り、祭神 句大兄廣國押武金日尊、即 安閑天皇なり、

推古天皇の二年、日羅和州金峯山に擬して、勸請したると云、

本朝神考に、和州金峯山權現者、句大兄按ずるに日本書紀

廣國押武金日天皇也、是即安閑天皇也、に、日羅といへるもの、事實を載す、此日羅にあらずや、然れ

ども時世等の違ひあれば、名同しくして、人異なるにや、下に

書紀の文を出して参考し、備ふ、祭祀九月九日、同十九日、廿九

日、廟の右に古石塔あり、初め廟を建る所なり、今の所に遷す

に及んで、塔を建て、その表とす、昔し伊作又四郎善久、伊作家は

伊作邑に載す、嗣子を當社に禱り、毎月丑の時參詣す、三年に及ぶの

夜、山中に於て白衣の神人出現し、善久に告て曰く、汝ち方に

文武兼備の男子を得べし、言畢て化し去る、翌夜善久の孺人

夢む、金峯山の三峯變して白飯となり、懷に入ると、かくて梅

岳君を生す、日新記に故に人以て君は金峯山の降神なりと

稱ぜり、また君の御子 大中公の生れ給ふにも、梅岳君の孺

人當社の靈夢を感ぜられしと云、其詳は下の條に是のみな

らず、往々靈驗著明の神なれば、土人の敬畏は言に及ばず、世

々の 邦君も特に崇禮し給ひ、奉納の諸品甚多し、前の金峯

山の條にも、當社の事記せり、互見すべし、別當寺を金藏院と

云由來記あり、左に載す、由來記は、金藏院住僧快實著せしと

見、疑ふべきことありと、いへば、證べし、○金峯山由來記、

夫金峯山者、百濟國沙門日羅聖者來朝、而着岸、于薩州川邊、那

坊之津、爾後亦來于此地、駐錫、於此峯、更年、粵推古二年、奉勸宣、

更勸請、和州吉野金剛藏王、於當金獄、時、勅使從三位兼太宰、大

貳藏人、頭高橋卿也、於茲領知、兩國二島、住城、于阿多郡高江崎、

而經數代、改呼、其居處、於高橋、今、高橋此也、于今俗有歌、事、高橋

殿御代者金子柁米計也其國政豐功可知奉幣使正六位左近將監等供奉人數十也以同年十月十八日鎮坐于金嶽山上者也或云大洋舟中極目而望山髣髴見有金氣射天者金峰山也山上山下有二十一末社四十八王子數百神祠不遑悉記既封水田三千餘戶爲御願爲西海之鎮勅使納百万金豐衆園之宏制者也其南面有長江其支流往古海濤洲渚也河上創建伽藍開其河流及金嶽西北下流洲渚數千町爲宮田於此千町田間名有其以開始地爲金嶽神供料呼開作所始云始之迫建久年中賴朝公使當郡司二階堂土佐守金嶽堂社及寺家悉再營當住公嚴阿闍梨也爾後嘉吉三年至翌文安元年太守忠國公聞此地靈惜其跡泯納十二町之莊園移殘宇於金嶽西麓田布施一手之原而招迎秀範阿闍梨修構復輪奐爲中興祖遂而秀範僧都從一乘院賴憲和尚以文安五年四月十三日傳廣澤御流

印璽既而爲彼末徒也永正五年依島津藤原忠幸朝臣本願金嶽堂社及當本尊同寺家皆以修構也天文三年依島津相州入道日新公本願金嶽神祠佛閣及數末社等皆悉再營加建當寺堂造營於同郡野首今地也更寄納寺領田園三百六十斛大閣豐臣秀吉公命日本國中寺社領減少之毀破之丁其時當山寺領減少乎今百二十斛也

○日本書紀抄

敏達天皇十二年秋七月丁酉朔詔曰屬我先考天皇欽之世新羅滅內宮家之國欽滅故天皇欽新羅滅我內宮家也先考天皇謀復任那不果而崩不成其志是以朕當奉助神謀復興任那今在百濟火葦北國造阿利斯登子達率日羅賢而有勇故朕欲與其人相計乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽島喚於百濟冬十月紀國造押勝等還自百濟復命於朝曰百濟國主奉惜日羅不肯

聽上，是歲復遣吉備海部羽鳥，召日羅。於百濟，羽鳥既之，百濟欲先私見日羅，獨自向家門底，俄而有家裏來韓婦，用韓語言，以汝之根入我根內，即入家去，羽鳥便覺其意，隨後而入，於是日羅迎來，把手使坐於座，密告之曰：「僕竊聞之，百濟國主奉疑天朝，奉遣臣後留而弗還，所以奉惜不肯奉進，宜宣勅時，現嚴猛色，催急召焉。羽鳥乃依其計而召日羅，於是百濟國主怖畏天朝，不敢違勅，奉遣以日羅恩，率德爾余怒哥怒知參官柁師德率次于德水手等若干人，日羅等行到吉備兒島屯倉，朝廷遣大伴糠手子連而慰勞焉，復遣大夫等於難波館使訪日羅，是時日羅被甲乘馬到門庭下，乃進廳前，進退跪拜，難恨而曰：「於檜隈宮御寓天皇之世，我君大伴金村大連奉為國家使於海表，火葦北國造刑部鞞部阿利斯登之子，臣達率日羅聞天皇召，恐畏來朝，乃解其甲奉於天皇，乃營館於阿斗桑市，使住日羅，供給隨欲，復遣阿陪目臣物

部贅子連，大伴糠手子連，而問國政。於日羅，日羅對言：「天皇所以治天下，政要須護養黎民，何遽興兵，翻將失滅，故今令議者仕奉朝列，臣連二造二造者國造也，下及百姓，悉皆饒富，令無所乏，如此三年，足食足兵，以悅使民，不憚水火同恤，國難然後多造船舶，每津列置使觀客人，令生恐懼，爾乃以能使使於百濟，召其國王，若不來者，召其太佐平王子等，來即自然心生欽伏，後應問罪，又奏言：「百濟人謀言有船三百，欲請筑紫，若其實請，宜陽賜，予然則百濟欲新造國，必先以女人中子載船而至，國家望於此時，豈岐對馬多置伏兵，候至而殺，莫翻被詐，每於要害之所，堅築壘塞矣。於是恩率參官臨罷國時，舊本以恩率為一人，竊語德爾等言，計吾過築紫，許汝等偷殺日羅者，吾具白王，當賜高爵，身及妻子垂榮。於後，德爾余奴皆聽許焉，參官等遂發途於血鹿，於是日羅自桑市村遷難波館，德爾等晝夜相計，將欲殺時，日羅身光有如光焰，由

是德爾等恐而不殺遂於十二月晦候失光殺日羅更蘇生曰此是我驅使奴等所為非新羅也言畢而死是時有新羅也天皇詔贄子大連糠手子連令收葬於小郡西畔丘前以其妻子水手等居于石川於是大伴糠手子連議曰聚居一處恐生其變乃以妻子居于石川百濟村水手等居于石川大伴村收縛德爾等置於下百濟阿多村遣數大夫推問其事德爾等伏罪言信是恩率參官教使為也僕等為人之下不敢違矣由是下獄復命於朝廷乃遣使於葦北悉召日羅眷屬賜德爾等任情決罪是時葦北君等受而皆殺投彌賣島彌賣島蓋日羅移葬於葦北於後海畔者言恩率之船被風沒海參官之船漂泊津島乃始得歸

○梅岳君御奉納の和歌

日新記云梅岳君大願ありて一七日の間跣足にして金峯山に詣ふて給ひ被川にて麓にはあり毎夜御祓

をなし祈願成就して廟前にて和歌を詠ず

淺からぬ頼みをうけていくたびも

のぼるみただけの神よあはれめ

下までもにごりはあらじ淺からぬ

こゝろの水を神しすまさば

又或時大悲權現の七字を冠にして和歌を詠じ社に

奉納し給ふ

唯たのめうき世ならばや神慮

かたしけなくもちりにまじりし

いのれ猶すぐなる道はさぞあらむ

迷へる世をと神はまもれば

光をばよにやはらけておろかなる

こゝろのやみをてらすとをしれ

こゝこそは極樂なれと御熊野の

かみのひかりもあひに合つゝ

村雲にやどりてこそは月の名の

きよくものほる此神も神

げにさざとたうとく思へ世の爲に

たちくだりける神の御こゝろ

昔とて遠くはあらじちはやふる

かみは今日こそ御幸成けれ

○奉納諸品 白銀御幣一 大中公御寄進 △法華經十部

納金塔に 永祿五年、大中公の御寄附なり、以上神殿に藏む、

此外若干品あり、多くは別當金藏院に珍藏す、故に彼寺の條

に出す、

○文殊堂 當山東嶽の巔にあり、

○妙見堂 當山北嶽の巔にあり、

○屬社の類 火燒 本嶽の巔、本社の前に一大嶽あり、其嶽

上を火燒と唱ふ、春秋彼岸毎に、金藏院主、此嶽上に於て一七

日火を燃し、以て故事とす、院主曰、往古火供養の遺式と相傳

ふと、△國見石 本嶽の東面五歩許の下にあり、高一丈餘、

△兒宮並岩劔宮 本嶽の頂より、東面三十六歩許の下に

嵩洞あり、洞中に小石を安し、是を兒宮と稱す、岩劔宮は其洞

口にあり、△霧島宮 △新宮 △山王宮 △逸早宮 以

上四社、本嶽の西面上下にあり、△本地堂 本嶽の頂より、

西面一町三十歩許の下にあり、登嶽の路傍なり、本尊彌勒菩

薩、即本社權現の本社とす、△籠所 金藏院主、正月一七日、

二季彼岸、九月爰に登山して、國家安寧の祈願を修する所な

り、△鐘樓 以上二條、本嶽の頂より、西面二町許の下にあ

り亦共に路傍なり、鐘名左の如し、  
奉始鑄薩州阿陀郡金峯山洪鐘一口、

右奉鑄志者、爲正朝外朝天長地久、關白殿下關東武家四海  
守護、國土安穩、諸人繁昌勸化十方檀主所禱、仍如件、

座主僧覺秀

應長元年、辛亥、十一月日

大勸進金剛弟子妙法敬白

大江沙彌西願

諏方神社

己地頭、方四町餘

池邊村にあり、例祭七月廿六日、寶徳二

年、大岳公尾下村砂田に勸請し給ふ、延徳二年、十二月、島津

友久、友久は、往々、尾下村一手原に遷し、天文四年、正月、梅岳君

更に今の所に遷鎮す、

神社合記

稻荷大明神祠

尾下村にあり、天文十年の棟札を

藏む、△豊姫大明神廟 池邊村にあり、祭二月五日、九月九

日、十一月五日、天文八年云々と銘せる鰐口を掛く、△玉手

大明神社 高橋村にあり、祭二月四日、九月十九日、十一月四

日、應永三十一年の棟札ありしが、今なしと云、

佛寺

金峯山觀音寺金藏院

地頭、方二町餘、

尾下村、金峯山の麓にあ

り、藏王社の別當也、坊津眞言宗一乘院の末にして、本尊十一

面觀音、開基日羅初め 推古天皇二年、日羅、金峯山權現を

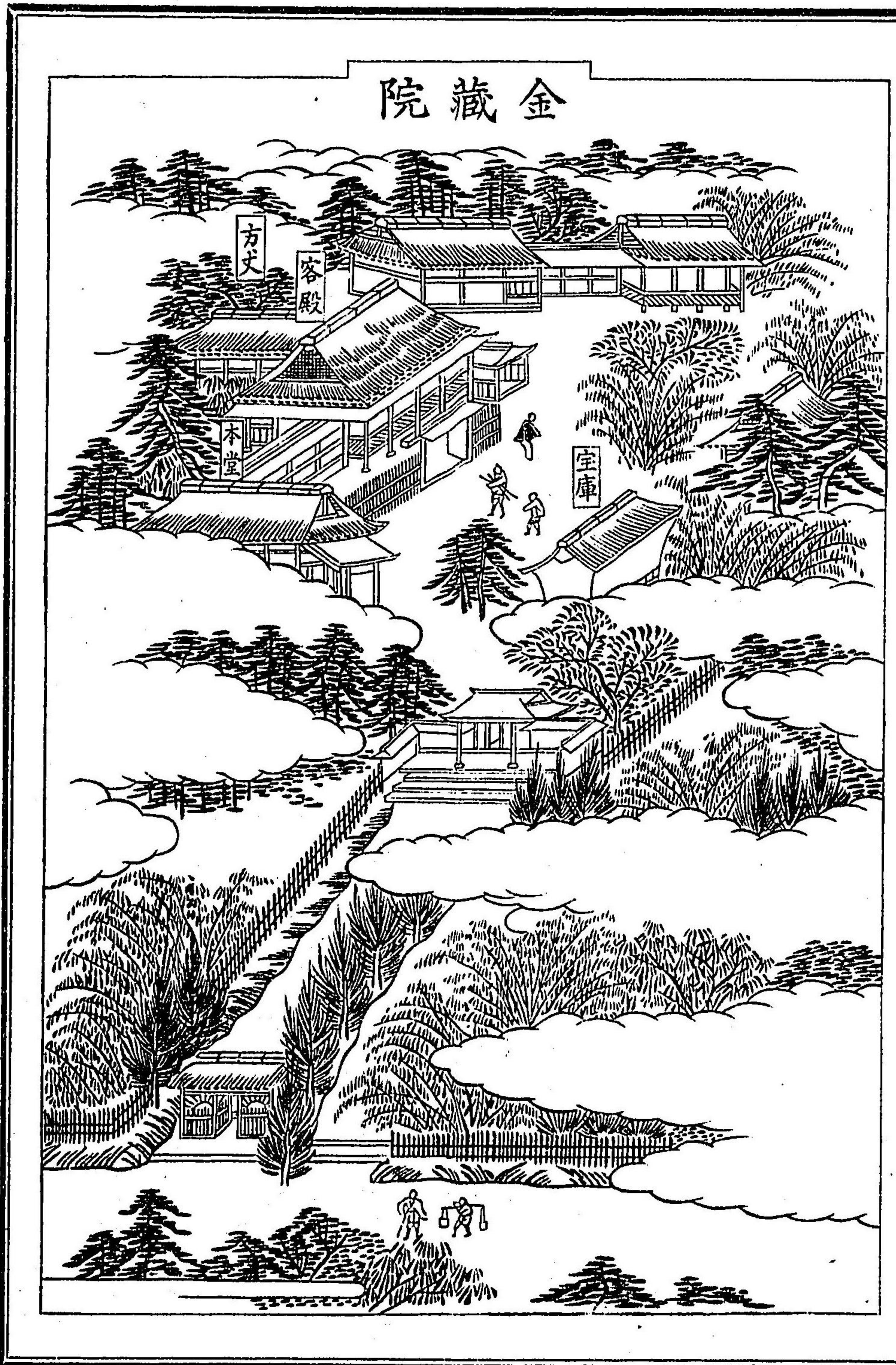
崇るや、當寺を阿多浦之名村に建て、護持の精舎とし、自刻の

十一面觀音を安置す、舊寺、地嘉吉三年 大岳公當村一手原

に移し、秀範法印を中興とす、天文三年、梅岳君此地に移され

しよし、由來記に見て、其記神社の條に載す、保延四年、十一

月、阿多郡司平忠景、阿多牟田上浦を寄附す、其狀曰、雖相傳私



領、依爲日羅上人建立寺云々と、正文二階、堂家文書日羅自刻の十一面  
 觀音は廢し、島津運久運久城址には、注す、再興ありしといへり、  
 臺座に永正五年、戊辰十一月六日、作者越後國淨祐、開眼權大  
 僧都法印頼政と誌す、二王門の石碑に、從是金峯山道五十三  
 町とあり、寺領高百二十石、

○什物 花鳥の掛畫二幅 △法華經一部 以上の二條、梅  
 岳君御寄進 △鎧一領 △眉尖刀一振 △鉾一本 以上  
 の三品 貫明公御奉納 △大鏃一、松齡公御寄附 △普  
 門品經一帖 今邦君參議公御寄附、是皆金峰山に寄附し給  
 ふものにして、當寺に寶藏す、此外數多し、

勝手山多門院大明寺地頭館三町餘、尾下村、勝手神社の右傍に  
 あり、即ち其社の別當なり、當郷眞言宗金藏院の末にして、不  
 動明王を本尊とす、養老年中、道慈法師創建せしと云、前の勝

手神社の條に參考すべし、其後荒廢に及びしを、文安の初年、大岳公再興し給ひ、宥海阿闍梨を以て中興開山となす、既にして又金藏院二十七世宥傳法印重興せり、

醫王山瑠璃光院平井寺地方、頭館より西、高橋村にあり、當邑眞

言宗金藏院の末とす、本尊藥師如來立像、此藥師像は、日羅自作

にて、水引泰平寺、伊集院平等寺、當寺藥師を、薩州の三藥師と

稱じ、感應あらたなる秘佛なり、寬陽公敬仰し給ひ、屢白銀

總計凡、三十枚、を喜捨し、藥師佛餉料となす、僧覺瑜著せる鑄鐘の記

あり、左に載す

○鑄鐘記

高橋平井寺、本尊者、薩州三藥師之一也、延寶年中、今老侯光

久公、祈病有驗矣、因而喜捨、白銀四十兩、其古今靈應不可勝計

也、今茲現住沙門宥山、自發志願、募檀緣、鑄梵鐘、警晨誡夕、以得

音聲佛事、且請記年月、證即援筆記、如來萬化之一緣、以換于銘矣、

元祿三年、庚午、仲冬、念有一日、

金峯山下勤念僧覺瑜

太平山常珠寺地方、頭館より西、池邊村にあり、本府曹洞宗福昌寺を本寺とす、本尊藥師如來なり、當寺は應永中、義天公の

開基にして、開山仲翁守邦和尚、初め心傳妙宗大姉の牌を安

す、妙宗大姉は、仲翁和尚の姉なり、其後鳥津友久、法諡天

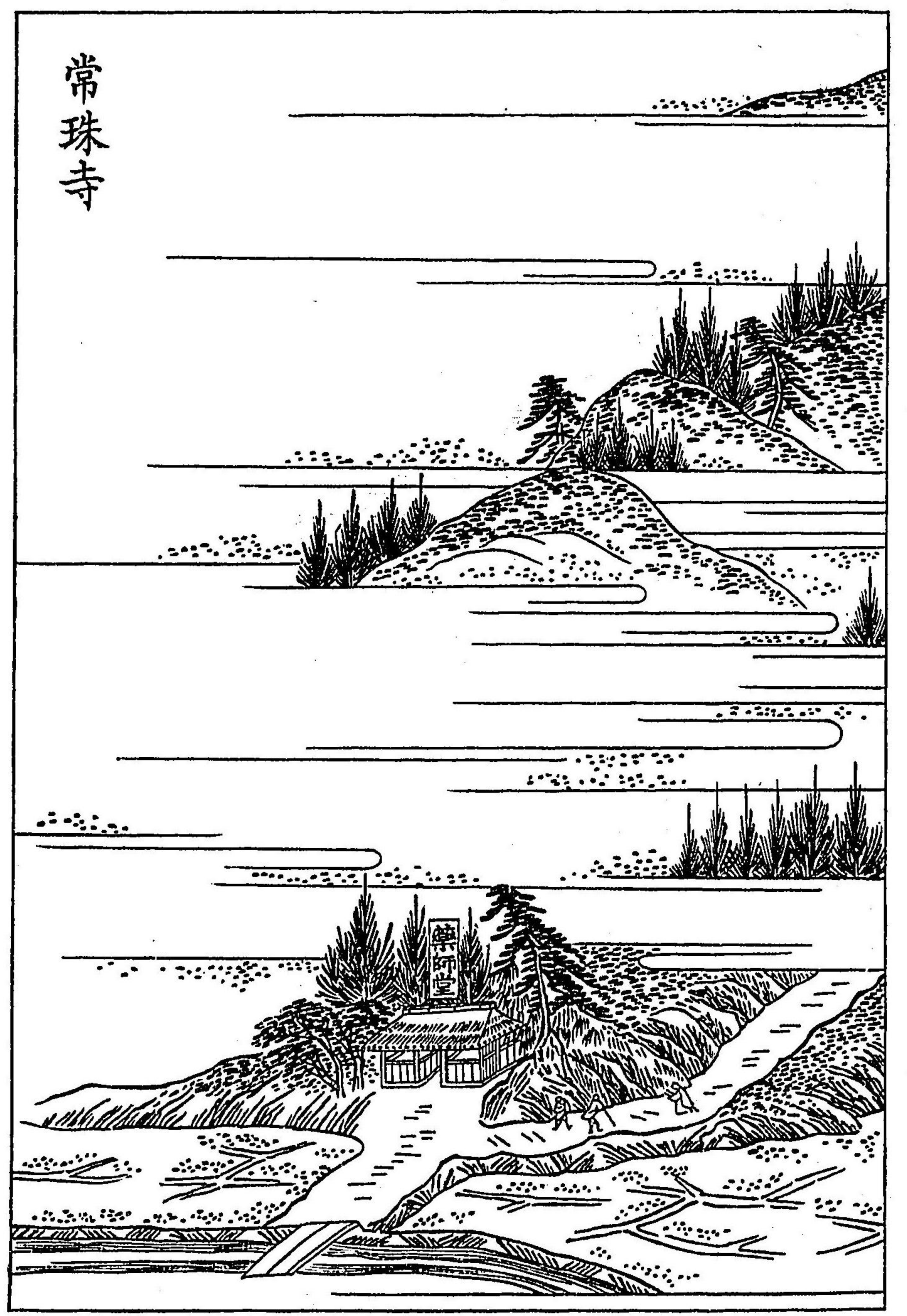
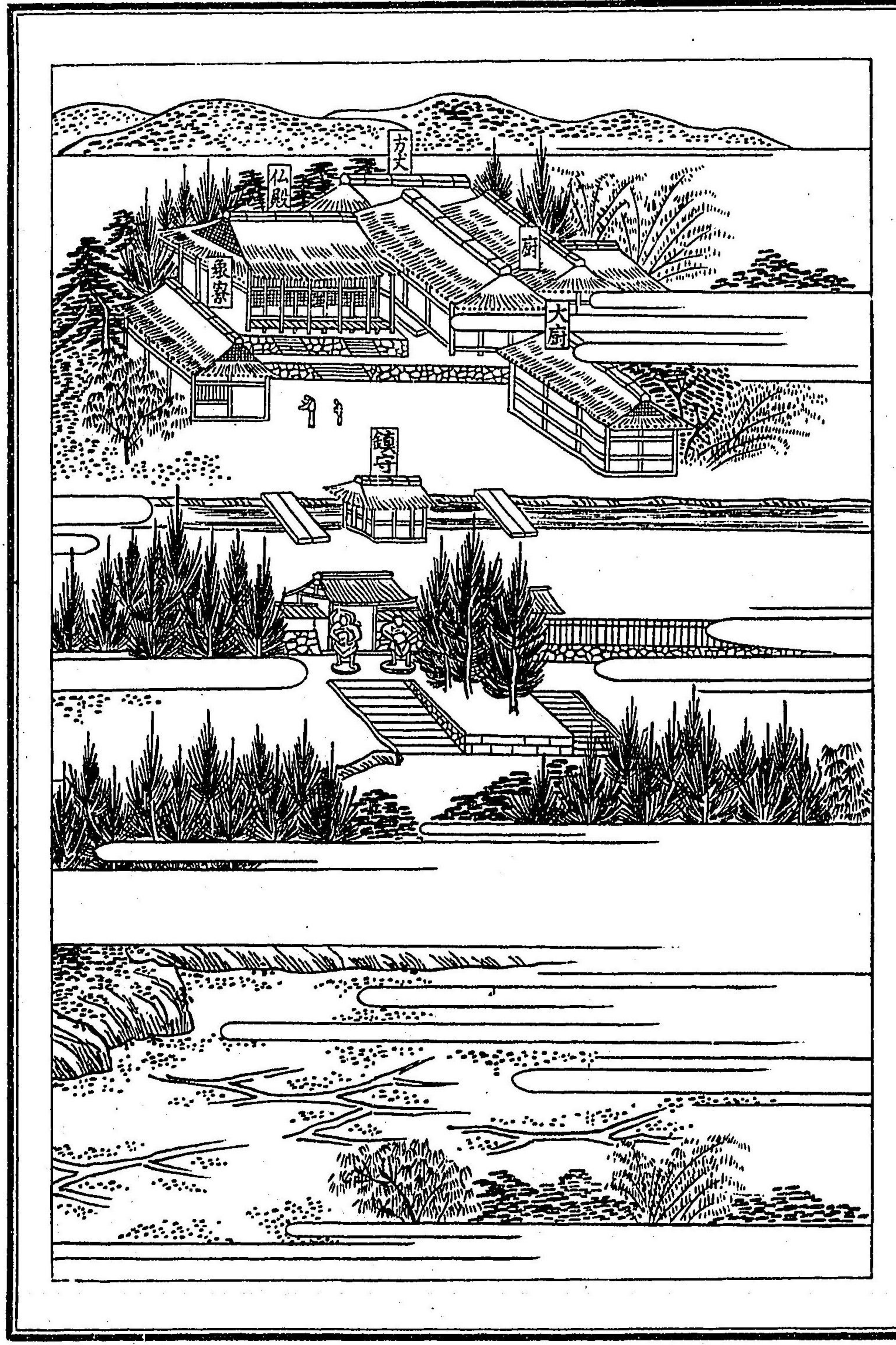
勇玄機大居士明徳二年、癸丑、三月十日、卒す、友久の菩提となし、靈牌を安し、石塔及び灰塚、當寺にあり、梅岳君より田祿

を附け置かる、當寺十四代の住持俊玉の時、慶長中、一年に三

度の火災ありて、舊記盡く燒失し、詳かならざること多し、

○觀世音菩薩像一體 寬政三年、大慈公の御生母堤氏よ





り、當寺に安置ありしなり。

○藥師堂 當寺の門外にあり、天文の比、梅岳君の建給ひしよしの棟札ありしが、今はなし。

佛宇合記 寶光山紹聖寺、高橋村にあり、伊作臨濟宗多寶寺

の末なり、本尊地藏菩薩、開山を高源和尚といふ、大岳公の

御夫人、心華開安大姉當寺木主に書す、心を以て、大檀那とし

奉る、△願海山正春庵、尾下村にあり、當邑常珠寺末にて、

本尊地藏菩薩、初め圓成寺といへり、梅岳君御在世の時、温室

正春大姉、慶南珍公大姉の、兩靈牌を安置ありて、今の寺藏に

改まりしと云、此外報恩庵、南源庵、永泉庵、梅岑庵、太俊院、幸忠

軒、洞雲軒の八ヶ寺、皆常珠寺末にて、當郷に散在せり、其中幸

忠軒、洞雲軒は、今廢す、亦金藏院末、不動寺、悉地院等あり、△

觀音堂 尾下村にあり、十一面觀音を安す、天文四年、乙巳、十

一月、寄進の鰐口を掛く、

舊蹟

龜ヶ城地頭一町餘、尾下村にあり、相州家の城址なり、島津相

摸守友久は、大岳公の庶長子なる故、藩封を襲がず、當邑及

び阿多を賜ふ、是を相州家と稱ず、友久、其子相摸守運久友久の嗣

子、後除髮して、梅岳君梅岳君は伊作善久の子なり、運久嗣子なり、

一、狐と稱す、皆當城に居られ、大中公御誕生ありしも、此城

と云、城中に兩石龜あり、傳へ云ふ、梅岳君の孺人、一夜夢み給

ふは、金峯山より、孺人の所に、白練を曳くが如くなりしに、其

上より、彼山神食を賜ふ時に、兩龜庭上にあり、仰てこれを視

る、孺人食を其龜に與へんとして、夢覺たり、ここに於て、夢狀

を梅岳君に告げられければ、君曰く、是、慶夢なりとて、石龜二

を庭上に置かる、かくて、大中公を生し給ひしかば、衆皆孺

人の夢は、公の生れ給ふ嘉瑞なりといへりとぞ、城地の形勢、西南北の三面は平地に臨む、東方段々に高く原野なり、○御産荒神祠 城中本丸西隅に安す、大中公産所の遺跡にして、天和年中、田布施暖暖は、昔かひ一役邑の官長の職稱、て郷れといふ、篠原佐左衛門政盈建る所なり、邑人は是を御産荒神といふ、寛政六年、甲寅、正月、大慈公祠を重修し給ひ、白銀十五枚を寄附し、祠事を資しむ、荒神祠記左に載す、

荒神祠記

薩州田布施邑金峯山麓有古城焉、號曰龜城、城内有小石室、號荒神祠、天和二年、壬戌、歲、邑人篠原佐左衛門政盈所建、仍書其陰、以爲大中公生於此、今茲寛政六年、歲次甲寅、正月、公命有司、重修荒神祠、繞以石欄、又以銀六百四十五錢、付邑吏爲長生錢、用資祠事、因命臣山本正重書其事於石、而建諸傍、謹按公室譜

御産荒神祠



牒、大中公、日新公之子也。母、島津氏。以永正十一年甲戌歲五月五日、生公於田布施之龜城。後人於其產舍遺址、建荒神祠、用禁芻牧。即此地也。祠在子城西隅。自祠而東南十五六步有兩石、號曰龜石。傳是日新公所置。自龜石而西二步有古松。蓋大中公始生時、祝壽所栽。云竊惟大中公靖難、定國、爵為本藩中興英主。而此地乃其嶽降處也。不可以弗識也。乃叙其事、而繫以銘。銘曰：維南有嶽、寔曰金峯。爰降哲石、神秀所鍾。鎮護是嚴、用存遺蹤。不騫不崩、如石如松。

○兩石龜 城中本丸の遺跡にあり、自然石あり、周圍垣を設く、事は前文に見にたり。  
祠は本丸にて現存す、然るに山本正、唐憲、宗紀、子城、西隅、と記す、是子城を以て本丸とす、然るに山本正、唐憲、宗紀、子城、西隅、と記す、是城拒守に二城並へ出著し、牙城には、正、丸、が、子、城、と、書、た、る、は、子、城、を、本、丸、と、誤、り、認、る、ゆ、を、知、る、へ、者、疑、ふ、の、所、在、を、此、辨、を、注、す、が、記、に、子、城、と、せ、認、る、ゆ、を、知、る、へ、者、疑、ふ、の、所、在、を、此、辨、を、注、す、

○御年比松 龜石と同所にある古松にして、大中公の生れ給ひし時、壽を祝して栽る所と云、今に凡そ三百三十年、猶無疆の翠色を含めり、

牟禮ヶ城地頭館丁より 池邊村にあり、周廻凡そ一里に近し、野岡にして、今は悉く畠なり、昔年二階堂氏これに居れり、按ずるに二階堂隱岐守、文永中相州を去て、當郷に宰たり、世々是を領す、渡唐舟の事を司る、應永十二年、伊作久義、惣翁公に請て、二階堂を撃んとす、公その請に應じ、師を帥て久義を助け、これを攻む、二階堂降を請ひ、當郷を棄て、市來に通る、是に於て除せらる、

物産

- 食品類 松露 △薯蕷
- 藥種類 枳實 △忍冬花 △茯苓 △石映

飛禽類 白鶴 △玄鶴 △鶺鴒 △雁 △鳧  
鱗介類 鯛 △いし貝言方 小貝なり、當郷海濱の名品にして、  
甚た多く産す、

伊作本府の西原村にあり、  
山水

伊作山卯方一里程 與倉村の山嶺、一里半許の間を、伊作山と  
呼ぶ、本府より谷山郷を経て、當邑へ至るの通路なり。  
諸川合記 本川内川、附湯之浦川 水源與倉村に出て西流し、  
入木村の海に入る、一名與倉川、下流にては入木川ともいふ、  
又湯之浦川あり、湯之浦村に發源し、本川内川に合す △田  
尻川 田尻村の山中より流れ出て、小野村花熟里村の交ひ  
を通り、海に達す、海赤岩の邊、地名いふ、此川水勢稍盛なるに、毎年季

秋より、中春の比までは、中流二三町乾川となり、上流下流は、  
四時常の如し、

今田吹上地頭凡十餘町許 今田村の海濱にあり、風光清麗、隣邑  
田布施高橋の吹上に劣らず、吹上の状は、田布施郷の卷に詳  
なり、

○堂田の瀉 當所吹上砂山の第一高山なり、これに登眺す  
れば、白沙漠々として雪の如く、西は大洋渺漫にして、一點の  
遮るなく、唯遙に上飯下飯の二島、青色を烟波の間に浮べ、左  
右に顧眄するや、加世田片浦、串木野羽島兩港、地背長く海面  
に回出し、南北に相望み、風帆出入絶えず、人烟富庶し、東面に  
田布施金峯山、三峯衆山の表に崢嶸たり、西南に加世田野間  
岳、嵯峨として對起し、北には串木野冠嶽、儼然として卓立し、  
出水上宮山を、其遠に仰き、凝翠雲に入り、入木川碧流を南近

今田吹上



に俯し、潺湲海に注ぐ、實に山水奇勝の地なり、

○與倉泉地頭二箇の卯方、與倉村路傍、畦下に清泉湧出し、三、五丈

深、二尺餘、泓澄冷冽にして、味ひ甘美なり、百里の行客を濟ひ、

千頃の農田に灌く、この井泉の中、昔しより自然に一根の香

稻を生じ、毎歳五六月實を結ぶ、土俗纔にその稻穂の大小を

試み、普くその秋熟の善悪を察すれば、果して兆の如くと云

り、

○自然生の香稻 本文に見たり、

○温泉方、十頭七町餘、辰 湯之浦村にあり、湯池四を設く、灰汁の氣

あり、能く疝癩を治す、

○中原池地頭方、十頭四町餘、戊 中原村にあり、周廻凡一里、湛水鮮瑩に

して、紅蓮を生じ、蚌珠を産す、

○正圓の池 中原池の北方、四町程にあり、中原池に較れば

小さし、此池亦蚌珠を産す、

居處

○牧馬野方、一頭館一町餘、己 和田村にあり、隣邑田布施阿多等の

地に係り、周回六里六町に餘れり、梅岳君此牧野を置かれ、馬

數歲々に蕃息して、今や凡そ二百五十頭を放畜す、

神社

○大汝八幡宮地頭方、八頭餘、戊 中原村宮内にあり、祭神 應神

天皇、神功皇后、玉依姫、大己貴命の四座、社記云、相州鎌倉鶴ヶ

岡八幡を勧請なりと、鶴ヶ岡より、京の八幡に著玉ひ、船にして

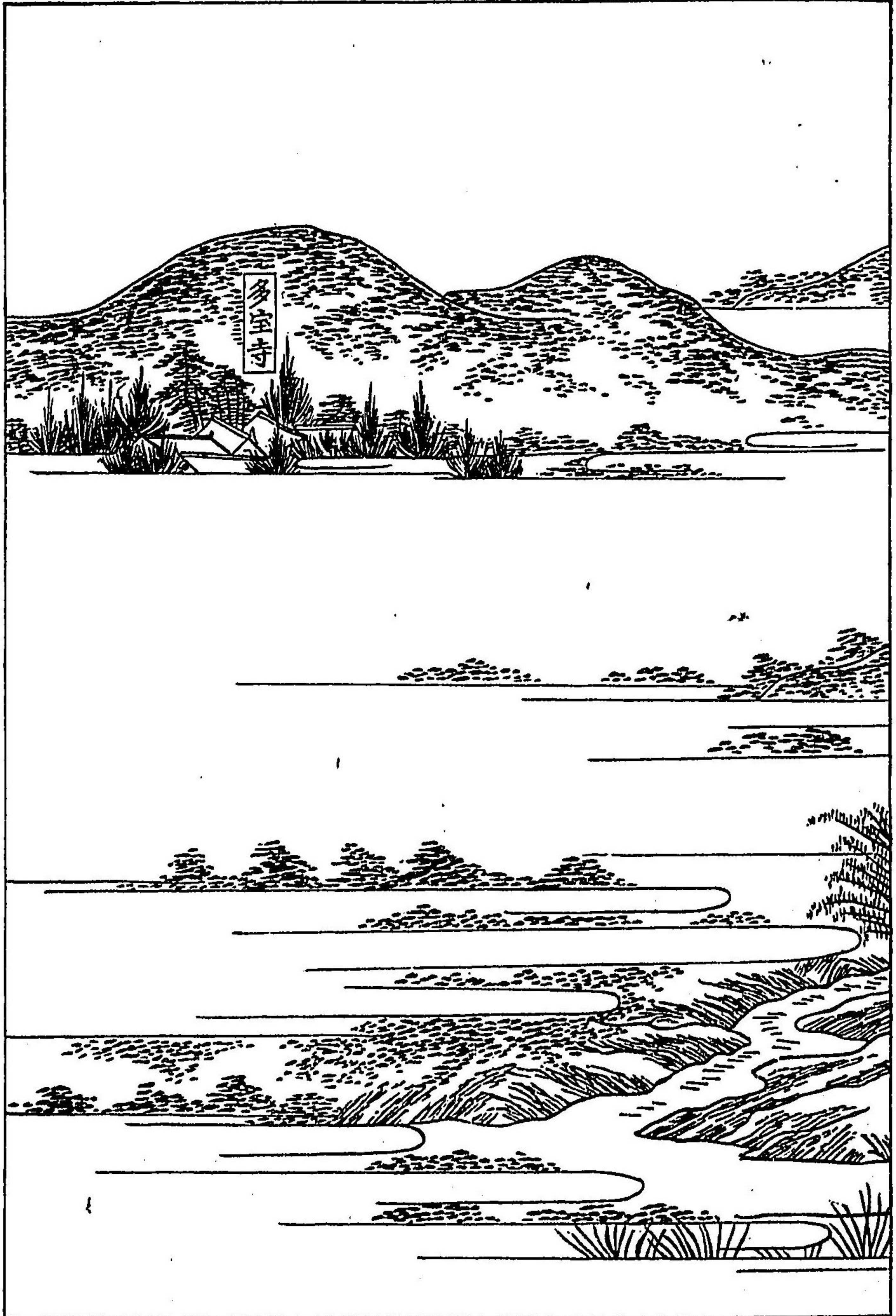
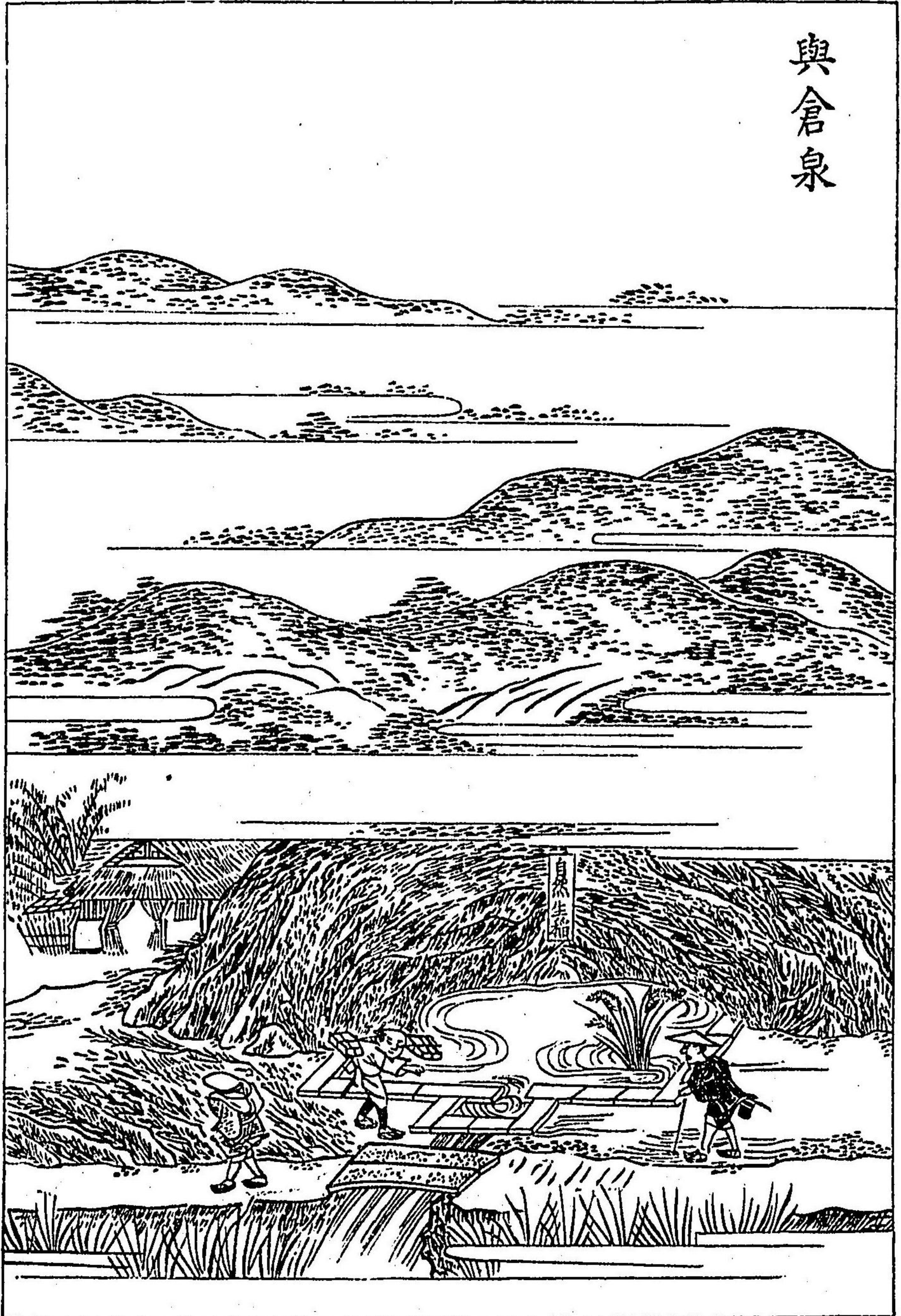
伊作莊赤岩の湊に、地名を問ひしに、鳥帆柱に來り、小島から

後、明宮内に着給ふといふ、花熟里村に、着、慈眼公の御書中に、大汝は

大和國三輪の里より勧請すと、遷宮の舊記に見たりと載

らる、其舊記なるもの今さだかならず、三輪明神は、即ち大己

與倉泉





貴命なり、万葉集に大巳貴を、大女に作る、按に三輪神に、鶴ヶ岡八幡を會祭して、大汝八幡と稱するならん、伊作家伊作家は、城址、詳の條に、殊には代々の 邦君崇敬し給ひ、屢再興ありて、文安元年、甲子十一月廿七日、以來の棟札あり、正祭十月廿五日、此日濱下りと號し、當社より午、方二町餘の所へ行殿を設て、神輿を護り下り、其行列、騎馬數人、或は歩行にて甲冑を撰し、武器を携へ、或は多方の装ひにて供奉し、神樂を奏ず、還幸ありて、二騎の流鏑馬を張行す、天文七年、戊戌、十二月廿九日、梅岳君加世田城を抜くや、豫め當社には二騎の流鏑馬を行はれて、其捷を禱らせられし舊儀なりといへり、閩邑の鎮守にして、社領田祿五拾石、社司山内某、別當寺を海藏院と云、

○什寶 籠一腰 △矢九本 △鞭二 △鎧一領 以上梅岳君御寄附 △母衣一 貫明公御寄附 △和歌短冊二枚

大慈公御寄附 △普門品經一卷 今邦君參議公の御寄附

△太刀四腰 △大鏃一 此外數品あり、

○屬社の類 四所、宮 本社の左、傍にあり 寬陽公延寶四年、御寄進の戸帳を掛く 大中公御寄附の戸帳もありしが、官に収藏せられたり △武内宮 △芦王神社 傳云 道義公の時事あり、其事を詳にせず、鎌倉執權令して曰、文書を才智の人に齎、さしめ、京師文註所文註所に出して決を取るべし、公其人を撰て、山田孫五郎宗久山田氏三世なり、其先道撰に當る、誓て曰、事決せずんば、生を保て國に歸らじと、書を齎して京に到り、遂に其事を決す、京師祇園の攝社、惡王子神を奉して歸りこゝに祀れり、芦王神是なり、按に惡王子社は、京都御旅所の北 △新八幡宮 梅岳君を祀ると云傳ふ △若宮 以上の四社、本社の右、傍にあり △鐘樓 社前廟門の

大汝八幡宮



右にあり、

諏訪神社辰地頭館十二町餘 湯之浦村、海藏院二王門内、正面小牧山の山腹にあり、正祭七月廿八日、當社は梅岳君勸請し給ひしと、海藏院由來記に見たり、君加世田城を攻め給ふ時、誓願の故事として、正祭には流鏑馬ありしが、今はなし、農民金鼓を鳴らして踊をなす、

○稻荷大明神廟 當社の北傍に在り、梅岳君御勸請にて、初め伊作城の西城に安せられ、大中公の時、こゝに移さる、いにしへより屢白狐の奇驗ありといへり、

神社合記 蛭子宮 中原村の市街にあり、神體木像四座、其内二躰は古作、二躰は新作なり、其古作の像は、梅岳君伊作城におひて御手作のよしいひ傳へ、士人尊敬しけるに、文化三年、丙寅、四月朔日の朝、當所の市民香花を供せし時、尊像なかり

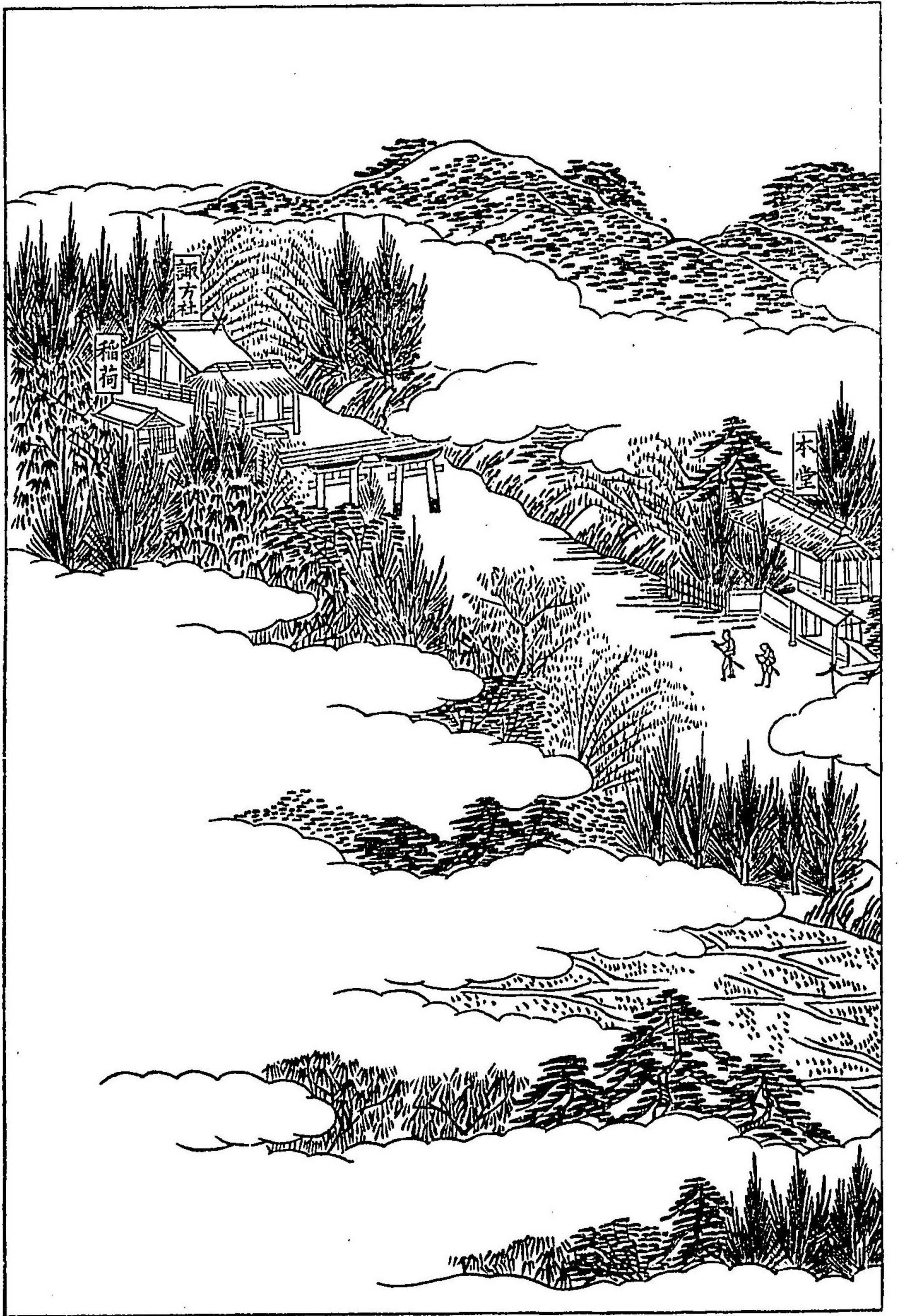
しかば、昨夜失給ひしと知り、諸方探求めけれども、得ざるにより、加世田日新寺に參詣して、事狀を啓白し、御籤を請ひ奉りけるに、尊像は盜賊の爲に失せたり、強て搜索することなかれ、自然と神慮を以て還宮あるべし、其間別に新像を設くべしとの籤訣を蒙り、新に二躰を彫刻して安置せり、かくて同九年、壬申十一月廿九日、當市の者、永吉邑に到りしに、舊像の所在を尋ね得、翌朔日守り歸りて、舊殿に安す、是に於て市民いよく仰信し、社殿を改造して、今の如く、新古の尊像四躰を遷宮し奉り、利生甚た著し、例祭正月三日 △龜山權現宮 中原村にあり、永祿二年、再興の上梁牌を藏む △妙見社、附役行者腰掛岩 中之里村にあり、伊作家の始祖、大隅守久長の勸請といへり、古鐘一口を掛く、寶徳三年、伊作家七世、犬安丸、大檀那として、所懸の銘あり、梅岳君加世田城を攻る

の時、當社に齋禱し給へるに、華表の傍に火柱立ち、祥瑞ありけるが、果して捷を得給ふといふ、例祭九月十九日、社の後に巨岩あり、役行者腰掛の岩といひ傳ふ。△船木大明神社 田尻村船木山にあり、正祭二月二日、永享八年、及ひ天正五年、再興の棟札あり、當社は、大汝八幡御下向の時、海上守護の神なりしゆへ、名號を船木と稱ずると口牌へ、今寶殿に小舟數十艘を納む、正祭の日、その小舟を出し、廟吏數人にて櫓唱をなし、盪廻すの式あり。△小鳥大明神祠 小野村の海邊にあり、地名を赤岩と云、昔しは此所港なりしとぞ、今は吹上白沙の地にして、漁戸僅に存ずるのみ、例祭十月二十日、由緒大沙の地にして、漁戸僅に存ずるのみ、例祭十月二十日、由緒大見の條、分註に、△新宮 和田村にあり、神体、鏡祭事十一月初卯の日なり、建武二年、丙子、二月廿四日、始造の棟札あり、

佛 寺

如意山願成就寺海藏院 地頭館一より卯辰 湯之浦村、小牧山の麓にあり、本府眞言宗大乘院の末にて、一薦補任の寺なり、本尊阿彌陀如來、立像、安開山廣範律師、廣範は、下野國一吽上人に從て習學し、一吽の事、本府大乗院の傳には、本藩の僧とせべし、なる久しく、紀州根來寺山に住せしと云、由來記を按ずるに、應永五年、戊寅の歲、伊作家四代、大隅守久義の創建にして、當初は十二の坊舎あり、今存ずるもの、等持院、千手院の、二ヶ寺にて、其餘は、智光院、常在院、淨光院、密藏院、勝藏院、福壽院、持寶院、玉藏院といひし、寺地のみを傳へ、一ヶ寺は寺號遺址共に審ならず、明應七年、戊午、二月十五日、菊三郎君、梅岳君、御幼稱當寺八代の住僧頼宗法印を師として、勤學あり、その時の緣故に因り、客殿中央の柱を日新柱と唱ふ、日新は、梅岳君の御齋號形柱を摸せ、當寺什物若干ありしが、廿二代の住僧政義の時、祝

海藏院



融に厄せられ、傳はるもの少し、大汝八幡宮の別當寺たり、寺  
祿五十九石、

○和歌

梅岳君老後當寺に登臨ありしに、庭上の菊花昔しに  
かわらざれば、懷舊のあまりに、  
おとろふる身ぞはづかしきくれなひの

菊はむかしのいろと聞よも

慈眼公當寺に光臨し給ひ、殘雪を見給ひて、

奥深みみぎりふりぬる杉村に

つもれる雪は花にまされる

瑞龜山善勝寺卯地方、九町餘、中原村、伊作城大手口の東、山之城  
の麓にあり、伊集院曹洞宗妙圓寺の末にして、本尊釋迦如來、  
開山愚丘妙智和尚義天といふ、季明應九年、十一月十一日、伊作

家八世、河内守久逸大岳公第三男にして、伊作家の嗣となる、加世田村原に戦死  
す、愚丘和尚は、久逸の叔父なれば、和尚をして當寺を創建あ  
り、久逸の功德寺となりしとかや、初しめ與倉村の内にあり、  
其遺址を故寺と呼ぶ、寛陽公の時、こゝに移さる、文化四年、  
失火にて焦土となり、文政三年、新に造營ありしなり、  
○鎮守堂、當寺境内にあり、水天を祀る、梅岳君勸請し給へ  
りとそ、

法水山普光院西福寺卯地方、八町餘、湯之浦村にあり、相州時衆  
宗藤澤山の末にして、本尊阿彌陀如來、開山覺阿上人、當寺は  
大永六年、梅岳君令堂法名梅窓の爲に建立せらる、寶曆十一年、當  
寺祝融の災ありて、舊記傳はらざるもの多し、

青峯山天徳寺辰地方、六町餘、湯之浦村にあり、當邑臨濟宗多寶  
寺の末刹なり、本尊千手觀音、元祿四年、十二月、住僧天室が書

ける當寺の由來記を按ずるに、開山實松玄昌和尚建保十四年、丙子、十一月九日、建保元年、癸酉、八月十二日、創建して、道忠山東福寺といふ、道忠は打越城主なり、道忠姓氏、詳ならず、東福の二字は、初め當寺其城の東之丸にある故なり、伊作家三世、下野守親忠、打越城を領ぜし時、菩提寺となし、青峯山天徳寺と改むと見ゆ、天文中、梅岳君寺を再興し、親忠、及ひ其弟三郎左衛門久氏の石塔を建立し、伊作家譜に據る、久氏は、足利大將軍尊氏に仕へ、近習となす、將軍諸將を遣し、梅正行を擊つ、此役九月十日、久氏攝州天王寺の戦に死す、見ゆ、舊史に貞和三年、細川順氏を遣し、是を撃つ、八月十四日、順氏敗走す、十一月廿五日、將軍復順氏及ひ屯す、廿六日、時氏正行と瓜生野に戦ふ、時に屯し、順氏天王寺に屯す、廿六日、時氏正行と瓜生野に戦ふ、時に氏敗走し、天王寺を保つ、天王寺合戦、月日、伊作家譜此より異なる、又邑吏云、久氏法名石塔に、義悦道忠大禪定門とありといふ、湯之浦村田五町を寄附し給ふ、天正十年、壬午、八月十二日、貫明公邦内一人一錢の勸化を許し給ひ、同十三年、客殿を造

立すといへり、  
佛母山多寶寺地方、頭餘、亥 中原村にあり、伊集院臨濟宗廣濟寺の末にして、本尊藥師如來、夫當寺は、伊作家四代久義、明徳元年、庚午、三月廿六日、荊翁和尚をして創建し、土人の傳へは、湯之浦村西屋敷にありといふ、伊作氏の菩提寺となす、荊翁和尚光師益道和尚を以て開山とす、伊作家代々の位牌、及ひ石塔あり、慶長十三年、戊申、五月十四日、洪水して、寺山崩れ、寺屋埋り、文書舊記悉く失ひ、來由委しうらず、

小縁山西福寺地方、頭餘、申 入木村にあり、前條臨濟宗多寶寺の末にして、本尊虚空藏、開山普宅和尚、四月十二日、遷化、當年號傳はらす、當寺の重寶に、水劔とて、火難を除く靈劔あり、普宅諸州行脚の時、肥前國五島の大安寺におひて、法華を講談し、夜る坐禪す、時に水神の授る所なり、由來記に見ゆる所、左に略載す、

水劔由來箇條記抄

一此水劔は、薩陽伊作西福寺普宅和尚の妙應の物なり、和尚修學して、肥前五島之大安寺に居住の時、一夜童子來り法救を乞、和尚問て曰、汝は何れの處の者ぞと、童子曰、我は大川の主なりと、終に法益を蒙て曰、和尚若願望あらば、何にても我よく辨ぜん、と、和尚の曰、我に別の望なし、唯我法孫寺孫等の地に、ながく火難ならん事を欲すと、翌夕童子又來り、一の劔をさし、けて、此劔を安置する所には、永、火災なからん、又水を以て、清き紙に、此劔の影をうつし、家に押ば、其家火難まぬかるべしと云て去ぬ、和尚は異人なり、手足共に六指にて、廿四指あり、薩摩國川邊の産なり、一和尚彼大安寺より、伊作小縁山西福寺へ移住の時、此劔持來り、毎年十月初の亥の日に、川の邊にて、水神を祭りける

に、種々の不思議あり、是に依て今に亥日の祭りたにす、其所を辨天の淵と名づく、

一此劔奇異の事 太守龍伯公の高聞に達し、護持の時、板にて劔の押形を作らせ、西福寺に安置させられ、眞劔は官物になりぬ、

此劔形を紙上に印して、以て鎮守の符となす、今に至り皆其、驗あり、

佛宇合記 等持院 本尊虚空藏、寺傳に梅岳君御安置といへり、開山亮盛法印、 千手院、 本尊千手觀音、以上の二ヶ寺、當邑眞言宗海藏院十二坊の中にて、湯之浦村本寺の側にあり、△寶集山興焉寺 田尻村にあり、本尊觀音、往昔は寶集庵といひしを、鳥津相摸守友久友久の事は、田布興岳公の靈牌を安し、舊來の庵號を以て山號となし、今の寺號に改む



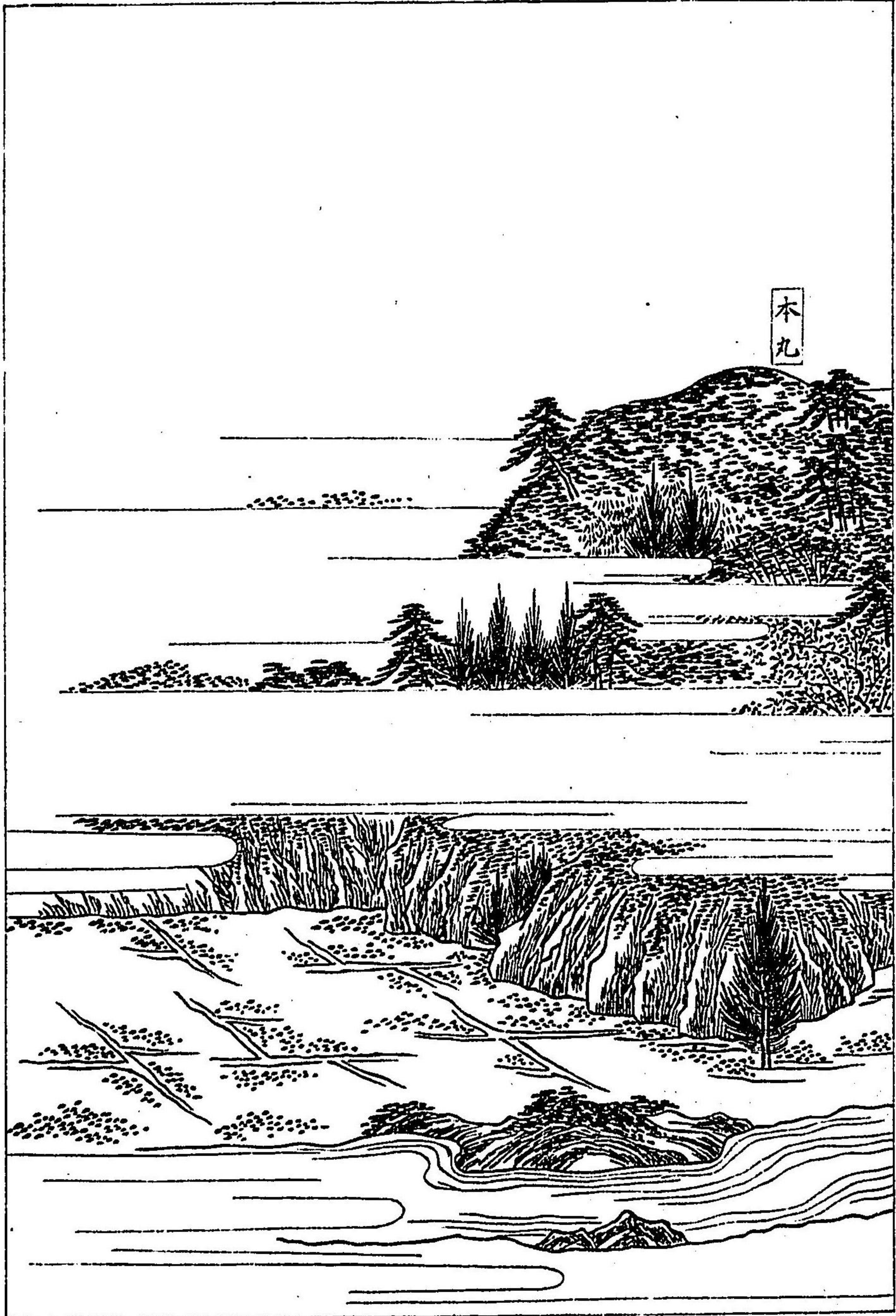
とぞ、△瑞松庵 今田村にあり、本尊薬師、虚空藏の二佛を  
安す、開山多寶寺十二代の住僧春叟和尚、以上の二ヶ寺、當邑  
臨濟宗多寶寺末なり、此外見耕庵、永谷庵、自然軒、長澤庵、見照  
庵、清源庵、梅林庵、寶金庵、徳重庵、石藏庵と號せる、多寶寺の支  
刹ありしが、今は廢してなし、△幣傳庵 和田村にあり、田  
布施常珠寺末禪宗なり、本尊地藏菩薩、開山は本寺十一世桑  
興和尚、

△毘沙門堂 湯之浦村にあり、木立像を安置す、三尺、天徳寺  
の所管にして、舊記に爲頼朝之舍兄源朝長也、建保四、丙子、六  
月廿六日、施主建立忠久と書し、また京都鞍馬の毘沙門を摸  
せられしよしも見にたり、△阿彌陀堂 湯之浦村にあり、  
是亦天徳寺の所管にて、由緒記に、願主藤原朝臣一瓢入道忠  
幸、大檀那藤原朝臣忠良、大永六年、丙子、二月十五日、建立と書

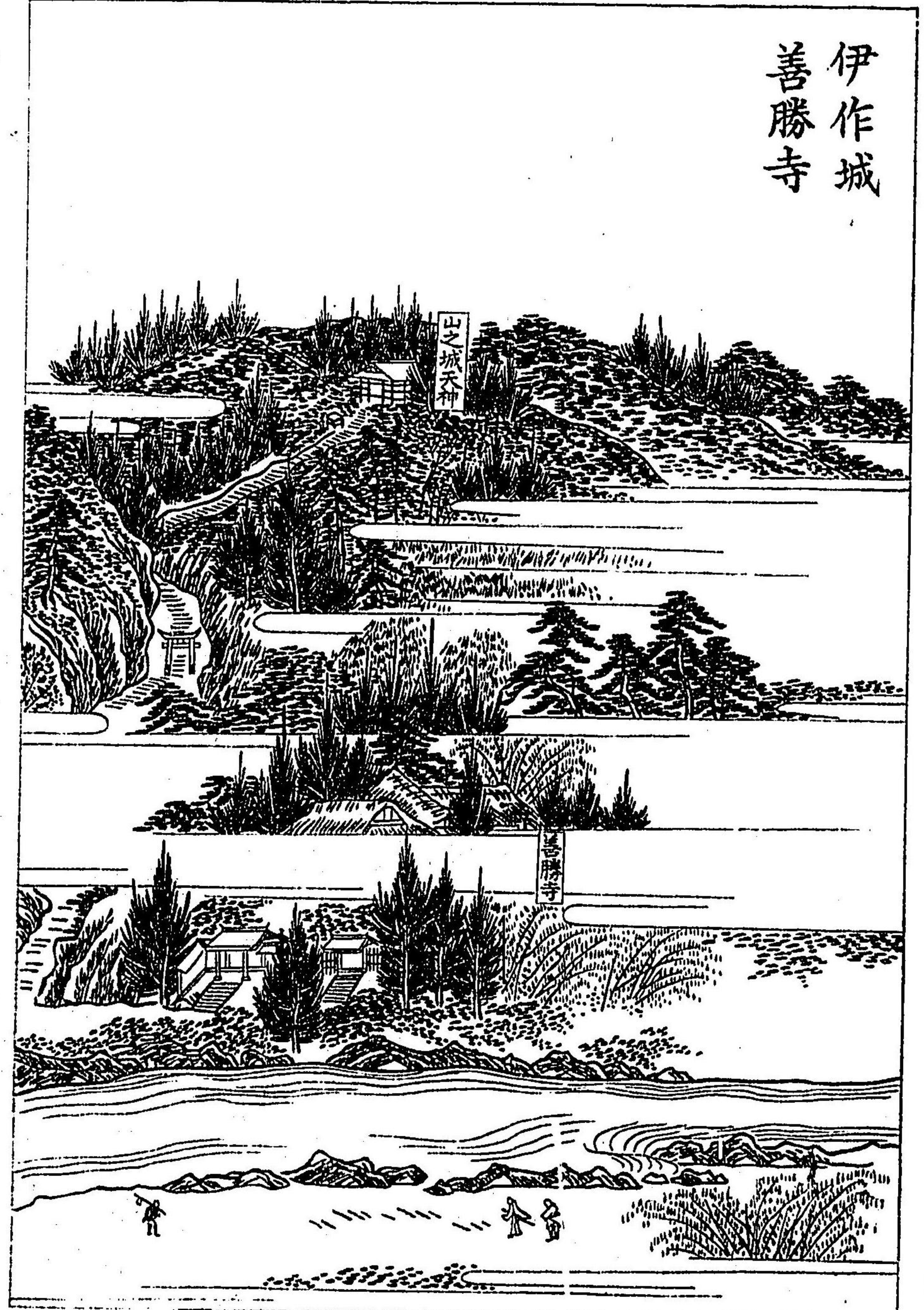
けり、

舊蹟

伊作城 地頭方十二町餘 中原村にあり、龜丸城とも號す、伊作家  
代々の居城にして、本丸、及び山之城、東城、西城等、子城の舊址、  
數ヶ所存ず、地形高さ凡六十尋、周廻二十五町餘あり、伊作家  
は、其先 道忍公の次子、島津大隅守久長に出づ、公の讓を  
受て、信州太田庄内神代津農兩郷、薩州伊作日置兩郷を領し  
て、當城に居し、伊作を以て氏とす、凡此書の内、伊作島津氏と  
記せるは、此家の事なり、津長は、道忍公に代り、筑前三年、崎  
に至り、二十四年、卒、崎に當り、足利寺に葬る、當城本丸に、伊作  
善久、殊には梅岳君、貫明公、松齡公、産所の跡あり、今石を  
置て表とす、又 大中公元服し玉ふも、此城に於てなり、  
○天満大自在天神閣 當城の内、山之城に鎮座す、祭祀八月



伊作城  
善勝寺



廿五日、梅岳君勸請し玉ふと云傳ふ、  
貫明公法樂短冊あり、

たつ霧やうへにのぼらぬ島ねかな  
ゆかぬ我も夢は花野のかりねかな

○射場 本丸の南麓にあり、梅岳君在城し玉ふ時、建置かれ、  
今に於て當邑士習射の場とす、

田中城地方、二頭節九町餘、己午 和田村にあり、得佛公の時、和田親  
純これに居れり、親純は、藤原純友の弟、伊豫守遠純の裔なり、  
建久八年、内裏大番の御觸狀に、伊作平四郎と見ゆしは、親純  
が後胤、伊作實澄をいへりとぞ、按ずるに平氏、村岡五郎良文  
四世の孫、伊作平次貞時、九州の總追捕使として、薩隅日及び  
肥前國を領し、肥前羽島に居る、又四世にして、平次郎良道、來  
て當邑を領せしに、良道の嫡女は、肥後國菊池四郎經遠が妻

なり、故ありて當邑此女の所領となり、其後菊池三郎遠秀に  
與へけるに、經遠歿して、此女和田八郎親純が妻となる、是に  
於て又親純に譲れりと、舊記に見ゆたり、永仁の頃、至て封は、  
伊作久長當邑に封は、  
城に在れ、伊作

古城合記 打越城、道忠城主たり、其後伊作親忠これを領ず、  
前の天徳寺の條に見ゆたり、参考すべし、△三石の城 △  
皮籠石城 以上の三城、湯之浦村にあり、△龜山城 △池  
之城 △上之城 △櫃ヶ峯城 以上の四城、中原村にあり、  
△大牟田城 △瀬戸口城 以上の二城、田尻村にあり、是等  
多くは伊作城の堡、岩なりと云、

西行坂地方、一里許、花熟里村にあり、日置郡永吉通道の小坂  
なり、昔、西行法師諸國を遍歴して、本藩に來り、此處にて休み  
ける時に、あやしげなる農夫の童子、枒あやに鎌取添て携へ行け

り、拐人とは物をとて、拐を杖なり、此とも、拐ひも、て、わより、聞な、て、古、今、集、  
ひ、残、れ、か、り、京、け、都、れ、の、逢、期、は、も、拐、つ、こ、通、は、も、し、た、ひ、る、棒、ど、り、此、名、今、大、坂、に、  
と、は、天、稱、ふ、棒、西、行、是、を、見、て、小、童、子、い、づ、く、へ、と、く、赴、く、な、る、ぞ、と  
問、ひ、し、か、ば、冬、草、の、夏、立、枯、を、刈、に、ま、い、る、と、答、ふ、西、行、そ、の、言  
ば、を、解、せ、ず、あ、や、し、み、な、が、ら、う、ち、案、じ、て、暫、ら、く、や、す、ら、ひ、居  
たり、し、に、と、ば、か、り、あ、り、て、さ、き、の、童、子、麥、の、刈、た、る、を、拐、に、か  
け、つ、荷、ひ、も、て、來、り、ぬ、扱、は、夏、立、枯、草、と、は、む、ぎ、な、る、も、の、を  
と、初、て、さ、と、れ、り、か、る、片、田、舎、に、風、雅、の、言、葉、こ、そ、あ、り、つ、れ、  
我、な、が、ら、か、ば、か、り、は、し、た、な、き、童、は、べ、に、だ、に、心、劣、り、せ、ら、れ、  
て、う、ち、は、ぢ、見、つ、猶、行、さ、き、の、程、い、か、な、ら、ん、と、お、ぼ、つ、か、な、し、  
よ、し、や、今、は、是、よ、り、歸、る、と、て、永、吉、の、方、に、引、か、へ、さ、れ、し、と、い  
ひ、傳、ふ、其、坂、路、の、傍、に、西、行、石、と、て、自、然、石、あ、り、西、行、腰、を、掛、し  
と、い、へ、り、又、坂、の、脇、に、西、行、園、と、い、ふ、字、の、畑、地、も、あ、り、且、財、部

の密寺佛性院よも西行來りしといふ財部の巻を照し見べし、西行記には、金がみさきまで修行し侍りきとあり、金が御崎は筑前國名所なり、

物産

金石類 鉄 △石英

器用類 蠟 中之里村に製蠟所あり、 △火繩 △紙 當邑

専ら紙を抄を以て業とす、

藥品類 眞珠 中原村の池に産す、蚌珠なり、 △枳壳 △金

銀花

走獸類 馬

鱗介類 鯛 △いし貝 當邑の海濱に産す、小貝にして名品

なり、土俗しら貝とも呼ぶ、

三國名勝圖會卷之二十九終

三國名勝圖會卷之三十目錄

薩摩國甌島郡

甌島

總說

島形

島名文字

諸古書

風俗

山水

山林總狀

敷禮岳

東浦

眺浦

盆山石

海鼠池

中甌港

浦內港

平港

手打港

瀨尾瀑布

瀨々浦

中礁

礁

八艘窟

精靈洞

伊牟田蓮池

居處

市山野牧馬苑

神社

飯島大明神

新田八幡宮

講本神社

八幡新田宮

側之宮

諏方神社

大多羅姬宮

神社合記

春日神祠

六王神祠

青湖神祠

敷湖神祠

矢

佛寺

本福寺

西昌寺

大性寺

稻荷神祠

常樂寺

舊蹟

鶴龜城

物產

土石類

金鐵類

布帛類

器用類

飲食類

藥品類

蔬菜類

果實類

花卉類

樹木類

飛禽類

走獸類

鱗介類

三國名勝圖會卷之三十

薩摩國

飯島郡

飯島 本府より北の方海陸二十里にあり、當飯島は、二島相並び、上飯の下方飯と陸二號す、串木野より、上飯村の地、海十里、上飯頭を置く、二島共にふ、地下飯頭、飯島を以て、上飯村の地、ふ、本府より、上飯頭を置く、二島共にふ、地下飯頭、飯島を以て、上飯村の地、頭は、其島内とす、

總説

島形 此島、上飯下飯ありて、島形南北に長く、北を上とし、南を下とす、上飯と下飯は、相離れて、上下二島、相距ること一里、上飯は周廻十四里十五町、下飯は周廻十二里廿二町、二島の間を、伊牟田海門といふ、潮水甚急にして、潮時を以て通船す、飯島とは、上下二島の總稱なり、上飯は、島形方にして、山林少く、四面に海灣多して、良港あり、下飯は、南北長く、東西短く、大抵

山林にして、海灣なく、二島民居皆海岸にあり、屬嶼若干あれども、本島の外は人居なし、

島名文字 續日本紀寶龜九年十一月の記に、甌島郡の名見たり、吉續記、子敷に作る、和名鈔、甌島、註古之木之萬に作る、武備志、天堂に作る、歌人沖津島と稱す、唐書有波邪小王云々、波邪疑らくは、甌島をいふに似たり、波邪は隼人の訛なるべし、詳かに異稱傳に見たり、上甌に、東西へ潮の通ふ海門あり、串瀬戸といふ、其内に甌形の巨岩あり、島民是を甌島大明神と稱す、下條に詳なり、甌島の名は、是に由て得たりとぞ、

諸古書 續紀、孝謙天皇神護慶雲三年十一月、庚寅、天皇臨軒、薩摩正六位下甌隼人麻比古授正六位上、△同紀、寶龜九年十一月壬子、遣唐第四船來泊薩摩國甌島郡、其判官海上真人三狩、漂著耽羅島、被島人畧留、但錄事韓國連源等、陰謀解纜而去、

率遺衆四十餘人而來歸、中又曰第一船海中斷、舳艫各分、主神津守宿禰國麿并唐判官等五十六人、乘其艦而著甌島郡、△三代實錄、貞觀十五年五月廿七日、庚寅、先是太宰府言、去三月十一日、不知何許人、舶二艘、載六十人、漂著薩摩國甌島郡、言語難通、問答何用、其首崔宗佐大陳潤等自書曰、宗佐等渤海國人、國王差入大唐、賀平徐州、海路浪險、漂蕩至此、國司推驗事意、不責公驗、所書年紀亦復相違、疑是新羅人、僞稱渤海人、竊來邊境、歟、領將二舶、向府之間、一舶得風、飛帆逃遁、是日勅、渤海遠蕃歸順於我、葺爾新羅、久挾獨心、宜令府國官司審加推勘、實是渤海人、須加慰勞、充糧發歸、若新羅凶黨、全禁其身言上、兼令管内諸國重鎮警守、△大日本史、卷五十六後二條天皇正安三年十二月十一日丙子、前相摸守北條貞時奏、元兵寇薩摩子敷島、△異稱日本傳曰、嘗聞藤原經長記曰、正安三年十二月十日、異國賊



船來于薩摩國子敷者一艘、凡海上船可三百艘、此爲寧一山、後事、而元史不見、蓋世祖困於我、二十三年罷征日本、遂死而後已、成宗繼立、使一山、而一山不歸、故浮巨艦候、我動靜、△寬永十九年、七月十七日、日本人三人ありて、南蠻人六人を擁護し、餛島の海岸に匿居者あり、餛島人は是を捕へ、訊問するに、金一貫七十錢、銀六百三十六錢を藏む、狀を以て官に告ぐ、遂に覇府に達し、異國人九人を長崎に監送す、  
風俗 土人野に耕し、海に漁し、織布製器を産業とす、人口繁殖して、民居稠密なり、

### 山水

山林總狀 閩島の内、下餛の地は、層山複巒連綿して絶えず、其峯巒の最高なるを敷潮嶽といふ、大嶽に御嶽といふ、又閩島第一の高峯なり、上餛の地は、山林少く、郊野多し、上餛に於ての高山を

牟禮嶽といふ、其外下餛に青潮嶽、口嶽、上餛に大藏嶽等あり、凡そ餛島の山は、薩隅地方の山と、状態を異にし、崔嵬峭峻にして、漢畫山水の景致に似たりといふ、其奇觀具述すべからず、

○敷潮嶽 前文に見ゆ、

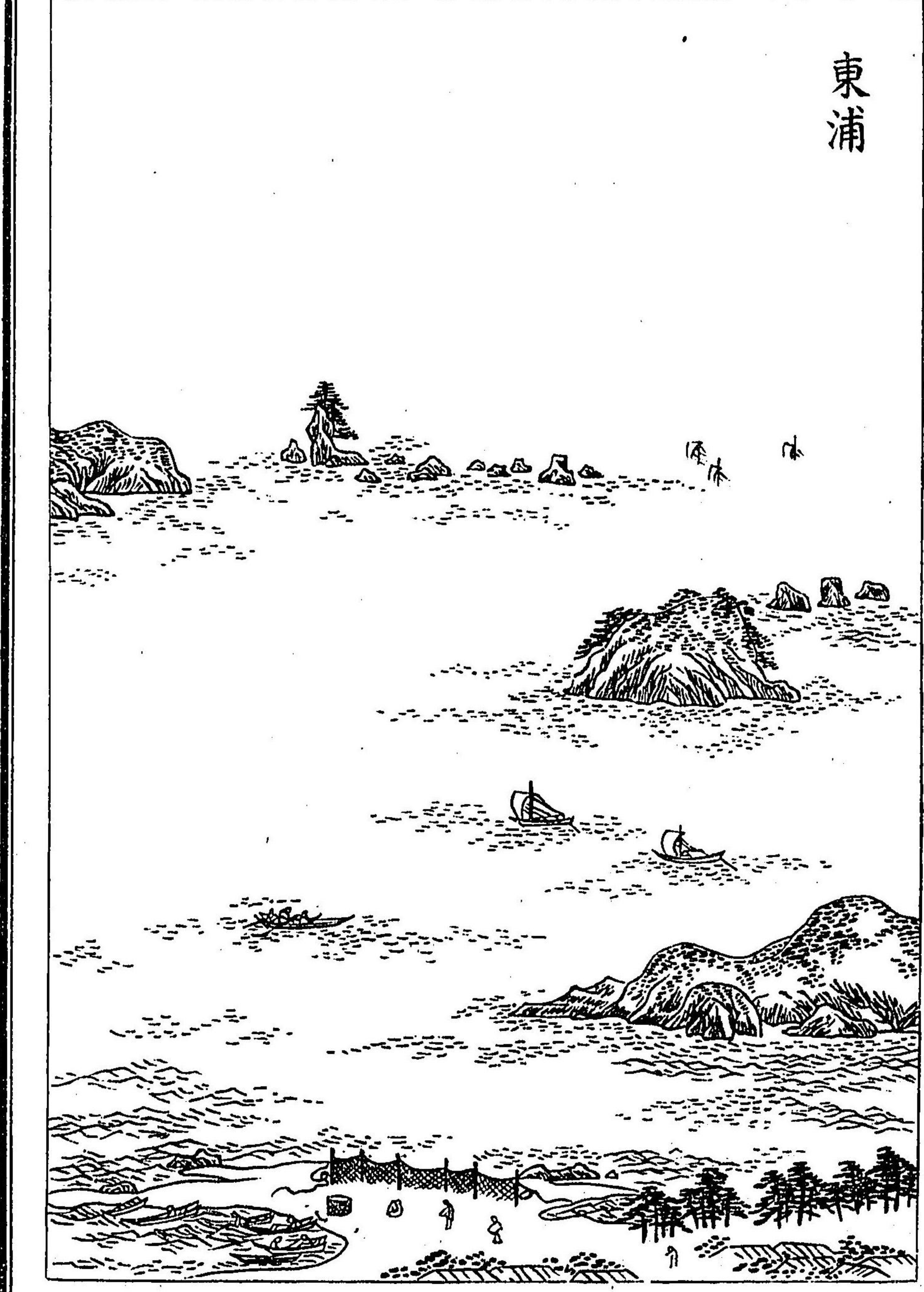
○牟禮嶽 前文に見ゆ、

東浦 里の地頭衙の所 上餛村里にあり、當島の北面にして、船舶泊繋の海灣なり、上餛に渡る者、爰に舟を入る、俗に里村の入江といふ、此所海形灣曲をなすこと少許にして、石堤を築き、泊繋に便りす、往古小川氏此島の領主たりし時、此村に居住す、眺望の景色殊によし、

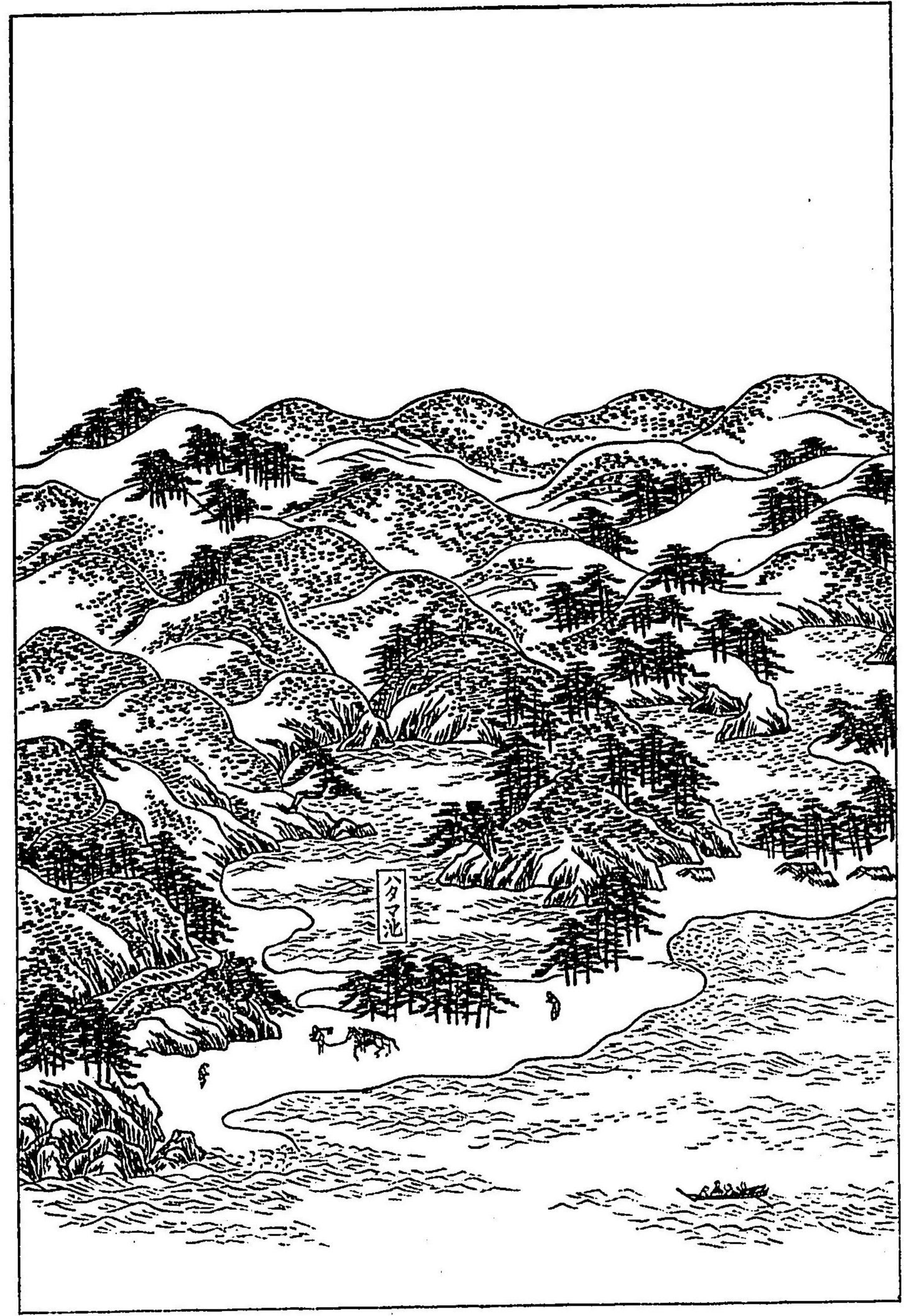
眺浦 中餛地頭衙の 上餛村、瀬上の海邊にあり、海渚に海鼠池、及ひ旗間池、鉄崎池等あり、此海邊沙渚平遠にして、碧石多く、



東浦



眺浦



盆山石を産す、高低の山阜相連り、島嘴突出し、海上には、天草島、及び肥薩の遠山畫を呈し、櫻島嶽を雲際に見望み、海陸の風景佳絶にして、上甌第一の勝處なり、慶安五年、六月、寛陽公當島に渡海し、玉ひ、梶原某か宅に宿し、北浦に遊覽し、玉ふ、今土謠の御縁曲は、此時に始るとぞ、

○盆山石 前文に見ゆ、

海鼠池 前條眺浦の海邊にあり、海より池まで半町許、池の周圍一里二十二町、深さ十四尋、淡鹹水にて、潮汐出入せず、池内に海鼠を産す、此海鼠尋常の種と異にして、其味佳絶なり、此島の絶品と稱ず、故に官用となす、海鼠初冬は甚小し、春に至て次第に長大なり、夏秋は復小くなる、冬より春三月頃まで采るべし、村民舟を浮て是を漁す、復海鼠池の東、僅に二歩許を隔て、一池あり、旗間池といふ、周廻十九町四間、深さ八尋、兩

池の間は通路なり、此池は海鼠を生ぜず、又此池より數町東に、二池あり、其一は巢口池、其一は嶽崎池といふ、皆海邊にありて、亦海鼠を生ぜず、

中甌港

中甌地頭

上甌村中甌にあり、海灣を港とす、南に地嘴

斜に港口を擁抱して、港形奇なり、此港甌島中頗る幅湊の處なり、唐船漂着の時も、此港に泊繫す、

浦内港

中甌地頭

上甌村、瀬上桑浦等にかゝる、此港兩又

あり、一里許の深灣にて、其狀江湖の如し、風濤の患へ毫末もなしといへども、舟船の出入に便ならずとぞ、

平港

中甌地頭

上甌村の南面、平にあり、往古は此村を矢

島と稱せしとぞ、人家漁釣を以て業とす、此所港なき故、風濤の時、土人患へとせしに、本府士長崎八右衛門隆近、當島に祇役す、此海邊に大池ある故に、其池を以て港を開かんとし、是